

令和6年度 短期大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
札幌大谷大学短期大学部



## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等 | 1  |
| II. 沿革と現況                            | 2  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価              | 4  |
| 基準 1. 使命・目的等                         | 4  |
| 基準 2. 学生                             | 10 |
| 基準 3. 教育課程                           | 37 |
| 基準 4. 教員・職員                          | 49 |
| 基準 5. 経営・管理と財務                       | 61 |
| 基準 6. 内部質保証                          | 76 |
| IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価            | 83 |
| 基準 A. 地域連携                           | 83 |
| V. 特記事項                              | 87 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧                       | 88 |
| VII. エビデンス集一覧                        | 95 |
| エビデンス集（データ編）一覧                       | 95 |
| エビデンス集（資料編）一覧                        | 96 |



## I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

### 1) 建学の精神(基本理念)

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部は、以下の建学の精神（基本理念）を掲げている。

札幌大谷大学、札幌大谷大学短期大学部は、その名の通り京都「大谷」の地に埋葬された日本仏教の大成者、親鸞聖人（1173年～1262年）のみ教えを建学の精神にしています。これはまた1906年（明治39年）、北海道初の私立高等女学校を設立した札幌大谷学園の伝統に由来しています。

親鸞聖人は、自らの凡夫性にいち早く目覚めて「悪人親鸞」と名乗り、無条件に我々すべてに掛けられている大いなる願いを拠所としない限り、生死の道を克服して意味ある一生を生き切ることはできないことを発見されたのです。

その願いに基づく我々の学園は、「生き切れない命は一つもない」という理念により、すべての人間に開かれた学園であり、同時にそこでは、一人も取りこぼさない教育、選別をしない教育、裁かない教育が展開されて、自発性・自律性に富んだ学生が育まれるはずです。そして教職員も共に学び、教育支援の誠を尽くすのです。

こういった教育観に立脚して、音楽学科、美術学科では、内面からあふれ出る表現のエネルギーをさまざまな手法において発揮し、すべての人々を幸せにする芸術家を育成しようとし、地域社会学科では、地域社会に貢献しうる心身豊かな社会人を、そして、保育科においては、未来を築く子どもたちのための保育者・教育者を、真に育成したいと願っています。

### 2) 使命・目的

「札幌大谷大学短期大学部 学則」第1条に定めるとおり、札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の目的は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開顕された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させること」にある。

すなわち仏教精神に基づく人間教育を基盤としながら、保育の専門知識及び技能を修得させることが本学の社会的使命である。

### 3) 大学の個性・特色

本学の個性・特色としては、建学の精神に基づいた人間性豊かな保育者養成をめざす教育目標や、教育内容の充実を図るための実践的なカリキュラム、札幌大谷大学附属幼稚園及び本学子育て支援センター「んぐまーま」との連携、表現活動や自然との関わりを積極的に取り入れた個性や感性を伸ばす教育などがあげられる。また、60年を超える保育者養成の実績と北海道内の幼児教育関連団体との連携に支えられた地域のニーズに応える教育体制も本学における教育の個性ある特色となっている。また、併設の札幌大谷大学には道内唯一の四年制の芸術学部音楽学科、道内屈指の実績を持つ芸術学部美術学科、さらに全国トップクラスの就職決定率を維持する社会学部地域社会学科を有している。「初年次教育・情報リテラシー」では本学及び札幌大谷大学の新生全員が各学科の専門的特長を一緒に学び、「副専攻制度」では本学専攻科の学生が他の学部・学科の授業を受講して単位や修了証を取得することができる。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|                   |  |
|-------------------|--|
| 明治39(1906)年 4月 1日 | 私立北海女学校創立 初代校長 清川円誠<br>校地、札幌市南6条西7丁目（現中央区南6条西7丁目）                        |
| 明治43(1910)年 4月 1日 | 私立北海高等女学校に組織変更   |
| 大正11(1922)年 9月 1日 | 現校地、札幌市東区北16条東9丁目（当時、札幌村仲通）に移転   |
| 大正12(1923)年 4月 1日 | 私立の冠を削除して、校名を北海高等女学校に改称  |
| 昭和19(1944)年 3月31日 | 財団法人北海高等女学校に組織変更   |
| 昭和22(1947)年 4月 1日 | 北海高等女学校併置中学校を開設  |
| 昭和23(1948)年 2月 1日 | 札幌大谷学園設立   |
| 昭和23(1948)年 4月 1日 | 学制改革により、北海高等女学校を札幌大谷高等学校と改称<br>学制改革により、北海高等女学校併置中学校を札幌大谷高等学校<br>附設中学校と改称 |
| 昭和26(1951)年 3月 1日 | 学校法人札幌大谷学園に組織変更  |
| 昭和30(1955)年 4月 1日 | 札幌大谷高等学校附属幼稚園開園  |
| 昭和36(1961)年 4月 1日 | 札幌大谷短期大学（保育科）開設<br>札幌大谷高等学校附設中学校を札幌大谷高等学校附属中学校に改<br>称                    |
| 昭和39(1964)年 4月 1日 | 札幌大谷短期大学（音楽科、美術科）を増設<br>幼稚園を札幌大谷短期大学附属幼稚園とする                             |
| 昭和41(1966)年 4月 1日 | 短期大学専攻科 音楽専攻、美術専攻を設置   |
| 昭和54(1979)年 4月 1日 | 短期大学専攻科 保育専攻を増設  |
| 平成 9(1997)年 4月 1日 | 保育士養成課程を設置   |
| 平成12(2000)年 4月 1日 | 短期大学専攻科を2年制に改める<br>大学評価・学位授与機構より認定を受け、学士の学位取得可能とな<br>る                   |
| 平成18(2006)年 4月 1日 | 札幌大谷大学（音楽学部音楽学科）開設   |
| 平成19(2007)年 4月 1日 | 札幌大谷短期大学を札幌大谷大学短期大学部へ名称変更<br>札幌大谷短期大学附属幼稚園を札幌大谷大学附属幼稚園に名称変<br>更          |
| 平成21(2009)年 3月31日 | 札幌大谷大学短期大学部専攻科音楽専攻廃止   |
| 平成22(2010)年 4月 1日 | 札幌大谷大学短期大学部保育科及び美術科を男女共学とする  |
| 平成24(2012)年 4月 1日 | 札幌大谷大学音楽学部を芸術学部に変更<br>札幌大谷大学芸術学部美術学科を増設<br>札幌大谷大学社会学部地域社会学科を増設           |
| 平成25(2013)年 3月31日 | 札幌大谷大学短期大学部音楽科・美術科・専攻科美術専攻廃止   |
| 平成28(2016)年 4月 1日 | 芸術学部音楽学科・美術学科編入学定員の廃止  |
| 平成28(2016)年10月12日 | 学校法人札幌大谷学園開学110周年記念式典を挙げる  |

2. 本学の現況

・短期大学名

札幌大谷大学短期大学部

・所在地

北海道札幌市東区北 16 条東 9 丁目 1 番 1 号

・学科構成

保育科

専攻科保育専攻

・学生数、教員数、職員数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

学生数

(人)

| 学科等     | 入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |      |     |
|---------|------|------|-------|------|-----|
|         |      |      | 1 年次  | 2 年次 | 計   |
| 保育科     | 85   | 185  | 55    | 66   | 121 |
| 専攻科保育専攻 | 10   | 20   | 15    | 10   | 25  |
| 合計      | 95   | 205  | 70    | 76   | 146 |

教員数

(人)

| 学科等     | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 | 助手 | 兼任 |
|---------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 保育科     | 6  | 3   | 3  | 0  | 12 | 1  | 48 |
| 専攻科保育専攻 | 0  | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 7  |
| 合計      | 6  | 3   | 3  | 0  | 12 | 1  | 55 |

職員数

(人)

| 正職員 | 嘱託職員<br>(フルタイム) | 嘱託職員<br>(パートタイム) | 派遣職員 | 合計 |
|-----|-----------------|------------------|------|----|
| 33  | 12              | 9                | 0    | 54 |

※法人本部及び札幌大谷大学を含む

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「札幌大谷大学短期大学部 学則（以下「学則」という。）」第 1 条に目的を、第 3 条の 2 に教育研究上の目的をそれぞれ具体的に明文化し、図表 1-1-1 のとおり定めている。【資料 1-1-1】

図表 1-1-1 本学の目的及び教育研究上の目的

|   |
|---|
| <p>(目的)</p> <p>第 1 条 札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開顕された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させることを目的とする。</p> <p>(教育研究上の目的)</p> <p>第 3 条の 2 保育科は、乳幼児の発達と教育に関わる知識と技能を修得し、実習を通じて実践力を養うことにより、成長期の子どもと子どもを取り巻く今日的な問題に対して適切に対処できる高い知性や社会性を備えた幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。</p> |
|---|

本学の専攻科は、学則第 44 条に目的を、第 45 条の 2 に教育研究上の目的をそれぞれ具体的に明文化し、図表 1-1-2 のとおり定めている。【資料 1-1-1】

図表 1-1-2 専攻科の目的及び教育研究上の目的

|   |
|---|
| <p>(専攻科の目的)</p> <p>第 44 条 専攻科は、本学が設置する学科の教育の基礎の上に精深な程度において、必要なる特別の課目を教授し、その研究を指導することを目的とする。</p> <p>(教育研究上の目的)</p> <p>第 45 条の 2 保育専攻は、本科の教育課程で修得した知識と技能を基礎として、さらに障害児教育・教科教育・実践教育に特色を置いた高度な資質や力量の涵養を図り、現代社会に即応できる人材の育成を目的とする。</p> |
|---|

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学は、基準 1-1-① で示したとおり、本学の目的及び教育研究上の目的をそれぞれ学則

に定め、わかりやすく簡潔に文章化して「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」という。）」及び大学ホームページ等に掲載している。【資料 1-1-2】

### 1-1-③ 個性・特色の明示

学校法人札幌大谷学園（以下「法人」という。）は、明治 39(1906)年に北海道初の私立高等女学校として創立され、令和 6(2024)年度で 118 年目を迎えた。北海道内の私学として長い歴史と伝統をもっている。

本学は、併設する札幌大谷大学（以下「併設大学」という。）とともに、人間の本質に関わる三つの分野ー人間を育てる「保育」、人生を豊かにする「芸術（音楽・美術）」、そして人々をつなげる「社会」を、専門的に学ぶことのできる個性的な大学として、さまざまな社会・教育組織と連携しながら、北海道の発展に独自に貢献している。【資料 1-1-3】

本学は、目的及び教育研究上の目的に、本学の個性・特色を反映し、明示している。

なお、本学における保育科及び専攻科のそれぞれの個性・特色は、以下のとおりである。

#### ・保育科

保育科は、昭和 36(1961)年に開設した。令和 6(2024)年には開設 63 年目を迎える。伝統のある保育者養成校として、北海道内はもとより全国の保育・幼児教育施設に、数多くの保育者を輩出している。保育科では、2 年間の学修で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得することができる。個性・特色としては、第一に併設する札幌大谷大学附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）と子育て支援センター「んぐまーま」（以下「んぐまーま」という。）を活用した実習科目の展開を挙げることができる。【資料 1-1-4】

また、実習全般のサポートを行う実習準備室を設け、専属の教員を配置し、学生が安心して実習に取り組み、実践的な学修が進められるようにしている。

第二に、音楽、美術、自然、健康、特別支援・子育て支援の五つのテーマに分かれ、2 年間をとおして専門的な学修を進める本学独自科目「特別研究」の開講を挙げることができる。個性を磨き、得意分野をもつことは、保育者としての強みが増す機会となる。また、近年は特に「特別研究」を中心に、地域の幼稚園や保育所、認定こども園、各種施設、機関と連携し、学生が本学での学びを実際の保育現場や社会につなげて考えることができる授業展開に積極的に取り組んでいる。

#### ・専攻科

専攻科は、昭和 54(1979)年に開設した。平成 12(2000)年に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定の専攻科（二年制）に改組し、学士の学位と幼稚園教諭一種免許状を取得可能とした。附属幼稚園での教育実習は一年間に渡って行われる。原則的に、一年間同一クラスで実習を行い、長期的な視点で子どもの成長を見届けることができる体制を整えている。また、「んぐまーま」で毎月開催される「多胎児親子の会」に参加し、子育て家庭のニーズを捉え、保護者に対する子育て支援の経験を深める機会も設けている。

さらに、保育科からの学修経験を基礎に、「基礎系、表現系、環境・健康系」の 3 講座に分かれ、「修了研究」にも取り組んでいる。「修了研究」では、保育や子育てをテーマにし

た社会調査を中心に、保育内容に関する教材研究や実践研究など、学生それぞれの興味・関心に基づいて研究に取り組み、学びを深めることができる。

本学は、目的及び教育研究上の目的を遂行するために、保育科及び専攻科の教育目標を図表 1-1-3 のとおり示している。

なお、本学の教育目標は、保育科及び専攻科ともに典拠となる学則とその内容を明示するため、令和 5(2023)年度に一部改正した。

図表 1-1-3 教育目標

| 学科等         | 教育目標  |
|-------------|---|
| 保育科         | 保育科は、本学学則第 3 条の 2 に定める目的を達成するため、以下を教育目標とする。<br>1 幼児教育・保育に関する専門的知識と技術を修得した保育者を養成する。<br>2 得意分野を持ち、実践力を身につけた感性豊かな保育者を養成する。                 |
| 専攻科<br>保育専攻 | 専攻科保育専攻は、本学学則第 45 条の 2 に定める目的を達成するため、以下を教育目標とする。<br>1 幼児教育・保育に関する幅広い専門的知識と高い技術を修得した保育者を養成する。<br>2 確かな実践力を身につけ、論理的思考力を備えた、感性豊かな保育者を養成する。 |

#### 1-1-④ 変化への対応

学長は、令和 5(2023)年度の教授会において本学の目的及び教育研究上の目的を現在の社会情勢などに対応し、見直しをする必要性について意見を聴いている。結論、現状は見直しをする必要性はないということで学長決定したが、令和 6(2024)年度以降も常に社会情勢等の変化に対応できるよう努めることになった。【資料 1-1-5】

なお、本学は社会情勢の変化に応じる動きとして、具体的なカリキュラムについて検討するために令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけて学長のリーダーシップのもと「教育の内部質保証ワーキンググループ（以下「教育質保証 WG」という。）」を設置した。教育質保証 WG は、内部質保証会議の下部組織として時代のニーズに応じたカリキュラムの改編について学科横断的な協議を行っている。教育質保証 WG より提案された内容は、学内の会議体を経て決定し、学則の一部改正により令和 5(2023)年度入学生から新カリキュラムを導入してすすめている。【資料 1-1-6】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】(077) 短大 学則

【資料 1-1-2】大短 ガバナンス・コード

【資料 1-1-3】2025 年度大学案内 (P.6 学長メッセージから引用)

【資料 1-1-4】子育て支援センター「んぐまーま」リーフレット

【資料 1-1-5】合同教授会議事録 (2023 年 12 月 20 日審議事項 3)

【資料 1-1-6】教育の内部質保証ワーキンググループ議事録

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が策定した「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」という。）」には、第1章に「私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重」としてガバナンス・コードは、本学が建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを宣言している。本学は、ガバナンス・コードの策定に合わせ、ガバナンス・コードの適合（遵守）状況を教授会及び理事会等で点検する。本学の目的及び教育研究上の目的の改善及び見直しについては、社会情勢等の急激な変化や少子高齢化といった社会的課題に向けて、令和 7(2025)年度からの新たな中長期計画を将来計画として策定する。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則に定める目的及び教育研究上の目的等の策定や見直しに当たっては、学長が教授会等の意見を聴いてすすめることから教職員の理解と支持を得ている。

また、学長は理事会等で役員に説明し、意見交換することから役員の理解と支持を得ている。以上により役員及び教職員は、教授会又は理事会等主要な会議体の場において関与・参画している。

### 1-2-② 学内外への周知

学則に定める目的及び教育研究上の目的等は、大学ホームページをはじめ学内に設置している学長専用掲示板ほかで周知している。

教職員は、年度始めの「FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会」において説明を受け、建学の精神をはじめ目的及び教育研究上の目的等の理解を深めている。【資料 1-2-1】

学長は、年度始めの第1回教授会において学長のリーダーシップのもと、目的及び教育研究上の目的等を説明のうえ周知している。【資料 1-2-2】

新入生は、入学式及び1年前期開講の必修科目「初年次教育・情報リテラシー」の初回の授業で学長自ら説明のうえ周知している。【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

法人は、図表 1-2-1 のとおり「札幌大谷学園花まつり法要」「御正忌同朋の会」「同朋の会」といった建学の精神に基づく行事を定期的で開催して、親鸞聖人のみ教えをより深く

理解するための機会を設けている。【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

学外への周知は、大学ホームページと大学案内のほか、学科教員や入試広報課職員によって年度ごとに北海道内の高等学校への訪問計画が立てられ、教職員が直接、本学の目的及び教育研究上の目的を説明することに努めている。

図表 1-2-1 建学の精神に基づく行事

| 行事名              | 内容   |
|------------------|--|
| 入学式及び学位記・修了証書授与式 | 仏教讃歌による式次第に則って進行する。  |
| 札幌大谷学園花まつり法要     | 釈尊の誕生を祝福する法会。毎年 5 月に学生が参加（附属幼稚園、中学校、高校の生徒も参加）し、仏教讃歌の斉唱や法話をとおして、建学の精神について学ぶ。                      |
| 御正忌同朋の会          | 宗祖親鸞聖人の恩徳に感謝し報いるために開かれる浄土真宗の伝統的な行事。毎年 10 月、全教職員・学生が仏教讃歌による式次第に則り、法話を聴聞する。                        |
| 札幌大谷学園修正会法要      | 新年を迎えるにあたり、建学の精神に立脚し、ご本尊の尊前にて、仏恩報謝の思いをもって新しい年にのぞむ仏事。<br>(毎年 1 月実施、教職員対象)                         |
| 同朋の会             | 親鸞聖人のご命日(28日)に合わせて、宗教教育担当主幹の下、同朋新聞(真宗大谷派の機関紙)の輪読を行い、親鸞聖人の生涯やみ教えについて学ぶ。<br>(毎月 1 回実施、教職員対象、参加は任意) |

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の目的及び教育研究上の目的は、その実現に向けて「学校法人札幌大谷学園 中長期計画（以下「中長期計画」という。）」へ反映している。中長期計画は、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年について「札幌大谷学園 グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）」及び「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等（以下「経営改善計画等」という。）」として進めている。特に経営改善計画等は、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題としている（基準 5-1-②参照）。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の目的及び教育研究上の目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

なお、本学は令和 4(2022)年度に学修者本位の教育をより重視するとともに、本学の建学の精神及び目的及び教育研究上の目的との整合性の観点から三つのポリシーの見直しを行い、令和 5(2023)年度に一部改定した。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、保育科及び専攻科保育専攻で構成している。

保育科の学生は、2 年間の学修で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得することができ、卒業後は保育者として現場に出ることから、理論と実践をバランス良く身につけることが求められている。本学では、実践的な能力が身につくように、附属幼稚園と「んぐまーま」で座学と並行して学ぶことができる。

以上のことから、本学では、教育目的に応じた専門的な技術・知識が修得できるように

教育研究組織が構成されており、本学の目的及び教育研究上の目的との整合性がとれている。

また、本学の個性・特色を活かしつつ、併設大学の芸術学部及び社会学部との教育研究上の相互交流と一体化を図るため、各種センター及び委員会、大学協議会、教授会は併設大学との合同で構成されている。【資料 1-2-7】～【資料 1-2-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 2024 年度第 1 回 FD・SD 研修会実施要領

【資料 1-2-2】 合同教授会議事録（2023 年 4 月 3 日報告事項 2・3）

【資料 1-2-3】 2024 年度入学式式次第

【資料 1-2-4】 「初年次教育・情報リテラシー」資料

【資料 1-2-5】 2023 年度札幌大谷学園花まつり法要実施要領

【資料 1-2-6】 2023 年度御正忌同朋の会実施要領

【資料 1-2-7】 (119) 大短 各種センター及び委員会内規

【資料 1-2-8】 (117) 大短 大学協議会規程

【資料 1-2-9】 (115) 大短 合同教授会内規

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神に関する教育研究体制を強化するため、関連科目担当に、学長及び浄土真宗の僧籍を有する専任教員を配置した。さらに、本学の目的及び教育研究上の目的と学修カリキュラムの具体的な関連性については、全学生対象に年度始めに実施されるオリエンテーションにおいて周知徹底を図っている。

現行の中長期計画は、令和 6(2024)年度で完了することから、これまでの 5 年間の事業活動の自己評価を行うことで本学の実績と課題を抽出するとともに、社会情勢等の急激な変化や少子高齢化といった社会的課題に向けて、令和 7(2025)年度からの新たな中長期計画を将来計画として策定する。

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神を踏まえ、本学の目的及び教育研究上の目的を学則に具体的に明文化している。本学が策定したガバナンス・コードは、本学が建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを宣言している。

本学は保育科及び専攻科保育専攻のそれぞれの教育目標を定めており、その達成に必要な教育研究組織を整えている。本学は、教職員及び学生に対し、入学式、教授会、研修会などの機会をとおして、本学の目的及び教育研究上の目的、教育目標などを意識するように努めている。本学は、本学の目的及び教育研究上の目的を現行の中長期計画に反映させていることから令和 7(2025)年度からの新たな中長期計画にも反映し、将来計画として策定する。

以上のことから、基準 1 を満たしていると評価する。

**基準 2. 学生**

**2-1. 学生の受入れ**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）では、教育研究上の目的に基づいて教育目標を設定し、それに応じた入学者の受入れに関する方針すなわちアドミッション・ポリシーを図表 2-1-1 のとおり明示している。このアドミッション・ポリシーは、時代のニーズを意識しつつ、教育内容との整合性を図りながら改定を行ってきた。中断のない検討により、大学教育を通じて発展・向上させる能力、入学者に求める能力をよりわかりやすく明確にした。

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項、大学案内、大学ホームページ、学生便覧に公開しているほか、その趣旨については、オープンキャンパスにおける学科説明や個別相談、学外で行われる進学相談会や高校への出張講義等とおして高校生や保護者等に説明している。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-3】

図表 2-1-1 アドミッション・ポリシー

|     |  |
|-----|--|
| 保育科 | <p>1 大学教育を通じて発展・向上させる能力<br/>札幌大谷大学短期大学部保育科では、幼児教育・保育に関する理論と実践のための技術、子どもの成長・発達についての専門的知識を修得した感性豊かな保育者を養成します。その中で特に、各々の関心に基づく得意分野を持ち、学んだことを保育の現場で活かすことのできる実践力を身につけることを重視しています。</p> <p>2 入学者に求める能力<br/>【知識・技能】<br/>・高等学校の幅広い学習内容を習得していること。<br/>・保育に関する専門的知識を学ぶための基礎的能力を身につけていること。<br/>【思考力・判断力・表現力】<br/>・文章表現のための基礎的な能力を有していること。<br/>・自分なりの考えを形成し、他者に伝えるための能力を有していること。<br/>・さまざまな方法で自己を表現するスキルを有していること。<br/>【主体性・多様性・協働性】<br/>・保育科において学修を継続することに強い意欲を有していること。<br/>・保育に関連する社会の問題への関心と、社会に貢献しようという目的意識を有していること。</p> |
|-----|--|

|         |  |
|---------|--|
| 専攻科保育専攻 | <p>1 大学教育を通じて発展・向上させる能力<br/>札幌大谷大学短期大学部専攻科保育専攻では、幼児教育・保育に関する理論を自分なりに理解し、実践のための高い技術と子どもの成長・発達についての幅広い専門的知識を身につけた感性豊かな保育者を養成します。その中で特に、各々の関心に基づく得意分野に磨きをかけ、保育の現場でリーダーシップを発揮できるような実践力を身につけることを重視しています。さらに、論理的思考力や的確な文章表現力も養います。</p> <p>2 入学者に求める能力<br/>【知識・技能】<br/>・本学短期大学部保育科またはそれに相当する教育課程を修め、幼稚園教諭二種免許状を取得していること。<br/>【思考力・判断力・表現力】<br/>・短期大学卒業程度の文章作成能力と論理的思考能力及び一定レベルのピアノ演奏に関するスキルを有していること。<br/>【主体性・多様性・協働性】<br/>・専攻科においてさらに学修を継続することに強い意欲を有していること。<br/>・保育に関連する社会の問題への深い関心と、保育に関するさらに高度な専門知識を持って社会に貢献しようという目的意識を有していること。</p> |
|---------|--|

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を多面的、総合的に判断する選抜方法によって多様な個性を持った入学志願者を受け入れるべく、様々な入学要件を設定し複数の入学者選抜の機会を設けている。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法については、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学者選抜規程」に基づき、学科での協議の後に入試委員会で審議され、大学協議会及び教授会の意見を聴いて学長が決定している。また、入学試験の際には公正かつ厳正な実施に努めている。【資料 2-1-4】～【資料 2-1-7】

入学試験問題の確認作業については、入試委員会においてチェックリストを作成しており、それに基づいて厳密に実施している。入学試験問題の作成と管理は本学内において行っている。入学試験問題は作題者から提出された後、学科の入試委員と一部の科目については外部審査により、出題内容の適格性を確認している。

また、多様な入学者選抜によって、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかどうかの検証については、令和 5(2023) 年度に導入した新入生を対象とした「アセスメントテスト」の結果を入試区分と紐づける分析によって可視化が可能となった。その結果を全学の FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会で全教職員に共有し、入学者選抜区分ごとの学生の傾向や入学した動機、受験の意思決定要因を学生募集や入学後の指導に役立てている。

さらに、法改正を踏まえて入学者選抜区分の見直しも随時行っており、現在の区分は、図表 2-1-2 から図表 2-1-4 に示すとおり「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校制、公募制、特別指定校）」「特別選抜」「一般選抜 I 期・II 期」「大学入学共通テスト I 期・II 期・III 期」となっている。一般選抜 II 期、大学入学共通テスト II 期・III 期以外の出願者を対象として、特待生制度を設けており、一般選抜 I 期に合わせて一次試験を実施している。専攻科保育専攻の入学者選抜の区分は一つで、I 期・II 期・III 期の 3 回実施している。

入学者選抜の手続きの見直しも行っており、令和 4(2022)年度から Web 出願を一部導入し、令和 5(2023)年度からは全ての入学者選抜制度を Web 出願とした。

以下に保育科（特待生試験含む）、専攻科保育専攻の各入学者選抜区分における評価項目等の概要を示す。

#### 1) 総合型選抜

保育者をめざす個性的で向学心の高い入学志願者を選抜する入学者選抜制度として、入学志願者と本学との面談を通じて相互の理解を深める中で選抜を行う総合型選抜を令和4(2022)年度入学者選抜から導入した。事前に提示された課題探究に取り組んだ成果の発表、もしくは提出された作品・レポートに関する面談担当者との面談によって診断を行っている。全体の学習成績の状況などの出願資格の条件は設けていない。

また、保育科オープンキャンパス内で課題探究に関連する保育セミナーを実施し、課題探究の内容を説明するとともに、探究の取り組み方を伝えている。課題探究の内容は随時見直しており、令和6(2024)年度入学者選抜から表現実技を追加した。

#### 2) 学校推薦型選抜（指定校制／公募制）

学校推薦型選抜は指定校制と公募制に区分し実施している。指定校制については、本学が定める指定校を卒業見込みの者で、全体の学習成績の状況が3.5以上の本学を専願とする、かつ人物・生活態度に関し、所属する学校長が特に推薦する者を対象としている。

公募制の出願資格は、学校長の推薦を受け、全体の学習成績の状況が3.5以上の本学を専願とする者で、現役生のみではなく、高等学校卒業後2年以内であれば出願可能としている。指定校制・公募制ともに、保育及び関連分野への高い関心と、入学後の学びに対して意欲的に取り組む姿勢があることを条件としている。指定校制の選抜方法は面接・口頭試問、公募制は小論文、面接・口頭試問である。なお公募制では長年表現実技も実施してきたが、受験生の動向と実情を踏まえ、令和6(2024)年度入学者選抜より廃止した。また、指定校は受験実績等を踏まえ随時見直しを行っている。

#### 3) 学校推薦型選抜（特別指定校）

本学併設の札幌大谷高等学校（以下「併設高校」という。）及び北海道内の真宗大谷派関係学校である函館大谷、帯広大谷、北海道大谷室蘭、稚内大谷の各高等学校、計5校を対象とした指定校推薦型選抜を実施している。出願資格は、当該年度に特別指定校を卒業見込みであり、保育に強い関心を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある本学を専願とする者で、人物・生活態度に関し、学校長が特に推薦した者としている。選抜方法は面接・口頭試問である。

#### 4) 特別選抜

社会人、海外帰国子女、外国人留学生及び再入学、再チャレンジを希望する者を対象とした入学者選抜制度であり、学校推薦型選抜と同一日程で実施している。選抜方法は小論文と面接である。

#### 5) 一般選抜

学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条で定められた大学入学資格を有す

る者を対象とし、一般的な学力を審査する入学者選抜制度として位置づけ、I期（2月）とII期（3月）の2回実施している。必須科目は国語総合（古文、漢文を除く）、選択科目は、コミュニケーション英語I・II、日本史B、政治・経済、生物基礎の4科目から出願時に1科目選択することとしている。

#### 6) 大学入学共通テスト利用選抜

学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、当該年度の大学入学共通テストの成績により選抜する。国語を必須科目、そのほか1教科1科目を選択科目としている。

令和4(2022)年度入学者選抜よりさらなる受験機会の拡大を図ることを目的に、I期（2月）、II期（3月）に加えてIII期（3月）を設けた。

#### 7) 特待生試験

当該年度の入学者で学業成績が特に優れ、かつ向上心が強く、将来保育者として広く社会に貢献できると思われる人材を特待生として選抜している。一次試験は一般選抜I期に準じ、二次試験として面接を実施している。

#### 8) 専攻科保育専攻入学者選抜

本学を卒業及び卒業見込みの者又はこれと同等もしくはそれ以上の学力があると認められる者で、幼稚園教諭二種免許状を取得又は取得見込みの者を対象とし、小論文と面接で可否を判定する。I期（9月）、II期（11月）、III期（3月）の3回実施している。また、令和2(2020)年度入学者選抜から指定校制を設けており、本学が定める指定の短期大学を卒業見込みで、幼稚園教諭二種免許状を取得又は取得見込みであり、保育に強い関心を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある者で、人物・生活態度に関し、学校長が推薦する者を対象としている。

図表 2-1-2 令和6(2024)年度 保育科入学者選抜区分別選考方法・出題科目

| 区分                | 選考方法・出題科目   |
|-------------------|---|
| 総合型選抜             | [選抜方法]<br>課題探究（指定された課題の中から1つ選択）、面談<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習 |
| 学校推薦型選抜<br>（指定校制） | [選抜方法]<br>面接・口頭試問<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習                  |
| 学校推薦型選抜<br>（公募制）  | [選抜方法]<br>小論文<br>面接・口頭試問<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習           |

札幌大谷大学短期大学部

| 区分   | 選考方法・出題科目  |
|--|--|
| 学校推薦型選抜<br>【特別指定校(札幌大谷高<br>校)】                     | [選抜方法]<br>面接・口頭試問<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習   |
| 学校推薦型選抜<br>【特別指定校(札幌大谷高<br>校以外)】                   | [選抜方法]<br>面接・口頭試問<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習   |
| 特別選抜<br>(社会人・<br>海外帰国子女・<br>外国人留学生・再入学・<br>再チャレンジ) | [選抜方法]<br>小論文、面接<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習  |
| 一般選抜Ⅰ期   | [選抜方法]<br>必須科目<br>国語総合(古文、漢文を除く)<br>選択科目<br>コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、日本史B、政治・経済、生物基礎の4科目から出願時に1科目選択<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習   |
| 一般選抜Ⅱ期   | [選抜方法]<br>国語総合(古文、漢文を除く)、面接<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習   |
| 大学入学共通テスト<br>Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期                              | [選抜方法]<br>必須科目<br>国語(近代以降の文章)<br>選択科目(1教科1科目選択)<br>外国語(英語リスニング含む)、地理歴史(「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」)公民(「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」)、数学(「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」)、理科(「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」「物理」「化学」「生物」「地学」)<br>※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用<br>[入学者選考]<br>選抜結果をふまえ書類審査<br>※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習 |

図表 2-1-3 令和 6(2024)年度 保育科特待生試験・出題科目

| 区分    | 選考方法・出題科目   |
|-------|---|
| 特待生試験 | [選抜方法]<br>1次試験<br>必須科目<br>国語(古文・漢文を除く)<br>選択科目<br>コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、日本史B、政治・経済、生物基礎の4科目から出願時に1科目選択<br>2次試験<br>面接 |

図表 2-1-4 令和 6(2024)年度 専攻科保育専攻・出題科目

| 区分      | 選考方法・出題科目              |
|---------|------------------------|
| 専攻科保育専攻 | [選抜方法]<br>小論文(事前提出)、面接 |

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去 5 年間の入学定員・入学者数及び収容定員・在籍者数は図表 2-1-5 に示すとおりである。

保育科の直近 3 年間の在籍者数は、令和 4(2022)年度は 160 人で収容定員充足率は 80.0%、令和 5(2023)年度は 155 人で収容定員充足率は 77.5%、そして令和 6(2024)年度は 121 人で収容定員充足率は 65.4%である。専攻科保育専攻の直近 3 年間の在籍者数は、令和 4(2022)年度・令和 5(2023)年度はいずれも 31 人で収容定員充足率は 155.0%、令和 6(2024)年度は 25 人で収容定員充足率は 125.0%である。

短期大学部全体の直近 3 年間の収容定員充足率は、令和 4 年(2022)年度が 191 人で 86.8%、令和 5(2023)年度は 186 人で 84.5%、そして令和 6(2024)年度は 146 人で 71.2%である。令和 3(2021)年度以降は、全体の収容定員充足も難しい状況となっている。このような収容定員充足率低下の状況を受け、令和 6(2024)年度入学者選抜から保育科の入学定員を変更した。また、併設高校からの内部進学者数の安定化を目的として、学納金の負担を軽減するため、令和 6(2024)年度入学生から高大連携進学準備金制度を設置した。【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】

図表 2-1-5 入学定員・入学者数及び収容定員・在籍者数一覧(過去 5 年間)

| 学科      | 内訳             | 令和2(2020)年度   | 令和3(2021)年度   | 令和4(2022)年度   | 令和5(2023)年度   | 令和6(2024)年度   |
|---------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 保育科     | 入学定員           | 100           | 100           | 100           | 100           | 85            |
|         | 入学者数           | 98            | 73            | 85            | 64            | 55            |
|         | <b>入学定員充足率</b> | <b>98.0%</b>  | <b>73.0%</b>  | <b>85.0%</b>  | <b>64.0%</b>  | <b>64.7%</b>  |
|         | 収容定員           | 200           | 200           | 200           | 200           | 185           |
|         | 在籍者数           | 200           | 175           | 160           | 155           | 121           |
|         | <b>収容定員充足率</b> | <b>100.0%</b> | <b>87.5%</b>  | <b>80.0%</b>  | <b>77.5%</b>  | <b>65.4%</b>  |
| 専攻科保育専攻 | 入学定員           | 10            | 10            | 10            | 10            | 10            |
|         | 入学者数           | 7             | 10            | 21            | 10            | 15            |
|         | <b>入学定員充足率</b> | <b>70.0%</b>  | <b>100.0%</b> | <b>210.0%</b> | <b>100.0%</b> | <b>150.0%</b> |
|         | 収容定員           | 20            | 20            | 20            | 20            | 20            |
|         | 在籍者数           | 20            | 17            | 31            | 31            | 25            |
|         | <b>収容定員充足率</b> | <b>100.0%</b> | <b>85.0%</b>  | <b>155.0%</b> | <b>155.0%</b> | <b>125.0%</b> |
| 合計      | 入学定員           | 110           | 110           | 110           | 110           | 95            |
|         | 入学者数           | 105           | 83            | 106           | 74            | 70            |
|         | <b>入学定員充足率</b> | <b>95.5%</b>  | <b>75.5%</b>  | <b>96.4%</b>  | <b>67.3%</b>  | <b>73.7%</b>  |
|         | 収容定員           | 220           | 220           | 220           | 220           | 205           |
|         | 在籍者数           | 220           | 192           | 191           | 186           | 146           |
|         | <b>収容定員充足率</b> | <b>100.0%</b> | <b>87.3%</b>  | <b>86.8%</b>  | <b>84.5%</b>  | <b>71.2%</b>  |

広報活動としては、入学支援センターが主導となり各種イベントをとおして高校生が直接本学における学びに触れる機会を拡大し、本学の魅力を伝えている。【資料 2-1-10】～【資料 2-1-12】

また、併設高校との連携事業として、保育科は進路指導の時間での学科紹介のほか、令和 5(2023)年度には特別プログラムの出張講義を実施し、高校生が本学教員の授業を体験する機会を設けた。【資料 2-1-13】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 2024 年度学生募集要項

【資料 2-1-2】 2024 年度大学案内  
2025 年度大学案内

【資料 2-1-3】 大学ホームページ>学部・学科>短期大学部 保育科  
>保育科について>学科長挨拶・教育目標・三つのポリシー

【資料 2-1-4】 (142) 短大 入学者選抜規程

【資料 2-1-5】 (144) 大短 再入学規程

【資料 2-1-6】 (145) 大短 特別指定校措置内規

【資料 2-1-7】 (123) 大短 入試委員会規程

【資料 2-1-8】 (062) 法人 高大連携進学準備金支給に関する内規

【資料 2-1-9】 2024 年度高大連携進学準備金制度案内

【資料 2-1-10】 (120) 大短 入学支援センター規程

【資料 2-1-11】 2023 年度オープンキャンパス案内

【資料 2-1-12】 大学ホームページ>受験生の皆様へ>受験生サイト>保育セミナー

【資料 2-1-13】 2023 年度出張講義一覧

#### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6(2024)年度入学者選抜からの入学定員変更とともに、総合型選抜におけるエントリー制度の再導入、学校推薦型選抜の科目の見直しを行ったが、18 歳人口の減少に加えて、高校生の四年制大学志向もあり、入学定員確保は難しい状況にある。

今後は、内部質保証会議及び IR 推進課を中心として未充足の要因を分析し課題を抽出する。これを学科、入試委員会、入学支援センターで分析し、さらなる入学定員の見直しも含め、以下の対策を遂行していく。

アドミッション・ポリシーや本学でのイベント情報については、今後もオープンキャンパス、進学準備講習会、大学案内、大学ホームページ及び SNS 等を活用した学外への広報を行い、一層の周知に努める。特に、保育科に加え、2 年間追加して学ぶことで学士取得が可能な専攻科の魅力を伝えるとともに、長期履修制度の活用についても広くアピールしていく。オープンキャンパスでは保護者向けの授業料減免制度などの説明会を増やし、個別に相談できるスペースを設け、入学後の不安の解消をめざす。

併設高校とは、保育講座や進路相談の時間での保育科紹介など、進路指導部との連携を強化してきている。今後も密なコミュニケーションを図り、高大の連携強化に努めていく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制は、学修支援センターと学務課が連携して担当している。学修支援センターと学修支援を担う窓口の学務課の職員が協働し、履修相談や個別指導等を行い、必要に応じてクラス担任、教職委員会、学生支援委員会、学生相談室「ぼらん」(以下「ぼらん」という。)、保健室と連携を図りながら学修支援を行っている。学修支援センターはセンター長及び副センター長、教職担当教員、学科から推薦されたセンター員をもって構成される。副センター長のうち1人は学務課の職員が選任されるものとしており、教職協働の体制が保たれている。【資料 2-2-1】

また、学科の体制として担任が中心となって学生の履修登録状況などの情報を共有し学修支援に活かしている。従来は、保育科の1学年に対し2、3人の専任教員が担任としてついていたが、令和3(2021)年度から全ての専任教員で受け持っている。そのため教員1人当たりの担当学生数は各学年10人程度となり、よりきめ細かい支援が可能となった。

専攻科保育専攻に関しては、従来どおり1学年に対し1人の専任教員が担任を受け持っている。

休学する学生は、担任の教員が事前に面談をして事情を確認し、休学中も学生が孤立しないよう随時連絡をしている。中途退学する学生は、退学後の方向性の相談も含め、クラス担任等が対応している。また、休学、退学する学生は、対応した教員がその都度学長に状況を説明し、合同教授会(以下「教授会」という。)でも報告される。

保育科では留年者について、ほかの学生同様に担任を割り当てて、履修指導・進路指導を行い、学生生活に関わる相談にも応じながら支援している。また、保証人には、毎年開催する保護者懇談会への参加を促すことで家庭との連携を図りながら学修支援を行っている。

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学はTA( Teaching Assistant)制度は設けていないが、卒業生を職員として採用し、授業準備や運営などの教育補助業務に従事させ学修支援の充実に取り組んでいる。また、令和2(2020)年度からは本学卒業生で現職経験のある実習助手を配置している。実習助手は実習に係る事務的作業や手続きといった業務を担うほか、実習指導の授業の補助教員として授業に入ることもある。

教職協働による学修支援体制と具体的な内容は基準 2-2-①で示したが、一層の学修支援の充実のために以下 1)から 12)の取組みを行っている。

### 1) 入学前教育の実施

新入生の入学前教育として、入学試験合格者全員に入学前課題を課している。課題内容は、「児童文学」「音楽」「環境」「健康」「美術」といった保育で扱う分野に関するものとなっている。これら入学前課題をとおして、入学後の学修への意識づけを図ると同時に、入学後の学修へスムーズに接続できるようにしている。また専攻科保育専攻に進学をする学生は、1月末に実施する「修了研究」（学修総まとめ科目）の発表会への参加を促し、入学後に向けて学修意欲の向上を図っている。

### 2) 全学科横断型の「初年次教育・情報リテラシー」の実施

札幌大谷大学（以下「併設大学」という。）を含めた様々な分野の学科構成を活かし、新入生には全学科横断型の「初年次教育・情報リテラシー」を実施している。【資料 2-2-2】

これは学部・学科の垣根を超えた学修機会の提供となっており、幅広く教養教育を受けることができ、さらに他学科の学生との交流の機会となっている。

### 3) アセスメントテストの実施

令和 5(2023)年度以降に入学した保育科の全学生を対象に「アセスメントテスト」を実施している。入学後の学修指導に参考となる個々の学生の特性が導き出されることから、その結果を学生の成長を促す形でフィードバックした。また、全体の傾向を分析した結果、高校までに授業外の学修習慣が定着していない学生や短期大学での学びに不安を抱えている学生の存在が明らかになった。この課題に対応するため、令和 6(2024)年度の「初年次教育・情報リテラシー」の授業内容を見直し、アカデミックスキルの具体的な獲得をめざす内容を追加した。【資料 2-2-3】

### 4) 入学時期における全新入生との面談の実施

入学後の学修や生活をスムーズに開始できるように、4月の入学時期には本学の学生相談員である公認心理師によって全新入生を対象とした学生面談を実施している。これによってつまづきや困難の兆候を早期に把握することができ、必要に応じてクラス担任等の教員との情報共有やフォロー体制に備えることが可能となった。【資料 2-2-4】

### 5) 1単位あたりの評価平均値（GPA(Grade Point Average)）による履修指導

全学生を対象に学期ごと GPA が連続して低い場合には、図表 2-2-1 のとおり段階的に指導、保証人への通知を含む注意喚起、退学勧告を行うこととしている。

図表 2-2-1 「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程」第 12 条第 5 項

- |  |
|--|
| <p>(1) GPA が 1.0 未満の学生に対しては、担任教員又は学修支援センター員が個人面談により学修指導を行う。</p> <p>(2) GPA が 2 期連続又は通算 3 回 1.0 未満となった学生に対しては、学部長又は学科長が個人面談により学修指導を行い、保証人と面談を通して当該学生の現状について</p> |
|--|

確認する。

(3) 前号に該当する学生が、当該学修指導以降も学修の改善が認められない場合は、学修支援センター会議の議を経て短期大学部長又は学科長が退学勧告を行う。ただし、面談状況を勘案し、勧告に猶予を与える場合がある。

令和 5(2023)年度の履修指導の対象になった学生は、(1)1 人、(2)1 人、(3)0 人となった。

【資料 2-2-5】

## 6) オフィスアワー制度

新年度時間割の確定後に全教員は週に最低 90 分以上のオフィスアワーを設定しており、学生ポータルサイト内で学生に周知している。コロナ禍においてはオンライン上での面談を推奨したが、コロナ禍後においてもオンラインでの支援体制は継続されているため、オフィスアワーや対面に制約されない形での学生対応が可能となった。【資料 2-2-6】

## 7) 合理的配慮の必要な学生への対応

大学ホームページでは「障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針」が公表されており、事前に不安が払拭されるように努めている。【資料 2-2-7】これまで視覚障がいや聴覚障がいのある学生、車椅子を利用する学生等に対応してきた。また、視覚障がいや聴覚障がいのある学生への配慮について教員に周知を行っている。入学前から対象となる学生のニーズを十分に聞き取り、入学後は学修支援センターや学生支援委員会が中心となって、学修支援のための体制を整備している。

また、合理的配慮の必要な学生に対して学修保証を一層充実するために、個々のニーズに応じて様々な対応を行っている。学生支援委員会委員長、学生相談室長、学務課職員によって構成されているアクセシビリティ推進委員会が中心となり、個々の事情を確認したうえで合理的配慮について審議し、担任及び対応が必要な科目の担当教員、職員を含む三者間の情報共有と連携を密にして対応している。【資料 2-2-8】

## 8) 長期履修制度

職業を有する場合や健康上の事情等により、修業年限内での修学が困難な学生の学修支援として長期履修制度がある。履修計画の作成については担任等の教員がサポートしている。各自の状況に応じて学修を進めることができるため、制度を利用した学生の安定した履修に役立っている。令和 5(2023)年度の制度利用者は 4 人となっている。【資料 2-2-9】

## 9) DP チャートの運用

令和 5(2023)年度から、「DP チャート」を作成している。これは、学生が修得した科目についてディプロマ・ポリシーの能力項目ごとに GPA を算出したものであり、学生それぞれがディプロマ・ポリシーごとの成果を確認することができるように学修成果の可視化を行った。また、その結果を整理することで、科目ごとの教育効果の検証やカリキュラムの偏向について検討するエビデンスとなった。【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】

## 10) 副専攻（マイナープログラム）制度

教育課程とは別に、特定の分野について、授業科目を体系的に編成することにより、学生の自律性及び専門的知識・技術の修得と活用力を育成することを目的として副専攻（マイナープログラム）制度を取り入れている。

従来は併設大学の制度であったが、学科の専門領域とは別の領域を学ぶことで幅広い知識と教養を身につけられるよう、令和 5(2023)年度から本学専攻科にも本制度を導入し、多様な学びの機会を設けた。4月のオリエンテーションにおいて周知を行い、専攻科の学生を対象として「インターンシップ」を追加した。【資料 2-2-12】

## 11) 休退学者を防止する取組み

休退学を防止するため、学修支援センターと学生支援委員会において傾向を分析し、全学的に取り組んでいる。

令和 6(2024)年度については、以下の取組みを実施している。

### 休退学者を減らす取組みについて

- ・学生相談室「ぼらん」による大学生生活の悩みや心の悩みへの対応  
心的支援等については「ぼらん」を設置し、日常の学生生活での身体的・精神的問題に対処している。3人の公認心理師を交代で常駐させる体制をとっている。
- ・4月の「ぼらん」による全新生との面談  
「ぼらん」は相談を受けてから支援を開始するが、新生生については全員に対して面談を実施している。これによって気になる学生を事前に把握し能動的にフォローしている。
- ・担任等による要配慮・要支援学生との個別面談（6月・12月）  
6月と12月に学生面談を実施しており、メンタル面のケアについてもフォローを行っている。特に「人間関係」「身体・精神面」「生活面」の心配な点や気になっている点について聞き取り、寄り添う機会を設けている。1年生については4月に実施した「アセスメントテスト」のフィードバックを行っており学修面についてもフォローを行う。
- ・リメディアル教育の実施  
「アセスメントテスト」の全体の傾向を分析した結果、高校までに授業外での学修習慣が定着していない学生や大学での学びに不安を抱えている学生の存在が明らかになった。この課題に対応するため、「初年次教育・情報リテラシー」の授業内容を見直し、アカデミックスキルの具体的な獲得をめざすものに変更した。
- ・長期履修制度  
職業を有する場合や健康上の事情等により、修業年限内での修学が困難な学生の学修支援として長期履修制度がある。必要な学生には学修継続に資するものとして長期履修

利用を薦めており、履修計画の作成については担任等の教員がサポートしている。各自の状況に応じて学修を進めることができるため、制度を利用した学生の安心感も維持されている。令和 6(2024)年度から学生便覧にも掲載し周知を行っている。

・ 学生情報の事前収集

入学前の学生について、心身の健康面について不安のある学生については「保健調査票」への積極的な記入を促し、新入生の情報の早期収集を行っている。

## 12) 教職課程履修生への支援

保育科では教職課程を履修する学生が、入学時から免許状取得までの過程において、教職関連科目の成果と課題を記録することにより、教職に関する理解を深め、自己の学びを見つめ直し、今後の教職課程の学びへと活かすため「履修カルテ」を実施している。

具体的には、2 年次 4 月、2 年次 9 月、2 年次 1 月に実施し、担任から「担当教員による指導」欄にコメントを記入のうえ、フィードバックしている。また必要に応じて、個別面談を実施し、免許状取得や就職まで一貫した支援を展開している。

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】(121) 大短 学修支援センター規程

【資料 2-2-2】「初年次教育・情報リテラシー」資料

【資料 2-2-3】学修支援センター会議議事録（2024 年 3 月 6 日協議事項 2）

【資料 2-2-4】学生相談室による新入学生面談について（報告）

【資料 2-2-5】GPA による履修指導後の成績の推移について

【資料 2-2-6】2023 年度後期・2024 年度前期オフィスアワー実施時間帯

【資料 2-2-7】(126) 大短 障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針

【資料 2-2-8】(127) 大短 アクセシビリティ推進委員会規程

【資料 2-2-9】(158) 大短 長期履修学生規程

【資料 2-2-10】2024 年度 1 年生、2 年生科目 ディプロマ・ポリシー確認表

【資料 2-2-11】DP チャートの集計とまとめについて

【資料 2-2-12】2024 年度学生便覧 IX. 大短 副専攻（マイナープログラム）

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

多様な学生を受け入れている本学では、基礎学力や学修習慣が身につけていない学生に対する学修支援の充実、とりわけ 1 年次の支援体制の充実を図っている。必修科目「初年次教育・情報リテラシー」や令和 5(2023)年度からスタートした「アセスメントテスト」を活用して、今後もより細やかな支援を行っていく。その分析結果から、授業外での学修習慣が身につけていないことと、考える方法、学修の仕方が身につけていない学生が多いということが判明しており、令和 6(2024)年度の「初年次教育・情報リテラシー」の授業内容を見直し、アカデミックスキルを獲得する授業内容を充実させることとした。具体的には「ノートの取り方」「情報の整理の仕方」「図書館の利用の仕方」「グループワークの仕方」「レポートの書き方」などのアカデミックスキルを伸ばすための対策を検討して

いる。また、「アセスメントテスト」については能力の伸びや停滞を見分けることが必要であることから、毎年実施する。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 1) キャリア支援センター・キャリア支援課による支援

キャリア支援の全学的な体制として、学科から選任された専任教員と事務職員でキャリア支援センターを組織し、学生への個別支援・助言、各種イベントの企画・実施、ガイダンスの開催、採用情報の提供等に関する各種キャリア支援に取り組んでいる。また、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接練習など就職全般の相談・支援業務は、キャリア支援センター及びキャリア支援課で随時対応している。

キャリア支援センターでは毎月1回定例会議を開催している。会議で審議し議決された事項は学長に報告される。【資料 2-3-1】

#### 2) 教育課程内でのキャリア支援

学生の社会的・職業的自立に関する支援は、教育課程内でのキャリア系科目の授業と教育課程外での就職支援を通じて行うことを基本としている。

キャリア系科目として保育科では、1年次に「社会人基礎」を配置し、基礎学力や専門知識を活かすための社会人基礎力が身につくよう支援を行っている。また、1年次後期に開講している「情報処理」では希望者のみ文書デザイン検定試験を受けることができる。受験状況を図表 2-3-1 に示す。

専攻科保育専攻では、2年次に「職業論」を配置し、幼稚園理事長・園長として実務経験のある教員が実践的な教育を行っている。

図表 2-3-1 令和 5(2023)年度 文書デザイン検定試験受験状況 (人)

| 文書デザイン検定試験 (2024年2月) 対象: 保育科1年 |     |     |
|--------------------------------|-----|-----|
| 受験等級                           | 受験者 | 合格者 |
| 1 級                            | 4   | 3   |
| 2 級                            | 12  | 10  |

専攻科保育専攻では1年次に「情報処理演習」において文書デザイン検定試験や情報処理技能検定試験を受けることができる。受験状況を図表 2-3-2 に示す。【資料 2-3-2】

図表 2-3-2 令和 5(2023)年度文書デザイン検定試験・情報処理技能検定試験受験状況

(人)

| 文書デザイン検定試験 (2023年7月) 対象：専攻科保育専攻1年     |     |     |
|---------------------------------------|-----|-----|
| 受験等級                                  | 受験者 | 合格者 |
| 1 級                                   | 8   | 6   |
| 文書デザイン検定試験 (2023年12月) 対象：専攻科保育専攻1年    |     |     |
| 受験等級                                  | 受験者 | 合格者 |
| 1 級                                   | 2   | 2   |
| 情報処理技能検定試験【表計算】(2024年2月) 対象：専攻科保育専攻1年 |     |     |
| 受験等級                                  | 受験者 | 合格者 |
| 2 級                                   | 5   | 4   |

### 3) 大学共通科目「札幌大谷キャリア支援プログラム」によるキャリア形成と支援

キャリア支援センターが中心となり、大学共通科目の中に「札幌大谷キャリア支援プログラム」を開講している。卒業後の進路に直接役立つ各種資格取得講座や自己研鑽のための講座、インターンシップや社会連携・地域貢献活動を促進する講座など学生の自主的な学びがキャリア形成につながることを想定した多彩なプログラムを展開している。令和5(2023)年度は4区分33講座を開講、併設大学と合わせ延べ113人が受講した。履修状況を図表2-3-3に示す。【資料2-3-3】【資料2-3-4】

図表 2-3-3 令和 5(2023)年度札幌大谷キャリア支援プログラム一覧

(人)

| プログラム区分 |  | プログラム例   | 履修登録者数 | 単位認定者数 |
|---------|--|--|--------|--------|
| A       | 【職業・インターンシップ型科目】インターンシップ、社会・企業連携に関わる科目   | 自己開拓型インターンシップ、ビジネスプランコンテスト(地域プロジェクト編)、企業協働型ビジネスプランニング、企業課題解決実践、地域メディア実践、福祉インターンシップ、札幌市消防音楽隊訓練指導、ドキュメント映像制作                         | 16     | 16     |
| B       | 【社会貢献・自己研鑽型科目】ボランティア、学外研修、コンクール出場等に関わる科目 | 学習支援ボランティア、福祉ボランティア、グリーンツーリズム貢献事業、古美術研究、制作研修、国際学生デザインワークショップ、英語(e-learning)、アウトリーチ活動、国内研修、美術学科コンクール・コンペティション等(入選・受賞)、個展・グループ展(企画展) | 78     | 78     |
| C       | 【一般資格取得型科目】各種検定・社会人基礎力養成に関わる科目           | MOS Word・Excel 2019 受験対策、Illustrator®クリエイター能力認定試験対策、Photoshop®クリエイター能力認定試験対策、色彩検定受験対策、DXアドバイザー資格講座、eco検定対策講座                       | 5      | 5      |
| D       | 【専門資格取得型科目】公務員等、専門性の高い資格取得に関わる科目         | 公務員試験対策講座、介護職員初任者研修講座、知的財産管理技能検定3級試験対策、簿記3級講座、ファイナンシャルプランナー講座、宅地建物取引士講座  | 14     | 12     |
| 合計      |  |  | 113    | 111    |

#### 4) 保育科及び専攻科保育専攻におけるキャリア支援

保育科及び専攻科保育専攻におけるキャリア支援の流れは以下のとおりである。

##### <担任を中心としたキャリア支援>

- ① 担任が入学時ガイダンスにおいて、学生に対し保育科の進路・就職状況とその活動の流れを説明する。
- ② 1年次10月に実習事前指導として全学年合同の実習報告会を行い、実習と進路・就職の関係を説明する。
- ③ 2年次新学期ガイダンスで担任が改めて卒業までの進路・就職活動と心構えを説明し、7月までに個人面談、就職試験のある学生には個別の就職支援を行う。
- ④ 2年次7月の「就活直前ガイダンス」で進路希望調査の実施と就職試験時の注意を説明する。これ以降随時担任が、進路相談、履歴書・面接・作文等の試験対策の個別支援を行う。
- ⑤ 2年次9月にキャリア支援課と協力して就職試験時の手続き説明を行う。その際、求人票の見方、そのほかの就職活動の諸注意について詳しく説明する。

##### <キャリア支援センターによるキャリア支援>

- ① 1年次1月に実施する保育科1年生、専攻科保育専攻1年生対象「進路・就職フェア」では、外部講師（園長）による保育現場の考えを学ぶ講演、10数人の内定者による活動報告と懇談を行っている。
- ② 2年次7月、9月に保育科2年生、専攻科保育専攻2年生対象「就活直前ガイダンス」を実施している（上記担任を中心としたキャリア支援の④、⑤）。
- ③ 公務員志望学生の対策として、外部講師による「保育科公務員試験対策講座」を実施している。

「進路・就職フェア」



「就活直前ガイダンス」



図表 2-3-4 令和 5(2023)年度キャリア支援講座等開催一覧 (人)

| No. | 講座名  | 開催日             | 開催方法等    | 対象学年             | 受講者数     |
|-----|--|-----------------|----------|------------------|----------|
| 1   | 公務員ガイダンス                                       | 4月20日           | 対面       | 保育科・専攻科保育専攻1・2年生 | 16       |
| 2   | 保育科公務員試験対策講座                                   | 7月 8日<br>7月15日  | オンライン    | 保育科・専攻科保育専攻1・2年生 | 13       |
| 3   | 学内履歴書写真撮影会                                     | 7月21日           | 対面       | 保育科・専攻科保育専攻2年生   | 11       |
| 4   | 保育科就活直前ガイダンス                                   | 7月21日<br>9月19日  | 対面<br>対面 | 保育科・専攻科保育専攻2年生   | 93<br>85 |
| 5   | 行政・警察・消防・保育士を目指す人のための公務員試験対策講座<br>※キャリア支援プログラム | 1月13日～<br>2月25日 | オンライン    | 保育科・専攻科保育専攻1年生   | 3        |
| 6   | 進路・就職フェア                                       | 1月30日           | 対面       | 保育科・専攻科保育専攻1年生   | 52       |

④ キャリア支援センターには、国家資格キャリアコンサルタント等の資格を持つ職員が常駐し、面談予約サイトを用いて各種進路に関する相談の機会を設けている。令和5(2023)年度は、併設大学と合わせ延べ278件の学生面談を行った。【資料 2-3-5】

その他の環境整備としては、求人情報検索用パソコンを設置して、求人先からの求人票ファイル・就職試験問題集・求人先別資料・過去の就職受験報告書・就職関連書籍を閲覧できる環境を整備し、学生の希望する求人情報・就職試験の状況を閲覧しやすいように整理している。また、学生ポータルサイト内に、求人情報や各種講座及びガイダンス等の就職活動情報や就職活動の流れ、履歴書や礼状などの文例、面接のマナーなどを掲載している。さらに750件を超える求人票は、施設別・地域別など特長を分かりやすく分類し、学生が求人把握しやすいよう整備している。【資料 2-3-6】

#### <学外団体との連携による進路支援>

本学は学外団体との連携によるキャリア支援の一環として、公益社団法人北海道私立幼稚園協会による「幼稚園・認定こども園キャラバン」を2年次9月に開催している。

内容は、協会員である幼稚園・認定こども園の園長による保育現場の仕事を紹介する講演、本学卒業生教諭による体験談・質疑応答などである。また、令和5(2023)年度は9月、1月に実施された厚生労働省主催の「SAPPORO 保育園ミーティング」、9月に開催された一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会主催の就職フェア「ミライノトビラ 2023」にも積極的に参加するよう周知し、多数の学生が参加した。【資料 2-3-7】

#### <卒業生支援>

卒業生支援として、在学時に付与したメールアカウントを卒業後3年間使えるようにし、

復職支援をしている。さらに、毎年卒業後半年以内（翌年度の前期中）に専門職として就職した全就職先（公立施設及び道外を除く）を学科の専任教員が訪問し、卒業生の勤務状況について把握するとともに、保育現場の本学に対する意見・要望の聴き取りを行っている。【資料 2-3-8】

以上のように教育課程内外を通じ、社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されており、教職員が連携し、学生情報を共有して様々な進路（幼稚園・保育園・認定こども園・施設・公務員保育士等）を希望する学生に対して支援を行っている。これらの支援により、過去 6 年間（平成 30(2018)年～令和 5 年(2023)年）就職内定率 100%を維持している。また、毎年概ね 100%の学生が保育科の学びを活かした専門職に就職しており、保育者養成校としてのキャリア教育及びキャリア支援体制は成果を挙げていると言える。

図表 2-3-5 就職決定状況（過去 3 年）

| 学科       | 令和 3(2021)年度 |        |      |        |      |     |       |
|----------|--------------|--------|------|--------|------|-----|-------|
|          | 卒業者数         | 就職希望者数 | 就職者数 | 就職率    | 進学者数 | その他 | 未決定者数 |
| 保育科計     | 99           | 73     | 73   | 100%   | 24   | 2   | 0     |
| 専攻科保育専攻計 | 7            | 7      | 7    | 100%   | 0    | 0   | 0     |
| 合計       | 106          | 80     | 80   | 100%   | 24   | 2   | 0     |
| 学科       | 令和 4(2022)年度 |        |      |        |      |     |       |
|          | 卒業者数         | 就職希望者数 | 就職者数 | 就職率    | 進学者数 | その他 | 未決定者数 |
| 保育科計     | 69           | 56     | 56   | 100%   | 11   | 2   | 0     |
| 専攻科保育専攻計 | 10           | 10     | 10   | 100%   | 0    | 0   | 0     |
| 合計       | 79           | 66     | 66   | 100%   | 11   | 2   | 0     |
| 学科       | 令和 5(2023)年度 |        |      |        |      |     |       |
|          | 卒業者数         | 就職希望者数 | 就職者数 | 就職率    | 進学者数 | その他 | 未決定者数 |
| 保育科計     | 84           | 66     | 66   | 100.0% | 16   | 2   | 0     |
| 専攻科保育専攻計 | 21           | 20     | 20   | 100.0% | 0    | 1   | 0     |
| 合計       | 105          | 86     | 86   | 100.0% | 16   | 3   | 0     |

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】(122) 大短 キャリア支援センター規程

【資料 2-3-2】2023 年度キャリア系科目シラバス（短期大学部）

【資料 2-3-3】2023 年度札幌大谷キャリア支援プログラム一覧

【資料 2-3-4】 2023 年度・2024 年度札幌大谷キャリア支援プログラムシラバス

【資料 2-3-5】 令和 5(2023)年度キャリア支援センター面談件数

【資料 2-3-6】 学生ポータルサイト「キャリア支援（短大生就活情報）」画面

【資料 2-3-7】 SAPPORO 保育園ミーティング案内

【資料 2-3-8】 大学ホームページ>卒業生の方>卒業生への就職支援

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援センター・キャリア支援課として学生のキャリア形成支援の充実を図り、学生一人ひとりの志望や動向に配慮した個別支援を行うことによって、保育科及び専攻科保育専攻は過去 6 年間就職内定率 100%を維持している。今後もキャリア支援センターの利用を活発化させるため、キャリア支援センター内で行う就職イベントの開催回数を増やし、学生が利用しやすいように環境を整備する。

また、卒業生の就職先訪問や実習巡回で園を訪問した際収集した情報を記録し、ほかの教員やキャリア支援課に引き継げる体制づくりを今後も行う。

障がいのある学生のキャリア支援については、学務課や「ぼらん」と協力し早い段階で学生の状況を把握するとともに、教員と職員で連携しながら学生一人ひとりに合ったキャリア支援を行える体制を整備していく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定及び学生サービス等に関わる業務は、学生支援委員会と学務課が連携して担当している。学生支援委員会には学生支援委員長、学修支援センター長と学科から選任された教員のほか、学務課長補佐及び総務課職員をもって構成される。これらの組織、部署において、各種学生サービス及び厚生補導を円滑に運営している。【資料 2-4-1】

学生に対する健康相談及び心的支援等は、学生支援委員会と学務課が担当し、学務課の管理のもと、健康相談については保健室、心的支援等については「ぼらん」を設置し、日常の学生生活での身体的・精神的問題に対処している。【資料 2-4-2】

学生生活の安定のために取り組んでいる支援は以下のとおりである。

#### 1) 保健室

「保健室」では、交代制で看護師 2 人を配置し、1 人が常駐するよう運営している。開室時間は 9 時から 18 時までであり、特に診断・治療を要しない程度の疾病に対応し、医療機関の受診が必要と判断される場合においては、近隣の医療機関への受診勧奨を行っている。また、健康相談についても対応している。4 月に全学生に対し、定期健康診断を実施し、所見のあった学生については、個別に健康相談や保健指導を行っている。

## 2) 学生相談室「ぼらん」

「ぼらん」は、原則的に週 5 回（月～金曜日）6 時間開室し、非常勤相談員（公認心理師 3 人）が相談に応じている。学生の様々な悩み（人間関係に関するもの、身体・精神の健康に関するもの、生活に関するものなど）に対応している。また、基準 2-2-②でも示したように、4 月には新入生全員に対して面談を実施している。医療機関受診の必要性がある場合は、専門医療機関と連絡を取り受診勧奨を行っている。若者自立支援センターなど地域にある各種機関とも連携を図り、生活支援の必要性がある場合は情報共有しながら支援を行っている。授業等で利用できない学生のために夏期・春期の長期休暇中も開室し、公認心理師の相談を受けることができるよう対応している。相談については、電話やメールでの予約を推奨しており、学生を待たせない体制をとっている。令和 4(2022)年度の入学生から実施した全員面談によって、早期からきめ細かい学生支援が可能となった。併設大学と合わせた過去 3 年の相談件数は、図表 2-4-1 のとおりである。

図表 2-4-1 延べ相談件数

(件)

| 令和 3(2021)年度 | 令和 4(2022)年度 | 令和 5(2023)年度 |
|--------------|--------------|--------------|
| 806          | 1,357        | 1,419        |

## 3) 年 2 回の学生面談

基準 2-2-③で示したとおり、学修支援センターと学生支援委員会が主導し、各担任は前期開始後及び後期開始後に個別面談を行っている。1 年次前期の面談では、学修指導のみならず学生生活全般について把握することを目的として実施している。1 年次後期、2 年次前期の面談では各学生に応じて学修、生活、進路などについて、2 年次の後期は進路に関する面談を主に行っている。【資料 2-4-3】

## 4) 経済的支援(各種奨学金及び特待生制度、授業料減免)

学生への経済的支援は、各種奨学金制度、授業料減免制度及び特待生制度がある。外部の経済的支援としては、「高等教育の修学支援新制度」「日本学生支援機構奨学金」「札幌市奨学金」「交通遺児育英会奨学金」「あしなが育英会奨学金」があり、本学独自の経済的支援としては、「おおたに減免」「緊急・応急採用授業料減免」「特待生」がある。これらは、学生ポータルサイトによって情報提供しているほか、新入生へ年度始めにオリエンテーションで紹介している。ほかに教育後援会として「教育後援会奨学金制度」があり、大学ホームページで情報提供を行っている。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

予期できない経済的理由により学業の継続が困難になる学生を支援することを目的とし「緊急・応急採用授業料減免」の制度を設けている。また、経済的理由により納付期限までに納付金の納付が困難である場合には、個々の事由を把握したうえで学費等の分納を認めている。さらに学生生活支援（経済的支援）の相談窓口を開設しており、保証人にもその旨を周知するべく学生の成績通知書とともに郵送している。【資料 2-4-6】

経済的支援の状況については図表 2-4-2 のとおりである。

図表 2-4-2 経済的支援の状況

(人)

|                             | 給付/貸与 | 令和3(2021)年度 |    | 令和4(2022)年度 |    | 令和5(2023)年度 |    |
|-----------------------------|-------|-------------|----|-------------|----|-------------|----|
|                             |       | 大学          | 短大 | 大学          | 短大 | 大学          | 短大 |
| 高等教育の修学支援新制度                | 給付    | 103         | 30 | 137         | 35 | 145         | 41 |
| 日本学生支援機構奨学金                 | 貸与    | 341         | 64 | 370         | 61 | 283         | 27 |
| 札幌市奨学金                      | 給付    | 0           | 0  | 3           | 2  | 2           | 1  |
| 保育士就学資金貸付                   | 貸与    | —           | 0  | —           | 2  | —           | 3  |
| 東本願寺奨学金                     | 給付    | 3           | 0  | 3           | 2  | —           | —  |
| 授業料減免（おおたに減免、緊急・応急採用授業料減免）  | 給付    | 24          | 2  | 63          | 10 | 53          | 14 |
| 特待生                         | 給付    | —           | —  | 2           | 2  | 4           | 2  |
| 芸術学部特待生                     | 給付    | 2           | —  | 6           | —  | 4           | —  |
| 芸術学部音楽学科音楽指導コース及び音楽療法コース特待生 | 給付    | 2           | —  | 2           | —  | 1           | —  |
| 社会学部特待生                     | 給付    | 6           | —  | 4           | —  | 2           | —  |
| 保育科特待生                      | 給付    | —           | 2  | —           | —  | —           | —  |

## 5) 課外活動

課外活動の運営は、併設大学と合同の学生組織である学生自治会が中心となっており、学生支援委員会及び学務課が助言及び指導を行っている。各クラブには、学生から徴収した自治会費より活動費を支給し、加えて教育後援会による「教育後援会課外活動褒賞制度」を設けている。また、自治会主催で、複数のサークルが協力する形態でオリエンテーション期間にピア・サポート活動の一環としてコミュニティカフェを開催しており、在学生の声かけにより新入生の不安が解消される契機ともなり、他学科の教員や職員と学生との交流の場としても機能している。【資料 2-4-7】～【資料 2-4-11】

## 6) ハラスメントの予防体制

各種のハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等)への対応については、「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程」に定められており、ハラスメント対策委員会を設置している。ハラスメント等の防止のため、上記規程に沿ってハラスメント相談員を学生からの相談窓口として学生ポータルサイトに提示し、防止対策に取り組んでいる。【資料 2-4-12】

## 7) 学生ポータルサイトの開設

学生への連絡は学生ポータルサイトを導入しており、学生生活に必要な情報を提供している。学生ポータルサイトには学生へのお知らせ、学生便覧の情報、キャンパスライフに必要な情報、学修の情報や学科個別の情報などが掲載されている。【資料 2-4-13】また、学生ポータルサイト内には「学生相談総合窓口」も設置されており、学生の不安や悩み、要望等に随時応えられる体制をとっている。学生には毎月「学生相談総合窓口」の案内を

発信しており、学生の声をくみ上げる機会を周知するように努めている。寄せられた相談等については、担当者が相談者に対して個別に対応している。

## 8) 多様な学生への支援

大学における様々な性の理解と対応のため、令和 5(2023)年度に教職員を対象として FD・SD 研修会を行った。これにより多様な学生に寄り添った対策が推進され、授業内での呼称の仕方など具体的な配慮を促すことにつながった。【資料 2-4-14】

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】(124) 大短 学生支援委員会規程

【資料 2-4-2】大学ホームページ>キャンパスライフ>学生サポート

【資料 2-4-3】2023 年度学生との面談について (6 月・12 月)

【資料 2-4-4】大学ホームページ>学費・各種支援>学科別学費・奨学金情報  
短期大学部保育科>奨学金・授業料減免制度・特待生制度

【資料 2-4-5】(189) 大短 教育後援会 奨学金規程

【資料 2-4-6】大学ホームページ>学生生活支援(経済的支援)に関する相談窓口について

【資料 2-4-7】(184) 大短 学生自治会 会則

【資料 2-4-8】(185) 大短 学生自治会 クラブ・同好会細則

【資料 2-4-9】(186) 大短 学生自治会 課外活動を行う団体の部(クラブ)への活動費助成に関する内規

【資料 2-4-10】(187) 大短 教育後援会 会則

【資料 2-4-11】(188) 大短 教育後援会 課外活動褒賞規程

【資料 2-4-12】(015) 法人 ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 2-4-13】学生ポータルサイト(ホーム画面)

【資料 2-4-14】2023 年度 FD・SD 研修会資料「大学における多様な性の理解と対応」

## (3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生生活の安定のため学生支援委員会が中心となり、早い段階からの支援や個々の学生の状況に応じた支援のあり方についてきめ細かく検討していく。入学前から心身の不調を訴える学生についての情報収集を行い、不安のない状態で学生生活を始められるように支援していく。また、年 2 回の学生面談や普段からの学生対応のスキルアップのため、メンタル面での課題を抱えた学生への配慮に関する FD・SD 研修会を実施する。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地校舎は短期大学設置基準を上回る面積を有している。

平成 26(2014)年には全棟の耐震診断を行い、改修が必要と診断された C 棟及び北棟 1 号館（解体済み）のうち、C 棟については平成 27(2015)年度に補強工事を終えた。

施設全体の維持・管理は、総務課が定期点検に加え、随時トラブル等に対応している。

体育施設は、キャンパスから車で約 20 分の場所に併設大学と共用のグラウンドを所有しており、主に野球部、サッカー部が使用している。体育の授業は併設の札幌大谷中学校と共用の中体育館で実施することで、体育施設を法人全体で活用している。

情報関係設備の運営及び整備、電気設備などの修理や保守点検等は、その都度専門業者と連携を取り合いながら関係法令を遵守し、維持・管理に努めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設等

実習施設は図表 2-5-1 のとおり、講義室、演習室その他の施設を整備している。

講義室は、併設大学と共用で使用しており各種講義に対応している。保育実習室や練習室、絵画工作室や栄養実習室などの演習室・実習室は、「子どもの食と栄養」「保育美術特論」などの演習系の講義で活用している。また、子育て支援センター「んぐまーま」（以下「んぐまーま」という。）や併設の札幌大谷大学附属幼稚園も学生の実習の場となっている。

その他、コンピュータ教室や情報処理室、LL 教室など常設のパソコンのほか、スクリーン・プロジェクターを完備した教室を有している。

図表 2-5-1 実習施設状況

|        | 教室名                           | 室数 |
|--------|-------------------------------|----|
| 講義室    | A 棟 講義室                       | 3  |
|        | B 棟 講義室                       | 5  |
|        | C 棟 講義室                       | 3  |
|        | D 棟 視聴覚室                      | 1  |
| 保育系実習室 | A 棟 実習室、演習室、演奏室、絵画工作室、環境実習室 他 | 13 |
|        | B 棟 栄養実習室                     | 1  |
| その他実習室 | A 棟 子育て支援センター「んぐまーま」          | 1  |
|        | B 棟 コンピュータ室、LL 教室             | 2  |
|        | C 棟 情報処理室                     | 1  |
|        | 外部 札幌大谷大学附属幼稚園                | —  |

情報環境委員会及び情報センターでは、各教室に設置している無線 LAN のアクセスポイントについて、教室の収容人数と開講科目の内容を精査し優先順位をつけ、アクセスポイントの増設及び増強を行い、学生のタブレット端末やノートパソコンを用いた学修環境の整備を計画的に実施している。

学生便覧やシラバス、キャリア支援や学内情報サービスについて、ユーザビリティを高めるよう、学生ポータルサイトの整備を行っている。引き続き、情報の整理などを行いな

がら、利用しやすいように整備していく。

こうした教室や学内情報サービスの使い方については、新入生に対して入学時にオリエンテーションを行い、「初年次教育・情報リテラシー」の授業内で課題作成に用いるアプリケーションについて解説を行っている。また、在学生に向けては、新学期ごとに更新した学内情報サービスに関する説明資料を提供している。

耐用年数やサポート終了に伴う変更が生じた場合には、継続して情報機器の入れ替えやシステム変更を行っていく。

## 2) 図書館

図書館の管理運営については学科から選任された図書委員（教員）と学術情報課職員から構成される図書委員会で定期的に協議を行い対応している。図書館の開館時間は、平日が9時から19時、土曜日及び長期休暇期間の平日は9時から16時までとなっている。

また、卒業生や「んぐまーま」及び近隣の地域住民などの利用者に図書館を解放しており、卒業生及び「んぐまーま」の親子には資料の貸出も行っている。

蔵書としては、学科の特色を備えた資料を所蔵しているほか、本学の建学の精神をもとに収蔵している「見真（けんしん）文庫」があり、親鸞聖人に関連する資料や仏教関係の図書を中心に所蔵し、蔵書の特色となっている。

現在の蔵書数は、図表 2-5-2 のとおり資料を整備している。書庫に書架を新設した際、それまで閉架にしていた製本雑誌等の1,734冊を開架にした。また、図表 2-5-2 以外に1種類の電子ジャーナル、4種類のデータベースの利用が可能となっている。

図表 2-5-2 蔵書数（令和 6(2024)年 3 月 31 日現在）

| 図書        | 雑誌種数    | 視聴覚資料      |
|-----------|---------|------------|
| 121,370 冊 | 2,690 種 | 9,259 タイトル |

令和 5(2023)年度の開館日数は 244 日、入館者数は 14,442 人、貸出利用者数は 4,580 人を数えた。

図書館の利用案内として、図書館ホームページに利用方法や、芸術学部音楽学科及び美術学科の学生が制作した図書館案内動画を掲載し周知している。【資料 2-5-1】学年単位、ゼミ単位など学科からのリクエストに応じて、図書館職員による論文やレポート作成のための文献検索ガイダンスを随時実施している。

図書館の相互協力については、国立情報学研究所目録所在情報サービスを利用して全国の大学図書館間で相互貸借を行っている。また、「北海道地区大学図書館相互利用サービス」に加盟し、このサービスに加盟している北海道内の国公立大学図書館と閲覧や貸出しなどの相互利用を行っている。さらに、「音楽図書館協議会(MLAJ)」に加盟し、全国の加盟館とも相互協力している。

学修環境としては、多様な専門領域の学生の相互交流によって、共創的な学修を支援するためのラーニングコモンズを K 棟 1 階に開設し、自習やグループ学修など、授業外学修だけではなく、展示やコンサート、研究発表など本学の専門領域の特色を活かしたプロジェクトの発表などに活用している。【資料 2-5-2】AV 機器やプロジェクター、簡易ステー

ジやピアノなどを備え、隣接する図書館では、プロジェクターやノートパソコン、ヘッドフォンなどの貸出しを行っている。また、K 棟 3 階には、3D プリンタや刺繍ミシン、レーザーカッターといったデジタルファブリケーション機器を備えるスペースを設けている。

令和 5(2023)年度はこれらの機器をより利用しやすくするため、希望者を対象にラーニングcommons講習会を行い、新入生をはじめ在学生の授業及び授業外の利用を可能としている。

### 3) 情報教育施設・設備

各教室の情報機器及び施設の管理・運営には、情報環境委員会が対応している。情報環境委員会は、情報センターのセンター長を兼務する委員長のほか、本学及び併設大学の専任教員 3 人と事務職員 1 人から構成されている。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】

情報教育のための施設・設備は、B 棟 1 階に 2 室、C 棟 1 階に 1 室の 3 か所である。令和元(2019)年度に完成した A 棟及び図書館でもさらに貸出しパソコンを増やすことで、パソコン教室として占有する教室を減らし、教室の稼働率並びに授業外学修の拡充を図った。これらの施設の使用時間は、授業開講期間は 21 時 45 分まで、授業開講期間外は 20 時 45 分までとなっており、授業時間外であれば学生が自由にレポート作成や課題制作等に使用できる。それぞれの教室の利用方法、並びに学内サービスの利用については、入学時にオリエンテーションを行っている。また、各教室の利用方法や学内サービス利用に関する情報については、学内情報サービスサイトに掲載している。【資料 2-5-5】

情報教育施設・設備使用についての学生向けガイドラインとして「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報セキュリティポリシー」を学内情報サービスサイトに掲載している。学内ネットワークには、課題提出用の共有フォルダが用意されているが、学生及び教職員にはクラウドストレージを提供して、学内無線 LAN を利用し、課題制作並びに課題提出といった情報共有が行える環境も整備している。インターネット接続の際には、本学では、学内ネットワークのセキュリティ対策として beat 及び F-Secure を導入しており、外部からの不正アクセスを防止している。【資料 2-5-6】～【資料 2-5-8】

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

学内の各棟及び各階への移動はバリアフリー化されている。障がいのある人の対応としてエレベーター4基に点字表示を取り付けており、5基には音声案内、安全防護センサーを取り付けている。車椅子利用者等に対応する多目的トイレを学内に6か所設置している。

K 棟については、スロープと楽器運搬も可能なエレベーターを設置しており、楽器搬入・搬出時のトラックが横付けできるスペースも確保されている。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教室は時間割作成時に決定しているが、前年度の学生数と履修者を確認し、教室の収容人数を超えないように設定している。特に演習科目は教育効果に配慮して 50 人以下のクラスで授業を実施するようクラス分けを行っている。また、履修希望者が多い場合は適切な学修環境を維持することを目的として履修人数を制限する場合がある。履修人数を制限する場合は、これまでの成績評価 (GPA 等)、抽選等の方法で決定する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 図書館ホームページ>利用案内>図書館案内動画

【資料 2-5-2】 大学ホームページ>大学について>施設紹介

【資料 2-5-3】 (135) 大短 情報環境委員会規程

【資料 2-5-4】 (021) 法人 情報センター規程

【資料 2-5-5】 学内情報サービスサイト

【資料 2-5-6】 (136) 大短 情報セキュリティポリシー

【資料 2-5-7】 (137) 大短 情報セキュリティ規程

【資料 2-5-8】 (138) 大短 クラウドストレージ利用ガイドライン

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成のため、老朽化した機器の更新作業といった管理運用面の観点、また学生への ICT に関する学修機会の創出といった面から、将来的にパソコンなどの情報端末を設置した実習施設を縮小し、学生個人が持参したパソコンなどの情報端末を活用し授業を受講する環境を整備する。そのため、学内サービスの整備、学内ネットワーク及び無線 LAN の整備、各教室のアクセスポイントの増強を計画する。

また、老朽化した情報機器の更新に合わせ、大学業務支援で利用するソフトウェアなどの更新作業も並行して進める。

さらに、学内ネットワーク及び無線 LAN 環境の整備については、通信速度の低い規格の機器が回線速度の妨げになることから、古い機器の交換や老朽化した機器の更新を実施している。耐用年数やサポート終了に伴う変更が生じた場合には、継続して情報機器の入れ替えやシステム変更を行っていく。また、安定したインターネット環境を維持するための回線数の見直しを検討する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」として実施している。調査結果は、「学修支援センター」で分析し内容を精査した後、内部質保証会議で必要な対策を検討していく。また、基準 2-2-②で示したとおり、令和 5(2023)年度から 1 年生を対象に「アセスメントテスト」を実施した。このテストの結果について分析し、必修科目の「初年次教育・情報リテラシー」の授業内容の変更を行った。【資料 2-

### 6-1】【資料 2-6-2】

さらに本学では、障がいのある学生がほかの学生と平等に修学等の機会が得られるよう支援内容を検討し、合理的配慮が必要な学生として認めている。学生から申し出があった場合、アクセシビリティ推進委員会で協議・決定のうえ、クラス担任等から各授業担当教員に合理的配慮を依頼している。令和 5(2023)年度は併設大学と合わせて 21 人の申し出があった。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談は、保健室や「ぼらん」が対応しており、大学ホームページによって案内している。【資料 2-6-3】

本学では、日常的に学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、ワンストップ窓口の「学生相談総合窓口」を設置している。この窓口は担当者が相談に応じたり、相談内容により、さらに適切な相談窓口等を紹介している。令和 3(2021)年度までは学内に「学生投書箱」を設置していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で登校できない学生もいたことから、令和 4(2022)年度から学生ポータルサイト内の専用フォームから送信する仕組みに変更した。これまでの「学生投書箱」では氏名の記入を任意としていたが、意見等の具体性が欠如している内容も散見したため、変更後は個別ニーズを把握し、学生の声と真摯に向き合えるよう記名式としている。毎月全学生へメールで案内しており、令和 5(2023)年度は 30 件（短期大学部 1 件、併設大学 29 件）の相談が寄せられた。相談件数や傾向など、定期的に大学協議会や教授会で報告し、教職員に共有している。【資料 2-6-4】

経済的支援は基準 2-4-①に示したとおり、各種奨学金制度を大学ホームページで案内し、学務課が随時対応している。【資料 2-6-5】

そのほか、保護者と大学間の連携を促すために、毎年、保護者懇談会を実施している。保護者懇談会では、学生の学修状況、学生生活、就職相談等について教員が個別面談を行い、大学への意見、要望についても受け付けている。令和 5(2023)年度は併設大学と合わせて 67 世帯 79 人の参加があった。【資料 2-6-6】

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げ教育・学修環境の改善につなげるために、自己点検・評価委員会が「学生生活実態調査」を全学生対象に毎年実施している。質問項目は、施設・設備、学生生活、進路など自由記述を含めて 28 項目である。

自由記述欄の個別の意見・要望に関しては、学科や関係部署にフィードバックされ、対応を検討したうえで学生への回答を作成し、学生ポータルサイトや掲示で公開している。回答内容は、自己点検・評価委員会で確認の後、大学協議会、教授会において教職員に共有される。

施設・設備に対する学生の意見・要望とそれに対する大学の改善事例として、防犯カメラ増設のほか、図書館では返却用ブックポストの設置場所移動や、資料購入の申込みを従来の図書館カウンターでの用紙記入に加え、Web フォームでも行えるようにした。令和 5(2023)年度の調査では冷房の設置に関する要望が多数寄せられたことを受けて、令和

6(2024)年度に窓用エアコンの設置を検討している。また、食堂の券売機が老朽化しているため更新してほしいとの要望に対し、入れ替えを行った。【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】「2023 年度ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」集計結果

【資料 2-6-2】アセスメントテストの分析（保育科）

【資料 2-6-3】大学ホームページ>キャンパスライフ>学生サポート

【資料 2-6-4】「学生相談総合窓口」（2023 年度結果報告）

【資料 2-6-5】大学ホームページ>学費・各種支援>学科別学費・奨学金情報

【資料 2-6-6】2023 年度 大短 保護者懇談会報告

【資料 2-6-7】「2023 年度学生生活実態調査」集計結果

【資料 2-6-8】「2023 年度学生生活実態調査」自由記述への回答

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化が進む中、様々な支援に活かすため、今後も継続的に調査を実施し学生の意見・要望を把握する。

各種調査等によりくみ上げた学生の意見・要望は、その結果をより確実に改善につなげるよう、効率的な仕組みづくりに取り組んでいく。また、個々の学生に応じた適切な支援を行うため、調査項目の精査を進めるとともに、学生の負担とならないような調査のあり方も検討していく。今後に向けて、学生の学ぶ環境をより良くするため、関係部署と調整を図りながら改善に努めていく。

【基準 2 の自己評価】

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、それに沿った入学者を受け入れるため、入試委員会を中心に公正かつ適正に入学者選抜を実施する体制を整備している。

教職協働による学修支援体制については、学修への導入を支援するために、入学前教育、初年次教育を実施し、オフィスアワー以外にも教員と学生との個別面談を定期的にも実施しており、長期履修制度を利用する学生、合理的配慮を要する学生に対応する体制も整えている。

キャリア支援は、学科担任による支援、キャリア支援センターによる支援及び学外団体と連携した進路支援の三体制で実施されており、高い就職決定率を維持している。

学生生活の安定のために、学生支援委員会と事務局学務課が連携し、各種施設の整備、経済的支援等が適切に遂行されている。教員との定期的な面談に加えて、学生ポータルサイト内に「学生相談総合窓口」を設置し、学生の不安や悩み、要望等に随時応えている。また、保健室や「ぼらん」とも連携して、専門職員に相談できる体制が整えられている。

「学生生活実態調査」によって集められた学生の意見・要望については、関係各部署で分析・検証した結果を学生にフィードバックするとともに具体的な支援に反映させている。

以上のことから、基準 2 を満たしていると評価する。

**基準 3. 教育課程**

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「札幌大谷大学短期大学部 学則（以下「学則」という。）」第 1 条に規定する教育目的を踏まえて、図表 3-1-1 のとおり学科のディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、学生向けには年度始めの各学年オリエンテーションで説明し、必修科目「初年次教育・情報リテラシー」においても学長が周知している。また、大学ホームページで公開し、大学案内にも掲載している。【資料 3-1-1】～【資料 3-1-3】

図表 3-1-1 ディプロマ・ポリシー

|         |   |
|---------|---|
| 保育科     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人間性：<br/>建学の精神に基づいた豊かな人間性と、真理を探究する姿勢を持ち、社会人としての基礎的教養を身につけている。</li> <li>2 知識理解：<br/>幼児教育・保育に関わる理論と技術、子どもの成長・発達についての専門的知識を修得している。</li> <li>3 協調性：<br/>社会の様々な問題に関心を向け、幼児教育・保育の現場で他者と協力して対応する行動力を身につけている。</li> <li>4 知識活用：<br/>各々の関心に基づく得意分野を持ち、幼児教育・保育の実践に活かすことができる。</li> </ol>   |
| 専攻科保育専攻 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人間性：<br/>建学の精神に基づいた豊かな人間性と、学びの成果を活用して社会に貢献しようとする使命感を持ち、社会人としての教養を身につけている。</li> <li>2 知識理解：<br/>幼児教育・保育にかかわる理論を自分なりに理解するとともに、子どもの成長・発達についての幅広い専門的知識を修得している。</li> <li>3 協調性：<br/>社会の問題を多角的に捉え、客観的に把握するとともに、他の専門職と協働して解決に向けて行動するリーダーシップを身につけている。</li> <li>4 知識活用：<br/>各々の得意分野をさらに磨き、幼児教育・保育の実践に必要な高い技術を持っている。</li> <li>5 論理的思考力：<br/>一定のテーマについて根拠に基づいて論理的に考察し、的確に表現することができる。</li> </ol> |

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定を行っている。単位認定基準、卒業認定基準は、学則及び「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程（以下「履修等規程」という。）」に定め、学生便覧に掲載し、学生及び教職員に周知している。【資料 3-1-4】～【資料 3-1-6】

各授業科目のシラバスには、その科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に対応しているかを明記している。科目担当教員は、授業の初回にディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準であることを学生に周知している。また、成績評価は、学則第 24 条に規定する各評価「秀・優・良・可・不可」に加え、学修成績を総合的に判断する指標として GPA(Grade Point Average)を用いており、学生便覧に示している。評価方法及び基準はシラバスにも明示している。評価方法は複数の方法を組み合わせて総合的に評価することを、また各評価方法の割合を数値で明記している。

なお、定められた授業回数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は「出席不足」となり評価の対象とはならない。卒業認定基準は、学則第 25 条、第 26 条に基づいて、履修等規程で卒業認定の基準を定めている。学生に対しては各学年の年度始めのオリエンテーションで説明し、担任による個別面談の際に個人成績表を参照しながら履修指導することで周知徹底している。

進級基準は設けていないが、「札幌大谷大学短期大学部 教職課程履修規程」に幼稚園教諭二種免許状の取得に必要な実習科目「教育実習 II」の履修要件を図表 3-1-2 のとおり定めている。

図表 3-1-2 「教育実習 II」履修要件

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 保育者になろうという強い意志を有すること。</li><li>(2) 「教育実習 I」を履修していること。</li><li>(3) 以下の科目（6 単位）のうち「教育原理」（2 単位）を含め、4 単位を修得済みであること。「教育原理」（2 単位）、「特別支援教育と保育（理論）」（1 単位）、「保育内容総論」（1 単位）、「保育内容（言葉）」（1 単位）、「保育内容（表現 II「美術」）」（1 単位）</li><li>(4) 「領域に関する専門的事項」の 1 年次配当科目（5 単位）のうち、3 単位以上修得済みであること。</li><li>(5) 「教育実習 II」履修の当該年次において卒業見込みであり、かつ幼稚園教諭二種免許状取得見込みであること。</li><li>(6) 「免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」のうち 6 単位を修得済みであること。<br/>なお、「日本国憲法」を含めて修得することが望ましい。</li><li>(7) 教職課程履修費を納付していること。</li></ol> |
|---|

また、「札幌大谷大学短期大学部 保育士養成課程履修規程」に保育士資格の取得に必要な保育実習科目（「保育実習 IA」「保育実習 IB」「保育実習 II」及び「保育実習 III」）の履修要件を図表 3-1-3 のとおり定めている。

図表 3-1-3 保育実習履修要件

- (1) 保育者になろうという強い意志を有すること。ただし、本人の性行不良、学力劣等等その他の事由により保育者として適格性を欠くと認められる場合は、これを取り消し、又は停止することができる。
- (2) 「保育実習 IA」及び「保育実習 IB」を履修するにあたっては、「保育実習指導 I」を履修すること。
- (3) 「保育実習 II」を履修するにあたっては、「保育実習 IA」を履修済みであり、併せて「保育実習指導 II」を履修すること。
- (4) 「保育実習 III」を履修するにあたっては、「保育実習 IB」を履修済みであり、併せて「保育実習指導 III」を履修すること。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

科目の成績評価方法はシラバスに明記している。学生に示された成績は、異議申し立て期間を設けており、成績評価の透明性、厳格性を確保している。全学生を対象に学期ごとの GPA が連続して低い場合には、履修等規程第 12 条第 5 項に基づき、段階的に指導している。卒業認定基準及び修了認定基準は、学則第 26 条、学則第 50 条第 2 項及び履修等規程第 4 条第 4 項に基づき厳正に適用している。

入学前の既修得単位については、学則第 30 条、履修等規程第 19 条に基づき、30 単位までを本学において修得したものとみなすことができる。ただし、学則第 29 条に規定するほかの大学で修得した単位を本学において修得したものとみなす単位数(上限 30 単位)と合わせる時は、45 単位を超えないものとしている。

また、「教育実習 II」と保育実習の履修要件については教職委員会において判定し厳格に運用している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】「初年次教育・情報リテラシー」資料

【資料 3-1-2】大学ホームページ>学部・学科>短期大学部 保育科  
>保育科について>学科長挨拶・教育目標・三つのポリシー

【資料 3-1-3】2024 年度大学案内

2025 年度大学案内

【資料 3-1-4】(077) 短大 学則

【資料 3-1-5】(146) 大短 履修等規程

【資料 3-1-6】2024 年度学生便覧 III-1. 学修に関する留意事項

#### (3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定、修了認定の基準を学生及び教員に周知し、引き続き厳正な適用を行っていく。さらに学期ごとの GPA が連続して低い場合の履修指導についても基準 2-2-②で示したように見直し、保証人に指導記録を通知するだけでなく、面談をとおして学生情報を共有して履修状況を改善するよう導く。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、学則第 3 条の 2 に規定する教育研究上の目的並びに第 45 条の 2 に定める教育研究上の目的を踏まえて、保育科及び専攻科保育専攻のそれぞれにカリキュラム・ポリシーを基準 1-2-④ で示したとおり定めている。

学科のカリキュラム・ポリシーは図表 3-2-1 のとおりである。カリキュラム・ポリシーは、年度始めの各学年オリエンテーションで説明し周知徹底している。また、大学ホームページで公開し、大学案内に掲載している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

図表 3-2-1 カリキュラム・ポリシー

|                |   |
|----------------|---|
| <p>保育科</p>     | <p>保育者になるために必要な専門的知識・理論・技術を習得するために、2 年間のカリキュラムの中に講義・演習・実習を段階的に配置しています。そして、その繰り返しの中で学生自らが課題を発見し、次の学びにつなげていけるように支援します。学修課程の内容は以下の通りです。また、学修成果の評価の方法についてはシラバスに示す通りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建学の精神及び仏教保育（真宗保育）について学びます。</li> <li>2 教養科目において、豊かな人間性と社会人としての基礎的教養を身につけます。特に、全学共通の初年次教育科目において学びの基礎力を養います。</li> <li>3 幼児教育・保育に関する理論と実践するための技術を修得します。</li> <li>4 保育者となるために必要な、子どもの成長・発達についての専門的知識を学びます。</li> <li>5 様々な実習を通して、理論と実践の結合を図るとともに、幼児教育・保育の諸課題に対応できる実践力を養います。</li> <li>6 本学独自の科目を通して、感性を豊かにすることを目指しながら各々の関心に応じて深く学び、得意分野を持ちます。</li> </ol>   |
| <p>専攻科保育専攻</p> | <p>短期大学において学んだ保育者としての専門的知識・理論・技術をさらに深めるための課程編成を行っています。特に 1 年次には実習科目が多く配置されており、すでに取得している保育者の資格を活かして学びます。また、2 年次には修了研究を行い、今までの学修の総まとめとなる論文を執筆します。学修課程の内容は以下の通りです。また、学修成果の評価の方法についてはシラバスに示す通りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建学の精神である仏教の思想や文化に対する理解をさらに深めます。</li> <li>2 キャリア教育・語学教育を深め、豊かな人間性と社会人としての教養を身につけます。</li> <li>3 幼児教育・保育に関する理論の意味を自ら考え、実践に役立てます。</li> <li>4 子どもの成長・発達に関わる専門的知識の幅をさらに広げ、深く学びます。</li> <li>5 附属幼稚園等での実習を通して、幼児教育・保育の専門家としての実践的スキルを高めるとともに、現場での問題を把握し、自ら解決する方略を考えます。</li> <li>6 各々の得意分野をしっかりと確立して高い技術を身につけるとともに、感性を磨き、子どもとの関わりに活かします。</li> <li>7 短期大学を含めた 4 年間の学習をもとに修了研究を行い、論文にまとめます。</li> </ol> |

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに示された人間性、知識理解、協調性、知識活用の四つの能力を達成する教育課程を編成するための方針である。そのために、カリキュラム・ポリシーの各項目はどのような能力や資質を伸ばすために科目を配置しているか、という観点から記述されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

具体的にはカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程について体系化したカリキュラム・ツリーを大学ホームページで公開しており、ディプロマ・ポリシー達成に向けての道筋を可視化している。【資料 3-2-3】

また、基準 3-1-②でも示したが、シラバス及び学生便覧の授業科目一覧表において科目ごとに学科のディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、保育科では、保育者になるために必要な専門的知識・理論・技術を修得するために、2年間のカリキュラムの中に講義・演習・実習を段階的に配置している。また、半期ごとに学生自身が「履修カルテ」を記入する中で学んだことや、課題を振り返り、今後の学修の目標や履修計画を立てることで、主体的な学びとなるよう指導している。

専攻科保育専攻では、保育科において学んだ保育者としての専門的知識・理論・技術をさらに深めるための課程編成を行っている。特に1年次には実習科目が多く配置されており、すでに取得している幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を活かして学びを深めている。また、2年次には修了研究に取り組み、保育科2年間を含めた4年間の総まとめとなる論文を執筆している。これらの学びは、履修モデルで示されており、ディプロマ・ポリシー達成までの道筋を示している。【資料 3-2-4】

また、令和 5(2023)年度から、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群を明確にするため「主要授業科目」を設定した。「主要授業科目」は、シラバスに明示し、オリエンテーションにおいて周知を行っている。【資料 3-2-5】

シラバスは、開講する全ての授業科目について整備している。授業の基本的な情報（科目名、教員名、配当年次、開講期、単位数、履修人数の制限、必修選択、授業回数、ナンバリング）のほかに授業概要、到達目標、対応する学科のディプロマ・ポリシー、授業計画、成績評価方法・基準、教科書・授業で使用するソフト、参考書等、授業科目に関連した実務経験のある教員の配置の有無、予習・復習の具体的な内容と必要な時間、受講時の注意事項とアクティブ・ラーニング情報について記載する欄を設けている。また、シラバスの記載方法は、「シラバス作成の留意事項」において整理し科目担当教員に示している。

【資料 3-2-6】教員が作成したシラバスは、学科の学修支援センター員がカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの整合性を点検し、不適切な箇所があれば修正を求めている。【資料 3-2-7】

さらに、学則第 21 条に基づき、「講義」「演習」「実習」「実技」の授業方法で実施し、1 単位当たり 45 時間の学修時間を基本としている。

保育科のカリキュラム・ポリシー1 及び 2 に関しては、基準 3-2-④に示すとおり、教養科目を配置している。

カリキュラム・ポリシー3 に関しては、保育士資格及び幼稚園教諭免許取得に必須とされている、幼児教育・保育に関する理論について学ぶ「教育原理」「保育原理」「教育課程論」「保育者論」、実践のための技術について学ぶ「保育内容（健康）」「保育内容（環境）」「保育内容（人間関係）」「保育内容（言葉）」「保育内容（表現Ⅰ「音楽」）」「保育内容（表現Ⅱ「美術」）」などを配置している。中でも「保育音楽Ⅰ～Ⅳ」は 2 年間を通じて履修学生全員に、これまでのピアノの学修歴に応じた個別レッスンを実施している。

カリキュラム・ポリシー4 に関しては、子どもの成長・発達についての専門的知識を学ぶ「保育の心理学」や「子どもの理解と援助」「子どもの保健」「子どもの食と栄養」など、保育士資格取得に必要な科目を多く配置している。

カリキュラム・ポリシー5 に関しては、実習に関する科目を配置している。中でも札幌大谷大学附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）での実習を授業に組み込んでいる「教育実習Ⅰ」や「幼児教育の方法と技術」は、本学の特長ある教育の一つであり、2 年間継続して幼児と関わる機会を確保し、理論と実践を結びつけるような教育課程となっている。また、これら実習科目における学生の主体的な学修活動を支援するために、実習の計画や準備を行う保育実習準備室を設置している。実習準備室には学生が教育実習・保育実習後に作成した実習報告書や、保育関係資料、保育観察録画・視聴機器、実習教材制作道具・材料、パネルシアター・紙芝居箱などの表現補助機材を保管しており、学生が自由に利用できるようにしている。

カリキュラム・ポリシー6 に位置づけている「特別研究Ⅰ・Ⅱ」及び「総合表現」も本学の特長的な教育である。「特別研究Ⅰ・Ⅱ」は、得意分野をもった保育者を養成するために「自然」「健康」「音楽」「美術」「子育て支援・特別支援」の中から一つ選択し 2 年間継続して学修を行う。特に 2 年次に配当されている「特別研究Ⅱ」では 2 コマ続きの時間割編成にすることにより、長時間に渡って集中して活動し、ほかの授業ではできない豊かな実体験を伴う授業を行うことが可能である。また、表現活動について総合的に学ぶ「総合表現」では、特記事項にも記載しているが履修学生全員で子どものためのミュージカルの制作と発表を行っている。

専攻科保育専攻のカリキュラム・ポリシー1 及び 2 に関しては、基準 3-2-④に示すとおり、教養科目を配置している。

カリキュラム・ポリシー3 に関しては、保育科で学んだ幼児教育・保育の理論をさらに深く学ぶことができる「教育原理特論」「教育相談特論」のほか、子育て支援センター「んぐまーま」での月に一度の実習を授業内容に組み込んでいる「子育て支援特論Ⅰ・Ⅱ」などを配置している。

カリキュラム・ポリシー4 に関しては、「発達心理学特論Ⅰ・Ⅱ」のほか、保育内容の各領域に関する知識を広く深く学ぶことができる「保育健康特論」「保育人間関係特論Ⅰ・Ⅱ」「保育環境特論」「保育音楽特論」「保育美術特論」などを配置している。

カリキュラム・ポリシー5 に関しては、公立幼稚園での 3 週間の実習「幼稚園実習」や、附属幼稚園において 1 年間とおして毎週同じクラスで実習を行う「幼児教育課程特論」などの実習科目を配置し、実践的スキルを高めている。

カリキュラム・ポリシー6 に関しては、保育内容の各領域の指導法についてより深く学ぶことができる「保育内容研究（健康）」「保育内容研究（環境）」「保育内容研究（言葉）」や「表現法（音楽）」「表現法（美術）」などを配置し、高い技術を身につけ感性を磨いている。

カリキュラム・ポリシー7 に関しては、「基礎ゼミナール」及び「修了研究」をとおして、保育科 2 年間を含めた 4 年間の学修を総括する修了研究に取り組むことにより、論理的思考力を養っている。

単位制度の実質化を目的として、年間で履修できる単位数に上限を設定している。履修登録単位数の上限については、履修等規程に定めており、学生便覧に明示している。登録できる上限は保育科 49 単位（ただし、免許・資格を取得する者は除く）専攻科保育専攻 40 単位となっているが、通算 GPA が 3.5 以上の 2 年生については、上限単位数に 8 単位を追加して履修登録でき、3.0 以上 3.5 未満の 2 年生については、上限単位数に 4 単位を追加して履修登録できる。【資料 3-2-8】

### 3-2-④ 教養教育の実施

教養教育の実施は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学修支援センター規程」に定められており、これに基づいて教養教育に関わるカリキュラムの編成や運用について検討を行っている。【資料 3-2-9】

本学では教養教育をとおして、豊かな人間性と社会人としての教養を身につけている。保育科では、建学の精神及び仏教保育（真宗保育）について学ぶことができる「仏教と保育」、全学共通の初年次教育科目において学びの基礎力を養う「初年次教育・情報リテラシー」また、「日本語コミュニケーション演習（口語・文書）」「英語（口語・文書）」といった語学教育など、必修・選択合わせて 12 科目 17 単位を教養科目に配置している。

専攻科保育専攻では、建学の精神である仏教の思想や文化に対する理解をさらに深めることができる「仏教思想史特論 I・II」「仏教文化史」、キャリア教育・語学教育を深め、豊かな人間性と社会人としての教養を身につけることができる「実用英語」「職業論」など、6 科目 12 単位を教養科目に配置している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなどの授業方法の工夫については、シラバスの「受講時の注意事項とアクティブ・ラーニング情報」に明記されており、演習科目、実習科目だけでなく、「初年次教育・情報リテラシー」などの講義科目においても、グループワークやプレゼンテーションが適宜盛り込まれている。

教授方法の工夫や改善を組織的に推進するために札幌大谷大学と合同の FD・SD 委員会が設置されている。FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会を年に数回開催し、教職員間で課題を共有し、授業内容、授業方法、授業環境の改善に全学的に取り組んでいる。また、「授業アンケート」の実施によって、授業内容、実施上の工夫、学生の授業への取り組み、学修の成果についての学生による評価を把握し、科目担当者ごとに授業改善に取り組んでいる。令和 5(2023)年度の FD・SD 研修会では、前年度の「後期授業アンケート」の結果を分析し、アンケート結果から見える特徴を共有した。【資料 3-2-10】

【資料 3-2-11】

令和 2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンライン授業のプラットフォームとして LMS(Learning Management System)を導入したが、対面授業へ戻った現在も全科目のツールとして定着しており、資料の提供や課題提出などに利用することが可能となっている。

令和 6(2024)年度からは新 LMS を導入しており、システムを積極的に利用し授業を効果的に実施している。【資料 3-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 大学ホームページ>学部・学科>短期大学部 保育科  
>保育科について>学科長挨拶・教育目標・三つのポリシー

【資料 3-2-2】 2024 年度大学案内  
2025 年度大学案内

【資料 3-2-3】 カリキュラム・ツリー (保育科)

【資料 3-2-4】 履修モデル (学生便覧より抜粋)

【資料 3-2-5】 主要授業科目の概要

【資料 3-2-6】 シラバス作成の留意事項

【資料 3-2-7】 2024 年度シラバスの記載内容の確認について (依頼)

【資料 3-2-8】 2024 年度学生便覧 III-1. 学修に関する留意事項

【資料 3-2-9】 (121) 大短 学修支援センター規程

【資料 3-2-10】 (133) 大短 FD・SD 委員会規程

【資料 3-2-11】 大短 FD・SD 研修会資料「2022 年度後期授業アンケートの結果から」

【資料 3-2-12】 Campus-Xs「ポータル利用 簡易操作マニュアル (学生編)」

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ちながら、社会の変化と学生のニーズを意識した見直しを定期的に行ってきた。

令和 6(2024)年 3 月には札幌市内の 9 大学との連携を強化することになり、「札幌市における地域連携プラットフォーム構築に向けた大学及び短期大学間連携協定書」を結んだ。将来的には、札幌市とともに大学連携による共同授業や合同研修、「提案型プログラム」の推進などを企画する予定である。大学及び短期大学間連携を深化させることによって、本学のカリキュラム編成を向上させていく。

また、FD・SD 研修会の質の向上を図り、より効果的な教育方法及び教育内容を構築できるよう教授方法の工夫や開発に取り組んでいく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーが適切であるか、またカリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを点検・評価するために、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部アセスメント・プラン」を定めている。アセスメント・プランは大学ホームページで公開している。【資料 3-3-1】学生の学修成果はアセスメント・プランに示した多様な評価指標項目によって可視化され、大学全体、学科、科目という三つのレベルに整理したうえでその点検・評価を行っている。

具体的な評価指標項目と測定、評価結果の検証体制は「アセスメント・プラン評価の具体的な運用」で定めている。【資料 3-3-2】アドミッション・ポリシーに関わる評価指標項目は主として入試委員会が、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに関わる評価指標項目は学修支援センターが、就職調査や卒業生調査についてはキャリア支援センターがそれぞれ管轄している。具体的な点検・評価方法は以下のとおりである。

1) ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査

学生のディプロマ・ポリシーの達成度を把握するため、令和 5(2023)年度から「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」を全学年対象に実施している。【資料 3-3-3】この調査は、学生自身が大学で得た学びに対してどの程度ディプロマ・ポリシーを達成したか自己評価するものである。調査結果は学科で分析し、学科の検証と今後の改善点について協議した後、内部質保証会議に報告している。

2) DP チャート

令和 5(2023)年度から作成している「DP チャート」を学科で集計し、学修支援センターで分析した後、内部質保証会議に報告している。【資料 3-3-4】

3) GPA・修得単位数

学生の学期ごとの学修成果は GPA の観点から点検している。基準 3-1-③でも示したとおり、学期ごとの GPA が連続して低い場合には、担当教員が段階的に適切な対応を実施している。【資料 3-3-5】また、基準 3-2-③で示したとおり 2 年生は通算 GPA によって履修登録上限単位数の追加を認める形で、学修成果を運用している。

4) アセスメントテスト

令和 5(2023)年度以降に実施している「アセスメントテスト」の結果から、ディプロマ・ポリシーの各項目と深く関わる基礎的汎用的スキルを入学時点で測定するとともに、その後の学修成果の評価に活用している。

## 5) 授業アンケート

FD・SD 委員会において各学期の学期末に「授業アンケート」を実施している。学期末のアンケートは共通のアンケート書式を使用して、Web フォームによる一斉配信で実施している。アンケートの集計結果は、科目担当教員にフィードバックされ、改善点があればシラバスに反映するよう依頼している。【資料 3-3-6】専任教員は授業改善計画書を作成し、図書館で閲覧できるよう公表している。これにより個々の科目レベルの授業改善を促し、教員が改善に取り組む姿勢を学生にも見えるようにした。学科レベル、大学全体レベルでの改善に向けて、「授業アンケート」を集計した分析結果は、FD・SD 研修会において報告され共有されている。【資料 3-3-7】

## 6) 卒業生アンケート及び就職先アンケート

令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度に本学の教育プログラム及びキャリア支援の改善と充実につなげることを目的に、卒業生を対象に卒業後のキャリアや在学中の学修支援に関するアンケートを実施した。また幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした就職先アンケートも実施し、教育成果を点検・可視化し、その成果を踏まえて、今後の教育方法や学修指導の改善に役立てるため検証した。【資料 3-3-8】 【資料 3-3-9】

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「アセスメントテスト」の結果は学年ごとに担当教員が直接面談によって結果を学生にフィードバックし学修指導に活用している。また、2年生は基準 3-3-①で示した「DP チャート」を配布している。これにより学生はディプロマ・ポリシーごとに GPA として自分の達成状況が確認できる。このように学修成果を可視化することによって、個々の学生が自らの成長を具体的に確認することができるようになった。

入学時点での「アセスメントテスト」の結果を内部質保証会議で検討した結果、学修が習慣化していないという課題が読み取れたため、大学全体レベルでのカリキュラムへのフィードバックとして、必修科目「初年次教育・情報リテラシー」の授業内容に課題を解消する内容を盛り込むことになった。「アセスメントテスト」の結果については学科でも検証され、FD・SD 研修会において学科の傾向と対策について全学的に共有している。【資料 3-3-10】～【資料 3-3-12】

「DP チャート」の分析結果を検証した結果、ディプロマ・ポリシーの各能力項目の間でその達成状況に極端な偏りは見られなかったが、今後、ディプロマ・ポリシーと科目との関連性を検討していく。

ディプロマ・ポリシーと各科目が紐づけられていることから、個々の教員のレベルでも担当する科目の学生の目標達成度を可視化することが可能となった。このことにより、教員は自分の担当科目における学生の学修成果を知ることができ、授業改善につなげる仕組みとして機能している。各科目では「授業アンケート」の実施が必須となっており、授業の最終週のほかに中間時点での「授業アンケート」も行っている。中間アンケートは、当該科目に対する学生の声を速やかに授業改善へ取り入れることができるため多くの教員がそれぞれの方法で実行している。

また、基準 3-3-①で示した卒業生アンケート及び就職先アンケートを検証し、以下の取組みを行った。

卒業生アンケートの結果、就職先の選び方において実際に園見学をすることの重要性が示されており、それを踏まえて「幼稚園・認定こども園キャラバン」や「SAPPORO 保育園ミーティング」などの就職フェアに参加する意義を担任教員より改めて伝えた。

また、就職先アンケートの結果、パソコン・IT 技能の支援が必要であることが分かり、その改善のため、令和 6(2024)年度札幌大谷キャリア支援プログラムガイダンスにて「MOS Word・Excel 受験対策」を周知し、資格の取得促進を行った。

引き続きアンケート結果を検証し、在学中の学修支援や今後の教育活動の改善に反映させていく。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 大学ホームページ>大学について>アセスメント・プラン

【資料 3-3-2】 アセスメント・プラン評価の具体的な運用

【資料 3-3-3】 「2023 年度ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」集計結果

【資料 3-3-4】 DP チャートの集計とまとめについて

【資料 3-3-5】 GPA による履修指導後の成績の推移について

【資料 3-3-6】 2024 年度シラバス作成のガイドライン

【資料 3-3-7】 大短 FD・SD 研修会資料「2022 年度後期授業アンケートの結果から」

【資料 3-3-8】 2023 年度 短大 卒業生のキャリア・就職等に関するアンケート  
(保育科・専攻科保育専攻) 結果報告

【資料 3-3-9】 2023 年度 短大 卒業生の就職先アンケート (保育科・専攻科保育専攻)  
結果報告

【資料 3-3-10】 2023 年度 GPS-Academic 報告 (抜粋)

【資料 3-3-11】 アセスメントテストの分析 (保育科)

【資料 3-3-12】 2023 年度アセスメントテストの分析結果を受けて

#### (3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 5(2023)年度から本格的に実施することになった「アセスメントテスト」は、入学時と 2 年進級時に継続的に行うことによって 1 年間を振り返り、必要とされる基礎的汎用的スキルを確認することが可能である。「アセスメントテスト」の結果をフィードバックしてカリキュラムや授業内容を改めて検討する。また、ディプロマ・ポリシーの項目ごとに GPA を算出した「DP チャート」の集計を行い分析し、内部質保証会議において必要な改善を実施していく。併せて、ディプロマ・ポリシーの適切性についても継続的に検証を行っていく。

教育環境についての検証は「学生生活実態調査」で行っており、必要なデータの収集の仕組みが確立している。また、集められたデータは、個々の学生に有効にフィードバックされている。これは小規模校であることの強みであると言える。「授業アンケート」の結果と授業改善報告書はその公開方法を検討し、学生への周知を図る。

卒業生アンケートと就職先アンケートはディプロマ・ポリシーに掲げた各能力を意識し

て設計されており、具体的かつ有効なデータとして活用が可能である。次回の実施に向けては質問項目の見直しを行うとともに、卒業生アンケートの回収率の向上を図るために、在学中に回答の意義を周知することで卒業後の協力につなげ、今後のキャリア支援に活かしていく。また、就職先アンケートの対象も広げていく。

### **【基準 3 の自己評価】**

本学は教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、学内外に周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準についてはディプロマ・ポリシーを踏まえて設定し、厳正に適用している。これらの基準については、オリエンテーションと個別面談での履修指導の際に周知徹底している。

教育目的を踏まえて策定したカリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに示した能力や資質を伸ばすためにどのような科目を配置するかを示しており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程は保育者養成課程としての基本的な内容を備え、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、ディプロマ・ポリシーの効率的な達成を図るために学科で履修モデルを設定している。シラバスについては開講している全ての授業科目について整備し、履修登録の年間上限単位数を設定し、単位制度の実質を保つようにしている。また、教授方法の工夫・開発を組織的に推進するために、FD・SD 委員会が研修会を年に数回開催し、教職員間で課題を共有して授業改善に取り組んでいる。

学修成果の点検・評価については、アセスメント・プランに基づいて各種の調査を行い、その結果を大学全体、学科、授業科目の各レベルで、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けてフィードバックしている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた調査としては、令和 5(2023)年度から「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」「DP チャート」「アセスメントテスト」を実施している。これらの調査結果は学科ごとの分析及び経年比較を行い、学科での協議を踏まえて内部質保証会議で報告し、教育課程や授業内容の改善につなげている。授業科目レベルでは、各学期の中間時点及び学期末に「授業アンケート」を実施し、それらの結果を受けて科目担当教員は授業改善計画書を作成し、改善点があれば次年度のシラバスに反映させている。

就職の側面からは、毎年の就職状況の調査のほかに、令和 3(2021)年度から隔年で卒業生アンケートと就職先企業アンケートを行っている。学修成果を長期的かつ第三者の観点から点検・評価することで、教育課程の見直しや学修指導、キャリア支援の改善に役立っている。

以上のことから、基準 3 を満たしていると評価する。

**基準 4. 教員・職員**

**4-1. 教学マネジメントの機能性**

**4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

**4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

**4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

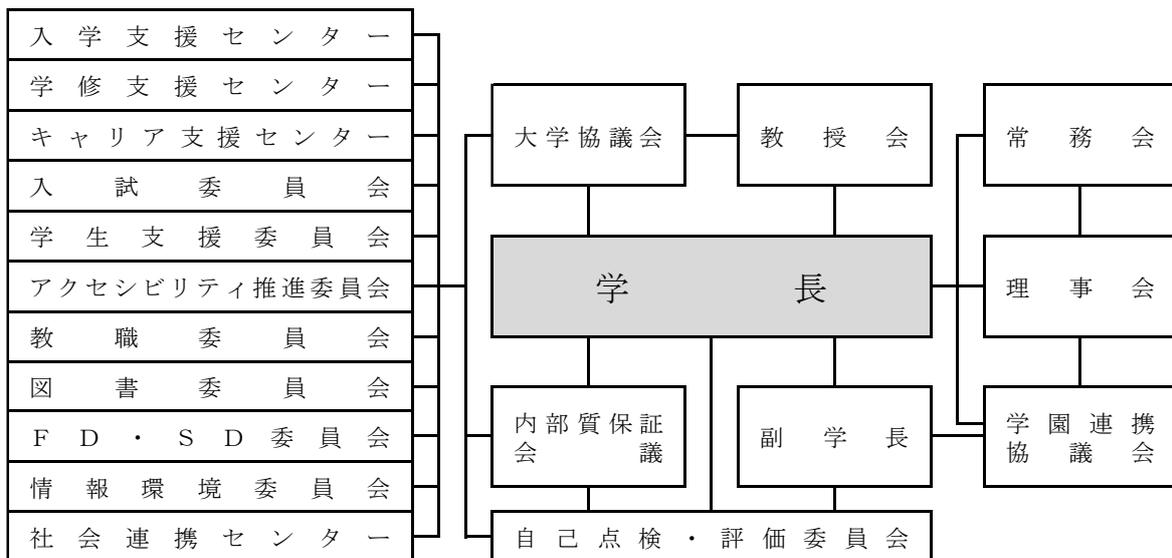
**4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の学長は、学校教育法第 92 条に則り、「札幌大谷大学短期大学部 学則（以下「学則」という。）」第 40 条第 1 項に「本学に学長を置く。」と定めていることと、「学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則（以下「実施規則」という。）」第 8 条に「学長は、大学・短大の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定めていることから短期大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することを明らかにしている。学長は、合同教授会（以下「教授会」という。）及び大学協議会並びに内部質保証会議において議長を務めているほか、自己点検・評価委員会及び入試委員会において委員長を務めている。【資料 4-1-1】～【資料 4-1-8】

学長は、日常的な事務処理の決裁においても、多くの処理が学長の決裁事項となっており、短期大学全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は、図表 4-1-1 及び以下のとおり本学の規則等に基づき整備している。

図表 4-1-1 教学マネジメントにおける運営体制組織図（学長の補佐体制）



### 1) 大学協議会

本学が「大学協議会」の設置に関し必要な事項を定めた「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 大学協議会規程」は、第1条に目的を定め、同規程第2条に構成員を、同規程第3条に審議事項についてそれぞれ定めている。特に、大学協議会の構成員は、学長はじめ副学長、各学部長（芸術学部・社会学部・短期大学部）、各学科長（音楽学科・美術学科・地域社会学科・保育科）、各種センターのセンター長、各種委員会の委員長、大学及び短大のLO（自己評価担当者）、そして事務職員の管理職等としている。【資料 4-1-5】

### 2) 内部質保証会議

本学が「内部質保証会議」の設置に関し必要な事項を定めた「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証会議規程（以下「内部質保証会議規程」という。）」は、第1条に目的を定め、同規程第3条に構成員を、同規程第4条に任務についてそれぞれ定めている。特に、内部質保証会議の構成員は、学長はじめ副学長、各学部長（芸術学部・社会学部・短期大学部）、各学科長（音楽学科・美術学科・地域社会学科・保育科）、そして事務職員の管理職等としている。【資料 4-1-6】

### 3) 自己点検・評価委員会

本学は、内部質保証会議規程の第6条に「内部質保証会議が任務を実施するに当たり必要な事項を検討するため、内部質保証会議の下に自己点検・評価委員会を置く。」と定めている。本学が「自己点検・評価委員会」の設置に関し必要な事項を定めた「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」は、第1条に目的を定め、同規程第3条に構成員を、同規程第6条に任務についてそれぞれ定めている。【資料 4-1-7】

上記2)で示した内部質保証会議及び自己点検・評価委員会は、ともに事務局組織「IR推進課」が所管となっている。

### 4) IR推進課

IR推進課の担当業務は、「学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程」第8条及び別表第4に「IR調査・分析をはじめ、学長・事務局長の特命プロジェクト、諮問事項等」に定められ、「FACTBOOK（2019～2023）」の作成等、学長のリーダーシップを支える調査・企画部門として整備している。【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、使命・目的の達成のため、基準4-1-①で示したとおり各会議体の設置とその会議体に関する各規則等を整備し、教学マネジメントを構築している。

本学が各種センター及び委員会の設置に関し必要な事項を定めた「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 各種センター及び委員会内規」は、第1条に目的を定め、同内規第2条に組織についてそれぞれ定めている。【資料 4-1-11】

本学が設置する各種センター及び委員会の目的・業務・構成員等は、それぞれの各種規程に定めている。

本学が設置する各種センター及び委員会は、基本、月の第1週目を開催し、各種センタ

一及び委員会による各審議事項は、第 2 週目に開催する大学協議会の審議を経て第 3 週目に開催する教授会において学長が教授会構成員に意見を聴いて決定する。

本学の意味決定は、学長のリーダーシップのもと短期大学運営が行われ、権限と責任が明確になっており、会議体の教学マネジメントにおける月次スケジュールは、図表 4-1-2 のとおり整備している。

図表 4-1-2 教学マネジメントにおける各会議体の月次スケジュール

|            | 当月   |      |      |     |
|------------|------|------|------|-----|
|            | 1 週  | 2 週  | 3 週  | 4 週 |
| 各種センター、委員会 | 審議事項 |      |      |     |
| 大学協議会      |      | 審議事項 |      |     |
| 教授会        |      |      | 学長決定 |     |

本学は、学則第 40 条第 2 項に「本学に副学長及び短期大学部長を置くことができる。」と定め、理事長が学長の推薦により副学長を 1 人任命している。

本学が副学長の設置に関し必要な事項を定めた「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 副学長規程（以下「副学長規程」という。）」は、第 1 条に目的を定め、同規程第 3 条に職務を、同規程第 4 条に選任についてそれぞれ定めている。副学長の職務は、副学長規程第 3 条第 1 項に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、副学長の職務分野として副学長規程第 3 条第 2 項に「教学部門の管理運営に関すること」をはじめ、「高大連携の推進に関すること」「大学・短大の危機管理に関すること」「教育後援会・同窓会等外郭団体に関すること」と定めている。【資料 4-1-12】

本学の教授会は、学校教育法第 93 条に則り、実施規則第 12 条及び学則第 41 条に定めている。本学の教授会の運営は、「札幌大谷大学短期大学部 教授会規程」に定めているが、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 合同教授会内規」に則り基本、札幌大谷大学の教授会と合同で開催している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

教授会は、学則第 41 条第 2 項の規定により学長が決定を行うに当たり意見を述べるもののほか、各学部長及び各学科長、各種センター長及び委員長、事務局からの報告により情報を共有することで、短期大学部と大学の一体運営を進めている。

これらのことから教授会は、組織上の位置づけ及び役割が明確であり、組織的に機能している。

教授会は、学校教育法第 93 条に則り、教授会において学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項については、学則第 41 条第 2 項の各号に定めている。

特に、学則第 41 条第 2 項第 3 号の「前 2 号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項に関する内規」として定め、令和 5(2023)年度始めの第 1 回教授会において学長のリーダーシップのもと、「教学マネジメントの機能性」として周知している。【資料 4-1-13】

また、学長は同教授会において「教学マネジメントの機能性」のほかに本学の目的、学

部・学科の教育研究上の目的、学部・学科の教育目標及び令和 5(2023)年度入学生の三つのポリシーなどについても説明のうえ周知している。

学生の表彰及び懲戒は、学則第 58 条及び第 59 条にそれぞれ定めている。

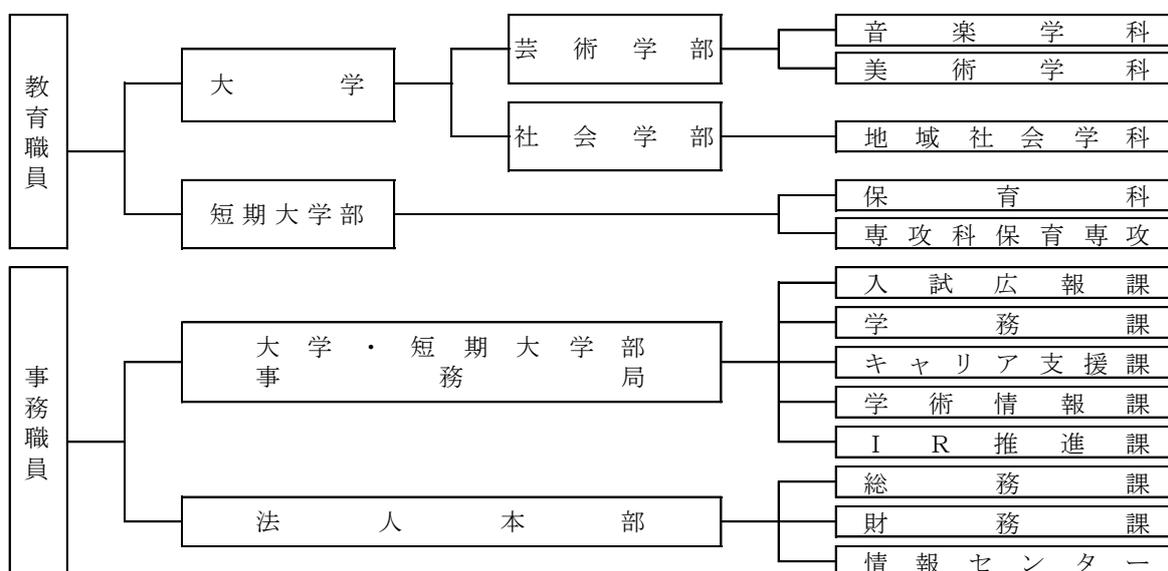
特に、学生の懲戒は学則第 59 条第 2 項により懲戒の種類を退学、停学及び戒告とし、学則の下位規範である「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生懲戒規程」に学生の懲戒について必要な事項を定め、学生の懲戒をするような場合があった際の手続きは、学長により適切に定めている。【資料 4-1-14】

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を配置している。

教育職員は、各学部・学科に、事務職員は各部署・課にそれぞれ配置し、図表 4-1-3 のとおり整備している。

図表 4-1-3 組織図



本学の教職員の採用及び昇格は、「学校法人札幌大谷学園 就業規則」第 32 条から第 36 条に定めている。【資料 4-1-15】

本学の事務職員の組織及び担当事務並びに職制は、「学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程」により定め、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。【資料 4-1-9】

大学協議会は、教育職員のほか、事務職員から管理職及び各課の課長職（又は課長補佐職）を構成員としている。

各種センター及び委員会も同様、教育職員のほか、事務職員から各課の課長職（又は課長補佐職）を構成員としている。

基準 2-2-①で示したとおり教学マネジメントの遂行に必要なかつ主要な三つのセンター（入学支援センター、学修支援センター、キャリア支援センター）は、各規程に則り、センター長 1 人及び副センター長複数ほかを構成員としている。副センター長のうち 1 人を

事務職員とし、教職協働による教学組織へ参画している。【資料 4-1-16】～【資料 4-1-19】

教授会及び内部質保証会議をはじめとする各種会議体の議事録は、各担当課の事務職員により作成され、これら議事録と会議資料の一部は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 クラウドストレージ利用ガイドライン」に則り、学内で利用している Google ドライブ内に保管している。これにより本学は、全教職員が閲覧及び共有ができるよう体制を整備している。【資料 4-1-20】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】(077) 短大 学則

【資料 4-1-2】(002) 法人 寄附行為実施規則

【資料 4-1-3】(114) 短大 教授会規程

【資料 4-1-4】(115) 大短 合同教授会内規

【資料 4-1-5】(117) 大短 大学協議会規程

【資料 4-1-6】(118) 大短 内部質保証会議規程

【資料 4-1-7】(132) 大短 自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-8】(123) 大短 入試委員会規程

【資料 4-1-9】(010) 法人 事務組織及び職制規程

【資料 4-1-10】FACTBOOK (2019～2023)

【資料 4-1-11】(119) 大短 各種センター及び委員会内規

【資料 4-1-12】(079) 大短 副学長規程

【資料 4-1-13】(116) 大短 学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項に関する内規

【資料 4-1-14】(168) 大短 学生懲戒規程

【資料 4-1-15】(022) 法人 就業規則

【資料 4-1-16】(120) 大短 入学支援センター規程

【資料 4-1-17】(121) 大短 学修支援センター規程

【資料 4-1-18】(122) 大短 キャリア支援センター規程

【資料 4-1-19】大短 令和 6(2024)年度 各種センター及び委員会等の名簿

【資料 4-1-20】(138) 大短 クラウドストレージ利用ガイドライン

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制は、法令及び規則等に基づき整備していることから教学マネジメントの機能性は適切に機能している。教育職員及び事務職員が、より充実した教職協働体制で教学マネジメントを構築できるよう内部質保証会議と連携のうえ、自己点検・評価を重ね、改善・向上を進める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教育組織及び職階別専任教員数は、短期大学設置基準に則り、図表 4-2-1 のとおり必要専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。

図表 4-2-1 教員組織及び職階別専任教員数

(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

| 学科等                        | 専任教員数 |     |     |     |    | 短期大学設置基準<br>第 22 条別表第一イ |                   | 助 手 |
|----------------------------|-------|-----|-----|-----|----|-------------------------|-------------------|-----|
|                            | 教 授   | 准教授 | 講 師 | 助 教 | 計  | 必 要<br>専 任<br>教員数       | 必 要<br>専 任<br>教授数 |     |
| 保育                         | 6     | 3   | 3   | 0   | 12 | 8                       | 3                 | 1   |
| 学科計                        | 6     | 3   | 3   | 0   | 12 | 8                       | 3                 | 1   |
| 短期大学設置基準<br>第 22 条別表第一ロ    | -     | -   | -   | -   | -  | 3                       | 1                 | -   |
| 短期大学全体の収容定員<br>に応じ定める専任教員数 | -     | -   | -   | -   | -  | 3                       | 1                 | -   |
| 合計                         | 6     | 3   | 3   | 0   | 12 | 11                      | 4                 | 1   |

本学の教育職員の採用及び昇格は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程（以下「採用昇格規程」という。）」に定めている。【資料 4-2-1】

本学の教授、准教授、講師、助教及び助手の資格は、短期大学設置基準に則り、採用昇格規程第 4 条から第 7 条の 2 に定めている。

採用の手続きは、採用昇格規程第 2 条第 2 項の「教員等の採用の選考は、公募によることを原則とする。」ことを踏まえ、採用の手続きは、同規程第 8 条から第 15 条に定めている。昇格の手続きは、採用昇格規程第 16 条から第 19 条と第 23 条に定め、昇格要件は、同規程第 20 条から第 22 条に定めている。

令和 5(2023)年度は、専任教員職員の人事計画等を踏まえ、教員の昇格を実施した。

学長は、採用昇格規程に則り審査委員会で昇格候補者を決定し、教授会の意見を聴き、最終理事会で決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学における FD(Faculty Development)活動は、FD・SD 委員会が「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 FD・SD 委員会規程」に則り、組織的に行っている。【資料 4-2-2】

FD・SD 委員会は、FD・SD を推進する活動として教育職員及び事務職員を対象にした組織的な研修（以下「FD・SD 研修会」という。）を企画・運営している。

令和 5(2023)年度における FD・SD 研修会のうち FD 活動に関する研修は、前年度後期

「授業アンケート」の結果、令和 6(2024)年度から学務系システム導入に伴うシラバスの作成及び成績入力、令和 5(2023)年 4 月に実施した「アセスメントテスト」の結果を踏まえた学科の分析結果を共有・検討するなど、図表 4-2-2 のとおり開催した。

図表 4-2-2 令和 5(2023)年度における主に FD に関わる研修会

|  |
|--|
| ・令和 5(2023)年 9 月 30 日、実施形態：FD、オンデマンド<br>2022 年度後期授業アンケートの結果から【学内講師 (FD・SD 委員長)】    |
| ・令和 6(2024)年 1 月 22 日、実施形態：FD、オンデマンド<br>学務系システム導入に伴うシラバスの作成【学内講師 (学修支援センター長)】      |
| ・令和 6(2024)年 1 月 30 日、実施形態：FD、オンデマンド<br>学務系システム導入に伴う成績入力【学内講師 (学修支援センター長)】         |
| ・令和 6(2024)年 2 月 14 日、実施形態：FD、対面、オンデマンド<br>学修成果の可視化と教育改善 (学科レベル)【学内講師 (学修支援センター長)】 |
| ・令和 6(2024)年 3 月 13 日、実施形態：FD、オンデマンド<br>科学研究費助成事業獲得推進【学内講師 (地域社会学科教員)】             |
| ・令和 6(2024)年 3 月 15 日、実施形態：FD、オンデマンド<br>LMS (授業支援システム) 検討会【学外講師】                   |

授業内容・方法等の改善へと結びついた FD に関する研修会の事例としては、図表 4-2-2 の令和 6(2024)年 2 月に開催した「学修成果の可視化と教育改善 (学科レベル)」がある。

「アセスメントテスト」の結果を踏まえた各学科の分析結果から授業外での学修習慣及び学習の仕方について不安を抱えている学生が一定人数いるということが判明した。

FD・SD 委員会は、学長のリーダーシップのもと、この課題を内部質保証会議で共有し、改善策を学修支援センターで検討し、結果、必修科目である「初年次教育・情報リテラシー」の中でこの課題を解消する内容を盛り込むことになった。併せて FD・SD 委員会では、この「アセスメントテスト」の結果を学科で検証し、FD・SD 研修会で学科の傾向と対策について共有している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】(031) 大短 教員の採用及び昇格に関する規程

【資料 4-2-2】(133) 大短 FD・SD 委員会規程

#### (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置を学長のリーダーシップのもと、中長期的な人事計画の中で進める。FD、その他教員研修の組織的な実施を進めるとともに、研修で課題となった「アセスメントテスト」による分析結果及び「DP チャート」による学修成果の見える化、「授業アンケート」の回収率の向上等について内部質保証会議と連携のうえ、自己点検・評価を重ね、改善・向上を進める。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学における SD(Staff Development)活動は、FD・SD 委員会が「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 FD・SD 委員会規程」に則り、組織的に行っている。【資料 4-3-1】

FD・SD 委員会は、FD・SD を推進する活動として「FD・SD 研修会」を企画・運営している。

令和 5(2023)年度における FD・SD 研修会のうち SD 活動に関する研修は、大学における LGBTQ 学生対応、多様な性の理解と対応、ChatGPT 等、現代の社会動向に対応する内容等、図表 4-3-1 のとおり開催した。

図表 4-3-1 令和 5(2023)年度における主に SD に関わる研修会

|   |
|---|
| ・令和 5(2023)年 4 月 8 日、実施形態：SD、オンライン<br>大学・短大研修会【学内講師（学長他）】   |
| ・令和 5(2023)年 5 月 31 日、実施形態：SD、対面、新任採用者対象<br>理事長懇談会「建学の精神について」【学内講師（理事長他）】                                       |
| ・令和 5(2023)年 5 月 31 日、実施形態：SD、対面・オンデマンド<br>大学における LGBTQ 学生対応、大学における多様な性の理解と対応【学外講師】                             |
| ・令和 5(2023)年 6 月 1 日、実施形態：SD、対面<br>ハラスメント研修会 [一般教職員向け]【学外講師（産業カウンセラー）】  |
| ・令和 5(2023)年 6 月 8 日、実施形態：SD、対面<br>ハラスメント研修会 [管理職向け] 【学外講師（産業カウンセラー）】   |
| ・令和 5(2023)年 7 月 19 日、実施形態：SD、オンデマンド<br>ChatGPT との付き合い方【学内講師（美術学科専任教員）】   |
| ・令和 5(2023)年 7 月 20 日・21 日、実施形態：SD（事務職員対象）、対面<br>日本私立大学協会北海道支部主催 中堅実務者研修会<br>参考：グループ討議「初任者研修会の研修プログラムを考える」      |
| ・令和 5(2023)年 8 月 28 日、実施形態：SD（事務職員対象）、対面<br>札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部<br>事務職員（日本私立大学協会北海道支部主催 中堅実務者研修会出席者）主催<br>初任者研修会 |

|   |
|---|
| <p>・令和 5(2023)年 9 月 1 日、実施形態：SD、対面<br/>第 3 期認証評価の受審のポイント【学外講師】</p>                    |
| <p>・令和 5(2023)年 9 月 25 日他、実施形態：SD（事務職員対象）、オンデマンド参加<br/>日本私立大学協会北海道支部主催 中堅指導者研修会</p>   |
| <p>・令和 5(2023)年 10 月 19 日他、実施形態：SD（事務職員対象）、オンデマンド参加<br/>日本私立大学協会北海道支部主催 課長職相当者研修会</p> |

主に事務職員を対象とした SD 活動は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 スタッフ・ディベロップメント (SD) 規程」に則り、組織的に行っている。【資料 4-3-2】

令和 5(2023)年度は、本学独自で企画・運営した研修会のほか、主に日本私立大学協会北海道支部主催の研修会等に参加した。

特に個人単位（1 人から 3 人程度）で研修会に参加した者は、研修会で得た情報等を教職員全体に広く共有できるように研修会終了後の報告書等を「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 クラウドストレージ利用ガイドライン」に則り、学内で利用している Google ドライブ内に保管している。これにより本学は、研修会の情報を全教職員が閲覧及び共有できるように体制を整備している。【資料 4-3-3】

令和 5(2023)年度の人事評価・育成制度の一つとして令和 4(2022)年度末から「2023 年度係長職昇任チャレンジ試験（以下「チャレンジ試験」という。）」を初めて実施した。

チャレンジ試験は、若年層（34 歳以下）の事務職員の中から係長職をめざす者を育成することを目的にし、募集したところ所属課の課長相当者の推薦を受けた職員 2 名が応募した。応募者は、書類選考を経て 7 月開催の「日本私立大学協会北海道支部主催 中堅実務者研修会（図表 4-3-1 参照）」に参加し、研修プログラムの一つである「初任者研修会の研修プログラムを考える」を受講した。応募者は、学んできた研修内容を実践すべく 8 月開催の「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 事務職員対象初任者研修会（図表 4-3-1 参照）」の統括責任者として本学独自の SD 研修会を実施した。これらの過程を経て結果、本学は応募者 2 名を令和 6(2024)年 4 月 1 日付で係長職へ昇任させることを決定した。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】(133) 大短 FD・SD 委員会規程

【資料 4-3-2】(134) 大短 スタッフ・ディベロップメント (SD) 規程

【資料 4-3-3】(138) 大短 クラウドストレージ利用ガイドライン

#### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施を進めるとともに、SD の内容等について内部質保証会議と連携のうえ、自己点検・評価を重ね、改善・向上を進める。

なお、令和 6(2024)年度における本学独自の SD 研修会（事務職員対象）は、「初任者研修会」と新規に「課長職相当者研修会」を計画としてすすめる。

令和 5(2023)年度の人事評価・育成制度の一つとしてチャレンジ試験を初めて導入したが、単年度で終わらせることのないよう中長期的な人事評価・育成の一つとして進める。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究環境は、短期大学設置基準に則り、教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

本学の各棟（A棟、B棟、C棟、D棟）にある各研究室は、専任教育職員1人に対する独立したものであり、室内には教育研究に関わる環境（インターネット接続等）及び備品（パソコン等）を整備している。

教員の研究成果は、本学図書館公式ホームページの「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 紀要（以下「紀要」という。）」として、さらに「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 機関リポジトリ」をとおして公表している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

紀要の編集・発行に関する事項等は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 図書委員会規程」第2条第1項第5号及び「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 紀要編集規程」にそれぞれ定めている。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、本学における研究に従事する全ての者の規範となるよう「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学術研究活動に関する行動規範」及び「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する行動規範」並びに「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する不正防止対策の基本方針」をそれぞれ定め、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。【資料 4-4-5】～【資料 4-4-7】

競争的研究費に関しては、取扱規程と取扱要領、監査要領、不正防止対策実施要領と不正防止計画をそれぞれ定めている。【資料 4-4-8】～【資料 4-4-12】

本学は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する取扱規程」に則り、新規採用の教育職員及び競争的研究費等を担当する事務職員を対象に、「研究倫理 e ラーニングコース（日本学術振興会が主催する教材）」を受講し、研究倫理の確立に努めている。

本学は、本学で研究及び教育に従事する者が、その研究及び教育並びに社会的活動の推進につき、倫理的配慮への妥当性について審査する「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）」を設置し、その内容を「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究倫理委員会規程」に定めている。【資料 4-4-13】

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は、教育職員への研究費の額、使用方法、使用範囲、旅費等について必要な事項を

「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究費取扱内規（以下「研究費内規」という。）」に定め、研究活動への資源配分に関する規則を整備している。【資料 4-4-14】

個人研究費は、研究費内規に則り、一律で設定している。

本学は、個人研究費のほか学長裁量経費として「特別加算研究費」を設け、研究活動の活性化を図っている。

本学における科学研究費助成事業における採択件数の推移については、図表 4-4-1 のとおりであることを踏まえ、科学研究費助成事業獲得推進のための FD・SD 研修会を令和 6(2024)年 3 月に開催し、令和 6(2024)年度以降の獲得推進に向け進めている。

図表 4-4-1 科学研究費助成事業における採択件数の推移（過去 5 年間）

(件)

|     | 令和元<br>(2019)年度 | 令和 2<br>(2020)年度 | 令和 3<br>(2021)年度 | 令和 4<br>(2022)年度 | 令和 5<br>(2023)年度 |
|-----|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 代表者 | 2               | 1                | 3                | 2                | 3                |
| 分担者 | 4               | 2                | 3                | 4                | 4                |
| 合計  | 6               | 3                | 6                | 6                | 7                |

本学の社会連携センターは、研究活動のための外部資金の導入の一翼を担っている。

社会連携センターは、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 社会連携センター規程」に則り、第 3 条に業務として「社会連携に関する教育研究資源等の増進に関すること」を、同規程第 2 条に目的として「本学における教育研究資源等を活用して産学官連携・社会連携活動を推進することにより、地域社会の発展に貢献するとともに、本学における教育研究活動の活性化を図る。」としており、研究活動のための外部資金の導入を進めている。【資料 4-4-15】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 図書館ホームページ>本学刊行物>本学刊行物一覧

【資料 4-4-2】 図書館ホームページ>本学刊行物>機関リポジトリ

【資料 4-4-3】 (128) 大短 図書委員会規程

【資料 4-4-4】 (097) 大短 紀要編集規程

【資料 4-4-5】 (104) 大短 学術研究活動に関する行動規範

【資料 4-4-6】 (105) 大短 競争的研究費等に関する行動規範

【資料 4-4-7】 (109) 大短 競争的研究費等に関する不正防止対策の基本方針

【資料 4-4-8】 (106) 大短 競争的研究費等に関する取扱規程

【資料 4-4-9】 (107) 大短 競争的研究費等に関する取扱要領

【資料 4-4-10】 (108) 大短 競争的研究費等に関する監査要領

【資料 4-4-11】 (110) 大短 競争的研究費等に関する不正防止対策実施要領

【資料 4-4-12】 (111) 大短 競争的研究費等に関する不正防止計画

【資料 4-4-13】 (102) 大短 研究倫理委員会規程

【資料 4-4-14】 (101) 大短 研究費取扱内規

【資料 4-4-15】 (129) 大短 社会連携センター規程

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備、研究倫理に関する規則の確立等、適切な運営・管理を進めるとともに、将来的な研究支援体制を構築することについて内部質保証会議と連携のうえ、自己点検・評価を重ね、改善・向上を進める。

### 【基準 4 の自己評価】

本学は、学長がリーダーシップを適切に発揮するため大学協議会、内部質保証会議、自己点検・評価委員会、副学長、IR 推進課等の補佐体制を規則等に基づき整備している。

本学は、使命・目的の達成のため、各会議体の設置とその会議体に関する各規則等を整備し、教学マネジメントを構築している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

本学は、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置に努めている。

本学の FD 及び SD は、組織的な実施となっており、毎年度見直しが行われている。

本学は、教員の研究支援として研究環境を整備し、有効に活用している。また、研究倫理に関する規則及び研究活動への資金配分に関する規則などを整備し、厳正に運用している。

以上のことから、基準 4 を満たしていると評価する。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人札幌大谷学園（以下「法人」という。）は、法人が定めた規則の中で最高法規に位置する「学校法人札幌大谷学園 寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第 3 条に法人の目的として「この法人は、教育基本法、学校教育法並びに私立学校法に従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教々育を基調とし、自他尊重の社会人、国際人の養成及び幼児保育を行い心身豊かな人材を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 5-1-1】

法人は、私立学校法第 33 条の 2 に則り、寄附行為を法人本部事務局に備えて置き、閲覧に供している。

法人が定める規則のうち、「学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則（以下「実施規則」という。）」は、寄附行為に次ぐ効力を有する規則である。

法人は、実施規則第 13 条にある法人の教職員の就業に関する基本的事項を「学校法人札幌大谷学園就業規則（以下「就業規則」という。）」に定めている。

就業規則は、第 1 条に目的として「この規則は、労働基準法の規定に基づき、親鸞聖人のみ教えを建学の精神とする学校法人札幌大谷学園教職員（以下「教職員」という。）の就業に関する事項を定めることを目的とする。」と定め、同規則第 5 条に職務の遂行として「教職員は、法人の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他諸規程を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない。」と定めている。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

法人は、実施規則第 15 条にある法人の経理に関する基準を「学校法人札幌大谷学園経理規程（以下「経理規程」という。）」に定めている。

経理規程は、第 1 条に目的として「法人の経理に関する基準を定め、経理事務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして、経営の能率的運営と教育研究活動の向上を図ることを目的とする。」と定めている。【資料 5-1-4】

法人は、「公益通報者保護法」に基づき、「学校法人札幌大谷学園 公益通報者の保護に関する規則（以下「公益通報規則」という。）」を定めている。

公益通報規則は、第 1 条に目的として「法人における公益通報者の保護及び公益通報の処理等必要な事項を定めることを目的とする。」と定め、公益通報及び公益通報に関する相談等の窓口を内部監査室とし、必要な体制を整備している。【資料 5-1-5】

法人は、これら法人が自ら定めた組織倫理に関する規則等に基づき、適切な法人運営を行っている。

法人は、私立学校法第 47 条に則り、毎年 5 月末までに財産目録をはじめとする貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成し、これらの書類とともに監査報告書及び「学校法人札幌大谷学園 役員の報酬等に関する規則」を法人本部事務局に備えて置き、閲覧に供している。

法人及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）に関する情報の公表は、私立学校法及び学校教育法施行規則並びに教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学ホームページに公表している。【資料 5-1-6】

法人が令和 5(2023)年 10 月に策定した「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」という。）」には、情報公開の充実及び情報公開の工夫等について定めている。法人は、ガバナンス・コードの策定に合わせ、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ガバナンス・コードの適合（遵守）状況点検表」を最終理事会で確認し、本学ホームページに公開している。【資料 5-1-7】

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は、使命・目的の実現に向けて寄附行為第 4 条に規定する学校を図表 5-1-1 のとおり設置している。

図表 5-1-1 学校法人札幌大谷学園が設置する学校（寄附行為第 4 条）

|                 |       |             |
|-----------------|-------|-------------|
| (1) 札幌大谷大学      | 芸術学部  | 音楽学科        |
|                 | 芸術学部  | 美術学科        |
|                 | 社会学部  | 地域社会学科      |
| (2) 札幌大谷大学短期大学部 | 保育科   |             |
| (3) 札幌大谷高等学校    | 全日制課程 | 普通科 音楽科 美術科 |
| (4) 札幌大谷中学校     |       |             |
| (5) 札幌大谷大学附属幼稚園 |       |             |

法人は、使命・目的の実現への継続的な努力として令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年について「札幌大谷学園 グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）」を策定し、地域社会への基本的な行動指針として各設置校が教育目標、学園連携目標、園児・生徒・学生支援目標、募集広報目標、管理運営目標とこれらについての方針をそれぞれ掲げて運営している。【資料 5-1-8】

法人は、「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等（以下「経営改善計画等」という。）」を令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 か年計画で進めている。【資料 5-1-9】

法人は、これらグランドデザイン及び経営改善計画等の令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年を「学校法人札幌大谷学園 中長期計画（以下「中長期計画」という。）」とし、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題とし、使命・目的の実現への継続的な努力をしている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

法人は、環境保全への配慮としてクリーンで快適な学修・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパス利用のマナーやルールを明確にし、学内の美化に努め、ごみ分別の徹底・エネルギーの節約などに取り組むことを図表 5-1-2 のとおりまとめて教職員及び学生へ周知している。

図表 5-1-2 学校法人札幌大谷学園 環境保全

クリーンで快適な学習・研究環境の整備・充実を図るため、学内の環境保全に配慮し下記に示す事項を意識しましょう。

1. ごみは極力出さないこと。持ち込まないこと。
2. ごみは放置せず、分別して指定の場所に捨てること。
3. 備品等は大切に扱い、使用後は元に戻すこと。
4. エアコン等の使用時は適切な温度を保つこと。
5. 冷暖房時はドア・窓を閉めること。
6. 照明やパソコン等の電気機器の電源をこまめに消すこと。
7. エレベーターの利用を極力控え、階段を利用すること。
8. トイレや手洗いの水の使用は、必要最小限にすること。

法人は、省エネ・節電対策の一環として毎年6月1日から9月30日までの間、「札幌大谷学園クールビズ」として冷暖房設備の適正温度の管理及び軽装勤務などに取り組んでいる。

法人は、人権への配慮として「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程（以下「ハラスメント防止規程」という。）」を定めている。ハラスメント防止規程は、第1条に目的として「この規程は、建学の精神に立脚し、憲法、教育基本法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等に掲げる人権尊重と両性の平等の精神に則り、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本学園の構成員の快適な学習、教育・研究及び労働環境の確保を図ることを目的とする。」と定め、その運用のあり方を具体的に示した内容を「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン」を定め、ハラスメントを防止及び排除するための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、本学が適切に対処するための措置に関し、必要な事項を定めている。【資料 5-1-10】

#### 【資料 5-1-11】

法人は、安全への配慮として「学校法人札幌大谷学園 危機管理規程（以下「危機管理規程」という。）」を定めている。危機管理規程は、第1条に目的として「法人において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、法人における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学生・生徒・園児及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、本法人の社会的な責任を果たすこと

を目的とする。」と定めている。【資料 5-1-12】

法人は、火災や地震などの災害対策として「学校法人札幌大谷学園 消防計画（以下「消防計画」という。）」を定めている。消防計画は、第 1 条に目的として「消防法第 8 条第 1 項及び第 36 条に基づき、法人の防火・防災管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ること」と定め、1 年に 1 回、全教職員と全学生による消防訓練（地震避難訓練、消火訓練）を実施している。【資料 5-1-13】

法人は、勤務する教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に資するため、労働安全衛生法第 18 条第 1 項に基づき、「学校法人札幌大谷学園 衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）」を設置している。衛生委員会は、「札幌大谷学園 安全衛生・危機管理マニュアル」を令和 6(2024)年 3 月に全面改訂のうえ、避難場所、火災発生時や地震発生時の対応、けが人や急病人への対応、AED（自動体外式除細動器）の設置場所や救命処置等について全教職員に共有している。【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】

衛生委員会は、「札幌大谷学園 ストレスチェック実施規程」により基本方針を「法人は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に基づき、教職員のストレスを軽減するため、教職員の自主的な健康意識を高める機会を提供し、職場の環境改善を積極的に推進する。」と定め、勤務する教職員がメンタルヘルスで不調になることを未然に防止するためのストレスチェック制度を年 1 回実施している。【資料 5-1-16】

衛生委員会は、ハラスメントに関する研修会を管理職と管理職以外に分けてそれぞれ年 1 回、図表 5-1-3 のとおり実施している。

図表 5-1-3 衛生委員会主催ハラスメント研修会（「図表 4-3-1 令和 5(2023)年度における主に SD に関わる研修会」から抜粋）

|   |
|---|
| <p>・令和 5(2023)年 6 月 1 日、実施形態：SD、対面<br/>ハラスメント研修会 [一般教職員向け] 【学外講師（産業カウンセラー）】</p> |
| <p>・令和 5(2023)年 6 月 8 日、実施形態：SD、対面<br/>ハラスメント研修会 [管理職向け] 【学外講師（産業カウンセラー）】</p>   |

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】(001) 法人 寄附行為

【資料 5-1-2】(002) 法人 寄附行為実施規則

【資料 5-1-3】(022) 法人 就業規則

【資料 5-1-4】(052) 法人 経理規程

【資料 5-1-5】(014) 法人 公益通報者の保護に関する規則

【資料 5-1-6】大学ホームページ>大学について>情報公開

【資料 5-1-7】大短 ガバナンス・コード及びガバナンス・コードの適合（遵守）状況  
点検表

【資料 5-1-8】法人 中長期計画 グランドデザイン

【資料 5-1-9】 法人 中長期計画 経営改善計画等

【資料 5-1-10】 (015) 法人 ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-11】 (016) 大短 ハラスメントに関するガイドライン

【資料 5-1-12】 (012) 法人 危機管理規程

【資料 5-1-13】 (051) 法人 消防計画

【資料 5-1-14】 (017) 法人 衛生委員会規程

【資料 5-1-15】 法人 安全衛生・危機管理マニュアル

【資料 5-1-16】 (018) 法人 ストレスチェック実施規程

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人は、組織倫理に関する規則などに基づき、適切な管理運営を行うことと、情報の公表は法令に基づき積極的に公開することにより経営の規律と誠実性の維持に取り組んでいる。

法人の中長期計画は、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題とし、使命・目的の実現への継続的な努力を進める。

法人は、複数の老朽校舎の建て替え更新資金の確保について将来計画を進めなければならない。特に 40 年以上経過している校舎は耐震補強工事が完了してはいるものの近い将来、建て替えが必要な状況である。今後の財務状況等を見極め、建て替え時期を検討する。

ガバナンス・コードは今後、「ガバナンス・コードの適合（遵守）状況点検表」に則り、1 年に 1 回以上理事会で確認し、その結果などを本学ホームページに継続して公開する。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は、理事の選任区分及び人数並びに任期等を寄附行為第 5 条及び第 6 条並びに第 8 条に則って図表 5-2-1 のとおり定めている。学長や校長等の管理職の任期は、「学校法人札幌大谷学園 管理職員の定年・任期に関する規程（以下「任期規程」という。）」により定めている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

図表 5-2-1 学校法人札幌大谷学園役員（理事）

| 理事の選任区分・人数（人） |  |    | 任期（年） |                            |
|---------------|--|----|-------|----------------------------|
| 1号理事          | 真宗大谷派の僧籍を有する者のうちから理事会において選任した者         | 1  | 4     | —                          |
| 2号理事          | 札幌大谷大学長                                | 1  | —     | 学長任期4年<br>(再任以降2年)         |
| 3号理事          | 札幌大谷高等学校長                              | 1  | —     | 校長任期4年<br>(再任以降2年)         |
| 4号理事          | 法人における管理又は監督の地位にある教職員のうちから理事会において選任した者 | 1  | —     | 管理職任期4年<br>(若しくは2年、再任以降2年) |
| 5号理事          | 法人本部長                                  | 1  | —     | 本部長任期4年<br>(再任以降2年)        |
| 6号理事          | 評議員のうちから評議員会において選任した者                  | 3  | 4     | —                          |
| 7号理事          | 学識経験者のうちから理事会において選任した者                 | 3  | 4     | —                          |
| 合計            |  | 11 |       |                            |

各理事の職務（担当業務）は、4部門（「大学短大（附属幼稚園含む）」「中学高校」「法人部門」「学園連携部門」）の中から一つ以上を理事会で決定している。【資料 5-2-3】

法人は、寄附行為第 5 条第 2 項に理事長の選任等について定め、寄附行為第 11 条に理事長の職務として「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。

法人は、寄附行為第 15 条に理事会について定め、同条第 2 項に「理事会は学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている。

法人は、実施規則第 3 条第 1 項に理事会における業務決定の権限について定めている。

**【資料 5-2-4】**

法人は、実施規則第 3 条第 2 項に「理事会は、寄附行為第 16 条の規定に基づき、寄附行為実施規則第 3 条第 1 項に定める事項を除き、法人の業務決定の権限を理事長に委任する。」ことを定め、さらに実施規則第 3 条第 3 項に「理事長は、寄附行為第 16 条の規定に基づき、寄附行為実施規則第 3 条第 2 項の定めによる法人の業務決定の権限の一部を他の理事又は所属職員に委任することができる。」と定めている。これらのことから理事会の業務決定の権限委任は、規則等に基づき整備されている。

令和 5(2023)年度の理事会は、全て対面で開催され、各理事の出席状況は良好である。

**【資料 5-2-5】**

理事会をやむなく欠席する場合の理事の意思表示を行う書面（委任状）は、各審議事項について理事の意思表示を反映できるよう適切に対応している。【資料 5-2-6】

理事会の議事録の取り扱いについては、文部科学省発信文書の趣旨を踏まえ、寄附行為の一部改正を進めた。法人は、文部科学省の認可後、令和 4(2022)年度の理事会の議事録から寄附行為第 17 条第 2 項に則り、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事 2 人及び出席した監事が署名することで、理事会の議事録の真正性及び非改変性をより担保することになった。【資料 5-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 (001) 法人 寄附行為

【資料 5-2-2】 (034) 法人 管理職員の定年・任期に関する規程

【資料 5-2-3】 法人 役員名簿 (2024 年 4 月 1 日現在)

【資料 5-2-4】 法人 理事会における業務決定の権限

【資料 5-2-5】 法人 令和 5(2023)年度 理事会出席状況

【資料 5-2-6】 法人 理事の意思表示を行う書面 (委任状) 様式

【資料 5-2-7】 文部科学省高等教育局私学部私学行政課長発信文書  
(3 高私行第 3 号、令和 3(2021)年 6 月 25 日付)

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

「私立学校法の一部を改正する法律」が、令和 7(2025)年 4 月 1 日に施行されることに伴い、法人は法人自ら主体性をもって令和 6(2024)年度中に理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、「建設的な協働と相互けん制」を確立するようガバナンス改革を進めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人は、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行い、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備するための会議体を以下のとおり本学の規則等に基づき設置している。

1) 常務会

法人は、実施規則第 11 条に「理事会の包括的授権に基づいて、この法人の日常業務を決定するために、常務会を置く。」と定めている。【資料 5-3-1】

法人が常務会について定めた「学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則 (以下「常務会設置規則」という。))」は、第 1 条に目的として「この規則は、理事会の包括的授権に基づいて、この法人の日常業務を決定するために、常務会を設け、必要な事項を定めることを

目的とする。」と定め、同規則第 2 条に構成員を、同規則第 3 条に審議事項をそれぞれ定めている。【資料 5-3-2】

常務会は、就業規則第 4 条に定めている設置校等の所属長と大学・短大の副学長、中学・高校の副校長等を構成員としていることと目的にある「法人の日常業務を決定する」ことから各設置校との意思疎通と連携を適切に行う会議体となっている。

監事は、常務会設置規則第 2 条第 1 項第 12 号の「その他理事長が必要と認めた者」として常務会に出席している。

## 2) 学園連携協議会

法人が「学園連携協議会」について定めた「学校法人札幌大谷学園 学園連携協議会設置規則」は第 1 条に目的として「この規則は、寄附行為第 4 条にある設置校が情報を共有し、解決すべき課題について協議するために、学園連携協議会を設け、必要な事項を定めることを目的とする。」と定め、同規則第 2 条に学園連携協議会構成員を、同規則第 3 条に協議事項をそれぞれ定めている。

学園連携協議会は、常務会構成員に加え、学外理事と大学・短期大学部からは芸術学部長・社会学部長・短期大学部長の各学部長と学科長、そして中学・高校・幼稚園からは教頭職ほかを含めた管理職を構成員としていることと目的にある「設置校が情報を共有し、解決すべき課題について協議する」ことから常務会と同様、各設置校との意思疎通と連携を適切に行う会議体となっている。【資料 5-3-3】

常務会及び学園連携協議会は、各設置校の管理職が一同に参画する会議体であることから例えば、大学・短期大学部における教職員の提案などは、教学部門の各種会議体から発信され、常務会及び学園連携協議会、又は常務会及び学園連携協議会を経て理事会までくみ上げる仕組みが確立されている。【資料 5-3-4】

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人は、基準 5-3-①で示したとおり常務会及び学園連携協議会そして教学部門の各種会議体が、相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。

法人は、理事の選任区分及び人数並びに任期等を寄附行為第 5 条及び第 7 条並びに第 8 条に則って図表 5-3-1 のとおり定めている。

図表 5-3-1 学校法人札幌大谷学園役員（監事）

| 監事の選任区分・人数（人）  |   | 任期（年） |
|--|---|-------|
| 寄附行為（監事の選任）<br>第7条 この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。<br>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。 | 2 | 4     |

監事は、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資するため、令和 3(2021)年 10 月就任以降の毎年度、文部科学省から配信される「監事研修会（全監事対象）」をオンデマンドで視聴している。

令和 5(2023)年度の理事会及び評議員会は、全て対面で開催され、監事の出席状況は良好である。【資料 5-2-5】【資料 5-3-5】

監事は、寄附行為第 14 条及び「学校法人札幌大谷学園 監事監査規則（以下「監事監査規則」という。）」に則り、監事の職務である業務監査及び会計監査を適切に行っている。

【資料 5-3-6】

監事監査規則は、第 3 条第 1 項に監査計画として「監事は、重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し監査計画を作成する。」と定め、同規則第 4 条に業務監査、同規則第 5 条に会計監査についてそれぞれ定めている。

監事は、「令和 5(2023)年度 監査計画」において監査の基本方針・方法・実施項目・実施時期などを定め、理事会及び評議員会で報告している。【資料 5-3-7】

法人の決算は、寄附行為第 33 条第 1 項に則って毎年 5 月末までに監事の意見を求めている。

監事監査規則は、第 7 条第 1 項に監査報告書の作成として「監事は、毎会計年度、業務監査・会計監査の結果を踏まえ、検討・協議を経て正確、かつ、明瞭に監査報告書を作成する。」と定め、同規則第 8 条第 1 項に理事会及び評議員会への報告等として定めている。

監事は、「令和 5(2023)年度 監査報告書」を令和 6(2024)年 5 月末の 2024 年度評議員会及び理事会に提出し、監査の実施状況とその結果について報告している。【資料 5-3-8】

令和 5(2023)年度において監事は、法人の令和 5(2023)年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの業務について各設置校における令和 5(2023)年度事業計画の「重点項目」を重点的に各所属長に書面及びヒアリングによる監査を行い、その結果を「令和 5(2023)年度 監査中間報告」としてまとめ、理事会及び評議員会で報告している。【資料 5-3-9】

監事監査規則は、第 9 条に公認会計士との連携として「監事は、財産の状況を監査するに当たり、公認会計士（監査法人を含む。以下同じ。）から報告を求めるとともに、必要に応じ公認会計士に対し専門的事項の調査を委任することができる。」と定めている。

法人は、内部監査の目的・内部監査室の設置などを「学校法人札幌大谷学園 内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）」に定めている。【資料 5-3-10】

内部監査規程は、第 3 条に内部監査室及び内部監査室長などについて、第 4 条に三様監査による連携として「内部監査室は、監事及び公認会計士と連携し、効果的かつ効率的な監査の実施に努めるものとする。」と定めている。

法人は、評議員の選任区分及び人数並びに任期等を寄附行為第 18 条及び第 22 条並びに第 23 条に則って図表 5-3-3 のとおり定めている。

図表 5-3-3 学校法人札幌大谷学園評議員

| 評議員の選任区分・人数（人） |   |   | 任期（年） |
|----------------|---|---|-------|
| 1号<br>評議員      | 法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選任した者      | 8 | 4     |
| 2号<br>評議員      | 真宗大谷派の僧籍を有する者のうちから理事会において選任した者              | 2 |       |
| 3号<br>評議員      | 法人の設置する学校を卒業した者で、年令25年以上のものうちから理事会において選任した者 | 5 |       |
| 4号<br>評議員      | 法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者のうちから理事会において選任した者      | 2 |       |
| 5号<br>評議員      | 学識経験者のうちから理事会において選任した者                      | 6 |       |
| 合計             |   |   | 23    |

法人は、寄附行為第 20 条に評議員会への諮問事項について規定し、予算及び予算計画、事業に関する中期的な計画（経営改善計画等）は、あらかじめ評議員会の意見を聴く事項として、毎年度評議員会において理事長及び本部長が説明している。理事長は、寄附行為第 33 条第 2 項に則って毎年 5 月末までに決算及び事業の実績を評議員会に報告し、評議員会の意見を聴いている。令和 5(2023)年度の評議員会は、全て対面で開催され、各評議員の出席状況は良好である。【資料 5-3-5】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 (002) 法人 寄附行為実施規則

【資料 5-3-2】 (006) 法人 常務会設置規則

【資料 5-3-3】 (007) 法人 学園連携協議会設置規則

【資料 5-3-4】 法人 令和 5(2023)年度 各会議体の構成員及び開催頻度

【資料 5-3-5】 法人 令和 5(2023)年度 評議員会出席状況

【資料 5-3-6】 (004) 法人 監事監査規則

【資料 5-3-7】 法人 令和 5(2023)年度 監査計画

【資料 5-3-8】 法人 令和 5(2023)年度 監査報告書

【資料 5-3-9】 法人 令和 5(2023)年度 監査中間報告

【資料 5-3-10】 (013) 法人 内部監査規程

#### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

「私立学校法の一部を改正する法律」が、令和 7(2025)年 4 月 1 日に施行されることに伴い、法人は法人自ら主体性をもって令和 6(2024)年度中に理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、「建設的な協働と相互けん制」を確立するようガバナンス

ス改革を進めていく。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人は、基準 5-1-②で示したとおりグランドデザイン及び経営改善計画等による令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年を中長期計画とし、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題とし、使命・目的の実現への継続的な努力をしている。【資料 5-4-1】

###### 【資料 5-4-2】

中長期計画の特に経営改善計画等における財務計画は、毎年度決算確定後に精査し、最終 6 月の評議員会及び理事会で寄附行為に則り決定している。

令和 5(2023)年度の経営改善計画は、期中目標として「経常収支差額の黒字化」を設定し、財務計画に基づく財務運営を行っている。

令和 6(2024)年度の事業計画は、寄附行為第 20 条第 1 項第 1 号によりあらかじめ理事長が評議員会の意見を聴き、寄附行為第 31 条第 1 項により毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において決定している。

法人の予算編成方針及び予算案についても同様、寄附行為第 20 条及び第 31 条により決定している。

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の収支バランスは、図表 5-4-1 のとおりで、令和 5(2023)年度における経常収支差額は、前年度△146,941 千円の赤字に対し、52,828 千円の黒字に転換した。

【図表 5-4-1】法人全体の収支バランス（5年間の推移）

単位千円

| 年度                            | 令和元<br>(2019)年度 | 令和2<br>(2020)年度 | 令和3<br>(2021)年度 | 令和4<br>(2022)年度 | 令和5<br>(2023)年度 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 経常収入                          | 2,415,557       | 2,620,819       | 2,611,929       | 2,718,554       | 2,702,911       |
| うち学生生徒<br>等納付金                | 1,513,561       | 1,660,912       | 1,639,355       | 1,701,567       | 1,724,883       |
| 経常支出                          | 2,823,061       | 2,814,439       | 2,788,235       | 2,865,495       | 2,650,083       |
| うち人件費                         | 1,779,517       | 1,832,460       | 1,802,130       | 1,890,183       | 1,727,065       |
| 経常収支差額<br>(A)                 | △407,504        | △193,620        | △176,306        | △146,941        | 52,828          |
| 減価償却額合計<br>(B)                | 253,831         | 288,555         | 307,475         | 271,376         | 282,517         |
| 減価償却額補正<br>後の経常収支差<br>額 (A+B) | △153,673        | 94,935          | 131,169         | 124,435         | 335,345         |

法人は、日本私立学校振興・共済事業団による経営判断指標等による経営状態のチェックとして「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」を活用している。【資料 5-4-3】

令和元(2019)年度区分（平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの決算額）は、教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上赤字で、運用資産と外部負債を比較しても外部負債が超過していたため、厳しい状態の区分に陥っていたが、令和2(2020)年度以降の学生数増等により学生生徒等納付金が増加傾向となり、教育活動資金収支差額の赤字も解消され、外部負債は約定年数で返済可能で、修正前受金保有率が100.0%以上となったことから令和5(2023)年度区分（令和4(2022)年度から令和6(2024)年度見込みまでの決算額）では、正常状態の区分まで着実に回復できる見込みとなった。

法人は、貸借対照表において運用資産よりも外部負債が多い年度が続く傾向にある。

これは外部負債のうち、固定負債、特に長期借入金の残高が900百万円程度(令和6(2024)年度末時点)あることが要因であるが、約定年数での返済を着実に実行している。

法人は、令和4(2022)年度に長期借入金1件（残債120百万円）を一括返済したことから年間20百万円の返済分を令和5(2023)年度から毎年、特定資産(減価償却引当特定資産)に充当することにした。

これらをもって法人は、これからも引き続き安定した財務基盤を確立していくことが可能となった。

法人は、外部資金を獲得するために「学校法人札幌大谷学園 外部資金獲得委員会規程」を定め、財務課を中心に外部資金獲得委員会を開催している。令和5(2023)年度は、教育

の質に係る客観的指標調査票、寄付金募集、科学研究費助成事業の獲得状況等について協議し、成果としては教育の質に係る客観的指標調査票による補正が前年度より増加した。

【資料 5-4-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 法人 中長期計画 グランドデザイン

【資料 5-4-2】 法人 中長期計画 経営改善計画等

【資料 5-4-3】 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

【資料 5-4-4】 (019) 法人 外部資金獲得委員会規程

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

次の中長期計画（令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度の 5 年を予定）の作成に向けて令和 6(2024)年度中に準備をしなければならない。安定した財務基盤を確保・継続するためにも定員確保及び経費削減等について検討する。また、5-1 の改善・向上方策で示したとおり、複数の老朽校舎の建て替え更新資金の確保等について検討する。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計は、寄附行為第 30 条に則り、「学校法人会計基準」により行う。

法人の経理に関する基準は、実施規則第 15 条に則り、「学校法人札幌大谷学園 経理規程（以下「経理規程」という。）」で定めている。

経理規程は、第 1 条に目的を「法人の経理に関する基準を定め、経理事務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして、経営の能率的運営と教育研究活動の向上を図ること」として定めている。

また、法人は経理規程を補完する「学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則」をはじめ「学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程」「学校法人札幌大谷学園 資産運用規程」「学校法人札幌大谷学園 会計伝票に関する内規」「学校法人札幌大谷学園 予算執行に関する内規」「学校法人札幌大谷学園 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を定め、財務課は会計処理等を適正に実施している。

法人は、予算と著しくかい離が発生した科目について補正予算を編成している。

補正予算は、寄附行為第 20 条に則り、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で決定している。【資料 5-5-1】～【資料 5-5-9】

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は、会計監査を行う体制を次のように整備し、厳正に実施している。

### 1) 監事による会計監査

監事による会計監査は、「学校法人札幌大谷学園 監事監査規則」第5条に則り、期中会計監査及び期末会計監査等について検証している。令和5(2023)年度は9回、内容は会計監査人が行う監査の監視及び検証、会計監査人の監査結果の妥当性の判断、科学研究費助成事業の通常監査及び特別監査を実施のうえ、監査報告書を作成し、常務会を経て理事会及び評議員会に報告している。【資料5-5-10】

### 2) 監査法人による会計監査

法人は独立した監査法人と監査契約を締結している。

監査法人による会計監査は、令和5(2023)年度は年間とおして19日間、内容は計算書類作成の基礎となる月毎の取引記録、年度末時点の現預金実査、学納金及び奨学金の元帳との照合、固定資産の会計処理、確定額一覧表、借入金・基本金・退職給与引当金について検証し、財務課担当者、時には法人本部長及び理事長と意見交換を行っている。

監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、直近では本学の令和5(2023)年度（令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの1年間）の計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表ほか）について監査を行い、「独立監査人の監査報告書（以下「監査報告書」という。）」を毎年決算確定後に作成している。

監査報告書は、監査意見をはじめ、監査意見の根拠、その他の記載内容、計算書類に対する理事者及び監事の責任、計算書類の監査における監査人の責任、利害関係について触れている。【資料5-5-11】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-1】(001) 法人 寄附行為

【資料5-5-2】(002) 法人 寄附行為実施規則

【資料5-5-3】(052) 法人 経理規程

【資料5-5-4】(053) 法人 経理規程施行細則

【資料5-5-5】(054) 法人 物件調達・管理規程

【資料5-5-6】(055) 法人 資産運用規程

【資料5-5-7】(056) 法人 会計伝票に関する内規

【資料5-5-8】(057) 法人 予算執行に関する内規

【資料5-5-9】(058) 法人 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

【資料5-5-10】(004) 法人 監事監査規則

【資料5-5-11】独立監査人の監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準を踏まえ、経理に関する学内諸規程を遵守し、より適切な会計処理を実施することに努める。また、監事及び監査法人ともに、会計監査などを行う体制について現状を踏まえ、より適切な監査体制を整備することに努める。

**【基準 5 の自己評価】**

法人は、法人が定めた規則の中で最高法規に位置する寄附行為をはじめとした組織倫理に関する規則などに基づき、適切な管理運営を行うことと、情報の公表は法令に基づき積極的に公開することにより経営の規律と誠実性の維持に取り組んでいる。理事会は、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備して適切に機能している。法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化及び相互チェックの機能性は適切に行われている。法人は、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立し、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保するように努めている。法人の会計処理は、経理に関する規則等に基づき、適正に実施している。法人は会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

以上のことから、基準 5 を満たしていると評価する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

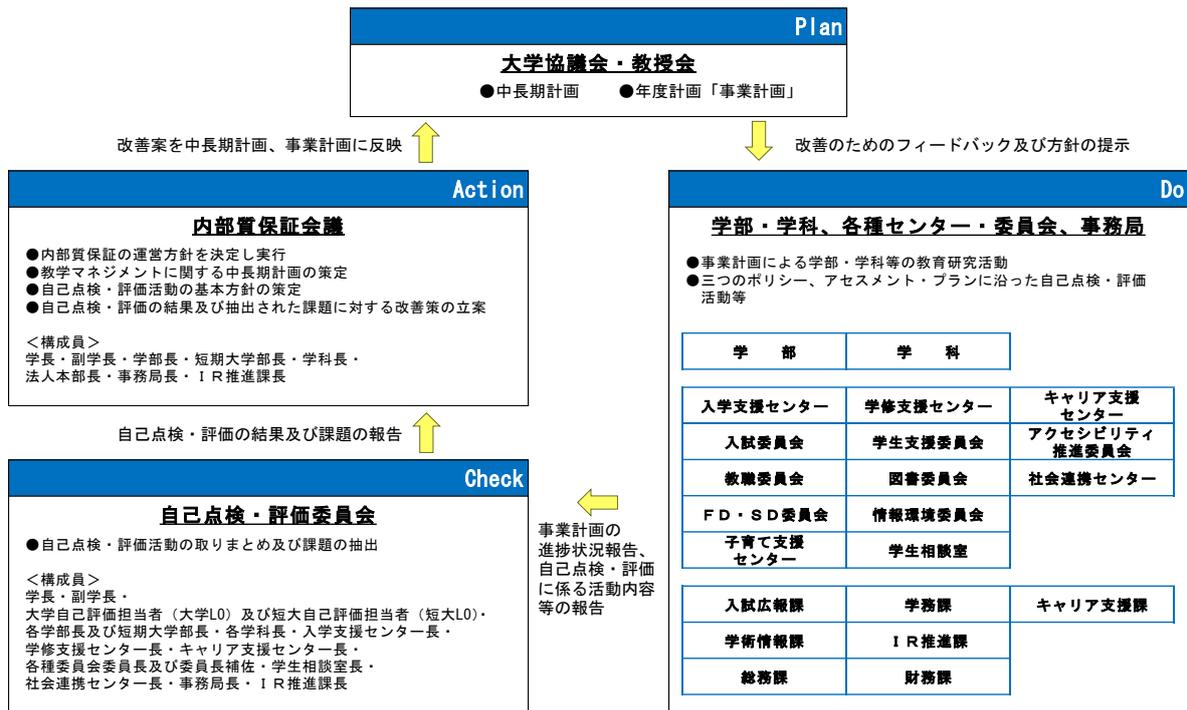
#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、内部質保証の責任を担い、その運営方針を決定し実行する組織として内部質保証会議を置き、自己点検・評価活動の実施に関する基本方針の策定や、評価結果を踏まえた内部質保証や教学マネジメントに関わる中長期計画の策定等を行っている。構成員は議長である学長のほか、教学部門と事務部門の管理職及び IR 推進課長に限定し、自己点検・評価活動を実施する自己点検・評価委員会と、その結果を踏まえて内部質保証に関する中長期計画を立案する内部質保証会議との機能的な差別化を図り、図表 6-1-1 のとおり本学の内部質保証活動の PDCA サイクルを明確なものとした。また、令和 6(2024)年度における機関別認証評価に向けて、本学の内部質保証活動をより一層促進させるために、令和 5(2023)年度からは毎月 1 回の定例開催とした。

本学では、短期大学運営における自己点検・評価の重要性を認識し、「札幌大谷大学短期大学部 学則（以下「学則」という。）」第 2 条第 1 項に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行うことを目的として、札幌大谷大学（以下「併設大学」という。）と合同の自己点検・評価委員会を設置している。この委員会は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に則り、学長を委員長とするが、運営体制については副学長を中心とすることで主管業務を分散させ、大学 LO（自己評価担当者）、短大 LO（自己評価担当者）と連携しながら、自己点検・評価活動をより確実かつ能動的に運営できる体制とした。これに大学の各学部長及び短期大学部長、各学科長、大学、短期大学部各種センター長・委員長及び委員長補佐、学生相談室長、事務局長、IR 推進課長が構成員として加わる。また、令和 5(2023)年度からは、機関別認証評価に向けての準備を促進させるため、毎月 1 回の定例開催とした。

三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた短期大学運営全般の質保証を目的として、内部質保証に関する全学的な方針を明示した「内部質保証方針」を定め、大学ホームページで公開している。【資料 6-1-1】～【資料 6-1-3】

図表 6-1-1 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証システム



【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 (118) 大短 内部質保証会議規程

【資料 6-1-2】 (132) 大短 自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-3】 大短 内部質保証方針

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証会議と自己点検・評価委員会の主幹をそれぞれ学長と副学長に分担し、その構成員を区別したことで、内部質保証会議(Action)と自己点検・評価委員会(Check)という本学の内部質保証の PDCA サイクルにおける両組織の役割がより明確になった。また、月例開催とすることで、内部質保証や自己点検・評価活動が活性化された。しかしながら、本学の内部質保証体制が確立されて間もないことから、今後も引き続き内部質保証と自己点検・評価活動の実績を積み上げながら、それぞれの組織の課題を区別し、PDCA サイクル上の機能を明確化していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学校法人札幌大谷学園は5か年の中長期計画として「札幌大谷学園 グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）」を策定し、建学の精神に則って主体的で自立心に富んだ国際人、社会人を広く育成するという教育目的を示すとともに、激変する時代背景に即応できる法人運営体制の指針を具体化している。

令和2(2020)年度に策定したグランドデザインでは、教育・学生支援・学園連携・募集広報・管理運営の目標と方針が項目ごとに整理されており、幼稚園、中学・高等学校、大学・短期大学部の法人運営全体を網羅している。それに基づいて、大学及び短期大学部の各部署は年度ごとの事業計画を立てている。事業計画では、その年度に取り組みられるべき重点項目のほか、入学支援事業、学修支援事業、キャリア支援事業、学術研究支援事業、社会連携・国際交流事業、管理運営の項目ごとに1年間の指針が示されている。【資料 6-2-1】

【資料 6-2-2】

各部署での取組みは、自己点検・評価委員会において3か月ごとに事業計画の進捗状況として報告される。活動状況を間断なく可視化することで、年度始めに示された事業計画の確実な実効性が担保されている。【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】

年度末には、その年の事業計画の取組みの成果を事業報告として大学協議会及び教授会に提出している。【資料 6-2-5】

さらに、部署ごとに「自己点検・評価シート」を作成し、その年度の自己点検を行っている。これによって、教職員が常に自己点検を意識するよう促している。その結果はIR推進課に提出された後、そこで抽出された課題は内部質保証会議で速やかに検討されるほか、「自己点検評価書」作成のベースとして年度ごとに整理することとしている。【資料 6-2-6】

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、アセスメント・プランに沿って関係各部署が各種調査を実施することで果たされている。基準 3-3-①で示したとおり、学修面については「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」「DP チャート」「アセスメントテスト」「授業アンケート」等によって学生と教員双方にとっての自己点検・評価が可能となっている。「卒業生アンケート」「就職先アンケート」は、本学の教育成果を学外の視点から自己点検・評価することにつながっている。

各部署で実施・分析した調査の結果は、内部質保証会議での検証を経て次の施策の策定や現状の改善に反映される。IR推進課はこれらの調査結果や検討内容を精査したうえで学内で共有し、必要に応じて大学ホームページや学生ポータルサイトで公表している。

事業や取組みを実行する学内の各関係部署と大学協議会、教授会及び内部質保証会議、自己点検・評価委員会は、基準 6-1-①の図表 6-1-1 のとおり活動しており、それぞれの分担と連携関係が着実に機能する体制になっている。各会議体の議事録は学内で利用している Google ドライブで共有され、教職員がいつでも閲覧できるように公開している。

また、教員については年度初めの「個人研究費執行計画書」及び年度末の「個人研究成果報告書」の提出を義務づけており、「個人研究成果報告書」は教員各自の自己点検・評価として機能している。【資料 6-2-7】

本学は教職課程認定を受けており、毎年度「教職課程自己点検・評価報告書」を作成し、本学の教職課程の質保証を徹底するとともに、地域社会に貢献する教員輩出のための取組

みを一段と強化している。【資料 6-2-8】

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

基準 6-2-①で示したとおり、学内の各部署では、学修成果、学生の意識や行動等を多角的に把握するための各種調査を行っている。調査の結果については、大学ホームページ、学生ポータルサイト、学内掲示板等で学生にフィードバックする体制をとっている。

短期大学運営及び教育環境の向上や教育の内部質保証のために必要なデータを体系的に把握するために IR 推進課を設置し、内部質保証会議及び自己点検・評価委員会の構成員として、データを基に両会議体の PDCA サイクルをサポートしている。

各調査の分析は、調査実施の所管ごとに行われている。IR 推進課においては、学内で重層的に実施されている調査のデータ及び分析結果を集約している。それを基に、令和 5(2023)年度には、直近 5 年間の学生状況の変化をまとめた「FACTBOOK (2019～2023)」を作成した。学生の経年変化を確認することで、中長期的な展望や事業立案を検討する参考資料として役立っている。教職員には学内の Google ドライブで共有され、大学ホームページでも公開している。【資料 6-2-9】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】法人 中長期計画 グランドデザイン

【資料 6-2-2】大短 2024 年度事業計画

【資料 6-2-3】自己点検・評価委員会議事録 (2024 年 1 月 24 日報告事項 2)

【資料 6-2-4】自己点検・評価委員会資料 2023 年度事業計画進捗状況

【資料 6-2-5】大短 2023 年度事業報告

【資料 6-2-6】自己点検・評価シート

【資料 6-2-7】「個人研究費執行計画書」「個人研究成果報告書」様式

【資料 6-2-8】大学ホームページ>大学について>情報公開>教育職員免許法施行規則  
第 22 条の 6 に規定する情報>6 教員の養成に係る教育の質の向上に係る  
取組>(2)教職課程 自己点検・評価報告書

【資料 6-2-9】FACTBOOK (2019～2023)

### (3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

全学生を対象とした「アセスメントテスト」が導入されたことから、今まで以上に慎重なデータ管理とその有効活用が求められている。そのためには、これまで各部署が縦割りに運営されていた状況を改め、学科や学修支援センター及び IR 推進課の連携を一層緊密にしていく必要がある。月例の内部質保証会議と自己点検・評価委員会の効率的な運営を深化させていくことで、各部署の横断的な連携を促進させていく。

また、各種調査の成果を断片的に扱わず、それぞれの調査の関連性や整合性を検討し、学生にとって実りあるものとなるように不断に検証していく。

IR 推進課は、法令を遵守し、各部署で実施した調査及びデータの収集に努めている。学内で行われた各種調査を体系的に集約・管理するためには IR を支える体制の強化を検討していく。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の三つのポリシーは、教育目的を達成するための基盤として大学ホームページをはじめ学内に設置している学長専用掲示板ほかで周知している。年度始めのオリエンテーションでは学生への理解・周知を徹底させ、年度始めの第1回教授会では教職員への確認を継続している。

以下に三つのポリシーを起点とした PDCA について領域ごとに記述する。

##### 1) アドミッション・ポリシーと入学者選抜について

入学者選抜については、学長を委員長とする入試委員会でアドミッション・ポリシーに則った入学者選抜を実施し、年度末に自己点検・評価活動としてアドミッション・ポリシーが適切に運用されたか、ポリシーの内容は社会的変化や本学の実状に相応しいかなどを確認している。【資料 6-3-1】

また、学科及び内部質保証会議において受験生の動向と入学者の検証を行っており、定員規模の適正化を図るため、令和 6(2024)年度からは保育科の定員を 85 名とした。

##### 2) カリキュラム・ポリシーと学修について

教育プログラムの内部質保証としては、主に学修支援センターが主体となってカリキュラム・ポリシーに則った授業運営を行っている。自己点検・評価活動としては、学修支援センターが実施する「アセスメントテスト」、FD・SD 委員会が学期ごとに実施する「授業アンケート」などをおして現状を調査し、学科並びに各種センター及び委員会において分析を行っている。その結果について適宜 FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会で全学的に共有しながら、内部質保証会議において改善策を立案して次年度の事業計画に反映させ、PDCA サイクルを機能させている。【資料 6-3-2】

専任教員は「アセスメントテスト」の結果について、学生面談をとおして個別にフィードバックしている。また、「授業アンケート」の結果については「授業改善計画書」を作成し、学生や教職員が図書館で閲覧できるよう公表している。

##### 3) ディプロマ・ポリシーと学修成果について

ディプロマ・ポリシーに基づく内部質保証体制としては、毎年度末に全学生を対象として「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」を実施し、その結果を自己点検・評価活動として各学部・学科、各種センター及び委員会で現状分析を行い、その報告に基づいて内部質保証会議において改善策を盛り込んだ次年度の事業計画を作成している。専任教

員は「DP チャート」について、学生面談をとおして個別にフィードバックすることで、個人の学修成果とディプロマ・ポリシーとの関連性を具体的に説明している。【資料 6-3-3】

以上により、本学の内部質保証は、各種センター及び委員会が三つのポリシー及び事業計画に則って運営を行い、適宜、アセスメント・プランに基づいてデータ収集と分析を行ったうえで自己点検・評価委員会が取りまとめ、その内容に基づいて内部質保証会議が将来に向けての改善策を立案し事業計画としてまとめることで、全学的な PDCA サイクルが機能している。【資料 6-3-4】

学校法人札幌大谷学園の監事は事業報告に基づく学長面談を実施し、その結果を理事会に報告することにより、本学の内部質保証活動が外部有識者による客観的な評価を受ける体制を確立した。また、令和 5(2023)年度からは、自己点検・評価委員会の指示を受けて、各部署が事業計画の進捗状況を四半期ごとに報告し、事業計画をより確実に実行できる体制を確立した。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 入試委員会議事録（2024 年 4 月 10 日その他 1）

【資料 6-3-2】 2023 年度アセスメントテストの分析結果を受けて

【資料 6-3-3】 「2023 年度ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」集計結果

【資料 6-3-4】 大学ホームページ>大学について>アセスメント・プラン

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の三つのポリシーを起点とした内部質保証の取組みが、確実に教育の改善・向上につながっているかを確認するために、基礎データとなる「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」「授業アンケート」等の回収率を向上させることが課題であり、各種センター及び委員会並びに IR 推進課を中心に実施方法を見直す。「授業改善計画書」については、学生ポータルサイトでも閲覧できるようにしていく。

また、キャリア支援センターが実施した「卒業生アンケート」「就職先アンケート」の結果からは、在学中の学びと社会とのつながりについて多くの知見が汲み取れる。今後はカリキュラム等の改善に有効に活用していくため、内部質保証会議で検討を進めていく。

建学の精神や個性・特色を活かしながら、社会情勢等の急激な変化や少子高齢化といった社会的課題に対応していくために、内部質保証会議を中心に本学の目的及び教育研究上の目的の不断の見直しと、中長期計画の策定を行う。

近年の高校生の動向を踏まえると、定員規模の適正化と時代のニーズに応える教育内容の検討は喫緊の課題である。定員については、引き続き適正化の検討を続けるとともに、時代の変化に対応した新カリキュラム導入を見据えて学科での議論も始めているところである。

現行の中長期計画が令和 6(2024)年度で完了することから、内部質保証会議を中心として過去 5 年における自己点検・評価活動の成果を中期的に検証・評価する作業を開始し、令和 6(2024)年度に受審する機関別認証評価の結果を活かしながら、令和 7(2025)年度からの中長期計画の策定に向けて準備を進めている。

**【基準 6 の自己評価】**

本学では、年度内に複数回にわたって事業進捗を確認するサイクルを構築しており、事業の安定した運営を推進するとともに自己点検・評価活動を適切に実施していると判断する。

内部質保証会議と自己点検・評価委員会の主管業務を区別することで、内部質保証のための PDCA サイクルを明確化し、さらに両会議を定例的に開催することで情報共有と連携が円滑に進んでいる。

また、アセスメント・プランに沿って、体系的なデータの収集を適切に実施し、調査結果のデータは確実に分析・検討され、調査対象者へのフィードバック、学内外への公表、教学マネジメントや教育環境の改善に反映するとともに、次年度の事業計画の策定に役立っている。

以上のことから、基準 6 を満たしていると評価する。

#### Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

##### A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

##### A-1-① 短期大学施設の開放、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供（子育て支援センター、地域イベントでの学生の活動等）

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 短期大学施設の開放、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供（子育て支援センター、地域イベントでの学生の活動等）

###### 1) 子育て支援センター「んぐまーま」

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）では、子育て支援センター「んぐまーま」（以下「んぐまーま」という。）の設置や、地域イベントでの学生の活動により、物的・人的資源を地域に提供している。【資料 A-1-1】

「んぐまーま」は、開かれた大学として地域の声を教育と研究に活かすべく、本学保育科が平成 17(2005)年 9 月に北海道内の保育者養成校で初めて開設した。開設に当たっては、詩人谷川俊太郎氏の承諾により、絵本の題名「んぐまーま」を広場の名前とした。毎週木曜日につどいの広場、毎月最終火曜日に「多胎児親子の会 んぐんぐまーま」を開催している。【資料 A-1-2】毎月第 2 木曜日には、「子育て相談」の機会を設けており、小児科医師が子どもの病気や発達等についてアドバイスを行っている。

また、札幌市、民間子育て支援者、民生委員・児童委員の代表者による「札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会」のメンバーとして活動しており、毎年実施される子育てイベントに参画するなど、産官学一体となった地域の子育て支援の推進に貢献している。【資料 A-1-3】

令和 5(2023)年 4 月からは、令和 4(2022)年 6 月から実施していた利用者の人数制限を廃止し、新型コロナウイルス感染症への対応として中止していた昼食の場の提供や、コロナ禍前にイベントとして開催されていた「なつまつり」「ふゆまつり」の行事を再開し、地域の子育て中の母親らに交流の場を提供し、親子への支援を行った。【資料 A-1-4】

令和 4(2022)年度の利用実績は、ひろば等開催回数 46 回、述べ利用者数 1,601 人、平均利用者は親子の組数 16.2 組、34.8 人で、令和 5(2023)年度の利用実績は、ひろば等開催回数 48 回、述べ利用者数 1,912 人を数え、毎回の平均利用者は親子の組数 18.2 組、39.8 人であり、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後少しずつ人数も増え、地域の中に根付いた活動と言える。【資料 A-1-5】

###### 2) 地域イベントでの学生の活動

学生のサークル活動について、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後、「にこにこおんがくたい（子ども向け吹奏楽団）」「コロポックル（人形劇サークル）」への出演依頼が増加したことを受け、幼稚園・認定こども園・保育所ほか、地域のイベントに積

極的に参加している。例として、令和 5(2023)年 10 月に岩内町より依頼を受け、いわない地域子育て支援センター「あすばら」の開所イベントにおいて開催した保育科教員の講演会と学生サークルの子ども向け演奏会がある。【資料 A-1-6】

学生のボランティア活動では、地域の園や施設からの依頼で行事の運営の支援等を行うほか、上記子育て支援センターと協力した活動も行っている。地域連携協定を結んでいる札幌市東区の「ひがしく健康・スポーツまつり 2023」に学生ボランティアが参加し、「低年齢児の室内遊び」をテーマに「んぐまーま」の所有する乳幼児向け玩具を利用するなどしてコーナー遊びを運営し、地域住民との交流を行った。【資料 A-1-7】

さらに、以前「多胎児親子の会 んぐんぐまーま」に参加していた利用者が主催する双子祭（NPO 法人 道産子ヒーロープロジェクト）においても学生がボランティアとして参加し、多胎児親子との交流を深めた。【資料 A-1-8】

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】子育て支援センター「んぐまーま」リーフレット

【資料 A-1-2】2024 年度「多胎児親子の会 んぐんぐまーま」案内

【資料 A-1-3】「令和 5 年度札幌市子育て支援講演会」案内

【資料 A-1-4】子育て支援センター「んぐまーま」なつまつり・ふゆまつり案内

【資料 A-1-5】2023 年度「んぐまーま」年間利用者集計表

【資料 A-1-6】北海道新聞掲載資料（いわない地域子育て支援センター開所イベント）

【資料 A-1-7】「ひがしく健康・スポーツまつり 2023」案内

【資料 A-1-8】「北海道双子祭」案内

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまでと同様、「んぐまーま」を中心に物的・人的資源の提供を行っていくことにより、地域のニーズに応える活動をより一層推進する。また、学生の地域活動は教育効果を高める好循環を生むと認識しており、今後も学生の学びを深める活動の支援を行っていく。

## A-2. 短期大学が持つ教育力による地域貢献

### A-2-① 地域における社会人教育の機会の提供（公開講座、各種講習会への講師派遣等）

#### A-2-② 根室市との連携事業

##### (1) A-2 自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

##### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### A-2-① 地域における社会人教育の機会の提供（公開講座、各種講習会への講師派遣等）

#### 1) 札幌大谷大学と共同開催の公開講座

本学の公開講座は、札幌大谷大学と合同で開催している。令和 5(2023)年度は、本学の特色を活かして、8月から9月に仏教・音楽・美術、令和 6(2024)年1月に保育の分野を開講した。開催に当たっては、産学官が協働して開設している北海道の生涯学習の拠点でもある「道民カレッジ」の連携講座として実施している。【資料 A-2-1】

図表 A-2-1 令和 5(2023)年度公開講座

| 開催日時                                  | 講座名                               | 講師                    | 受講者数 |
|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|------|
| 8月26日(土)<br>15:00~16:30               | 苦悩と救済<br>ー親鸞の救済論ー                 | 非常勤講師<br>宮本 浩尊        | 11   |
| 9月16日(土)<br>13:00~16:00               | 「秋を描く」～はじめての日本画                   | 芸術学部美術学科<br>教授 平向 功一  | 4    |
| 9月30日(土)<br>13:00~14:30               | 音楽と健康について<br>ー音楽療法の視点から健康について考えるー | 芸術学部音楽学科<br>教授 高田 由利子 | 6    |
| 令和 6(2024)年<br>1月12日(金)<br>9:30~12:30 | 保育に活かす安全対策講座                      | 短期大学部保育科<br>准教授 田中 住幸 | 17   |

## 2) 各種講習会への講師派遣

例年行っている各種講習会への講師派遣に関しては、令和 5(2023)年度においても各地域の教育委員会が実施する研修会、札幌市内各区主催の子ども関連イベントや研修会、学校内の教員研修、各地域の幼稚園団体の研修会などに、多数の保育科教員を派遣した。

また、北海道幼稚園教諭養成校協会において、北海道内の幼稚園教諭養成校と協力し、北海道の幼児教育の振興に貢献できるよう努めている。さらに北海道内の幼稚園教諭養成校と私立幼稚園が共に手を携えて、北海道における幼児教育の振興に貢献することを目的とする北海道幼児教育連絡協議会の会員校でもある。

## A-2-② 根室市との連携事業

本学と根室市は令和 3(2021)年度末に地域の活性化とともに、次代を担う優れた人材の育成や学術の振興に寄与することを目的とし、特に子育て分野を中心とした地域の課題を共有しつつ、その課題解決に向けた取組みを行う連携協定を締結した。【資料 A-2-2】

令和 5(2023)年度は、10月に根室市の高校生及び保育士を対象とした講演会に講師を派遣し、高校生向けには「保育者入門」、現職保育士向けには「保育者・保育現場と子育て支援」の講演を実施した。【資料 A-2-3】

### 【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】 2023 年度公開講座案内

【資料 A-2-2】 根室市と札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部との連携に関する協定書

【資料 A-2-3】 北海道新聞掲載資料（根室高生対象後援会）

## (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

例年実施している講師派遣を継続的に行い、学生も含めた事業への参加にも積極的に取り組みたい。また、連携協定を締結している根室市との連携事業に加え、積丹町、蘭越町との新たな事業を推進するなど、様々な地域への教育力の提供に努め、地域社会に貢献したい。

**【基準 A の自己評価】**

本学が蓄積してきた物的・人的資源は長年にわたって地域社会に提供され、地域からの信頼が定着している。

「んぐまーま」は札幌市、民間子育て支援者などと連携し、産学官一体の地域子育て支援の先駆的な活動を続けてきた。保育者をめざす学生たちにとっての貴重な体験の場になっている。さらに、子育て支援が社会の喫緊の課題となっている中、各地域での研修会や講習会等に専門家である教員を派遣するなど、本学が有する知的資源を提供し、課題解決をともに考える仕組みを確立している。

以上のことから、基準 A を満たしていると評価する。

## V. 特記事項

### 1. 子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」

保育科の表現系の学びの集大成として毎年行っている子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」は、令和5(2023)年度で第48回目となる。当初は学内で「幼児のためのオペレッタ」公演として実施されていたが、開学15周年を記念して昭和51(1976)年から学外で実施されるようになり、昭和54(1979)年度には札幌市民劇場に選定され、札幌市民芸術祭奨励賞を受賞している。

平成3(1991)年には、開学30周年記念を機に札幌市こどもの劇場やまびこ座で公演を行い、現在に至っている。

現在は、「総合表現」を始めとする表現系の科目を中心に準備を重ね、教員の指導を受けながら、幼児向けの作品に題材を得て学生が脚本を執筆し、作詞作曲を行うとともに、大道具・小道具・衣装の制作、演出までを手がけ、大学構内で学生主体のミュージカル制作を行っている。

学生はこのミュージカル制作をとおして、責任感・協調性・表現力・人前に立つスキル・応用力など多くのことを学ぶ良い機会となっており、保育科として大変重要な行事となっている。令和5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い人数制限をなくし、札幌大谷大学附属幼稚園の園児と、同じ札幌市東区にある認定こども園の園児を招待して学内で2日間公演を行った。令和7(2025)年度には、50回公演となることから、以前のように地域の子どもたちに周知し、本学の教育・研究の成果を地域に還元できるよう活動を推進する。



### 2. 同窓会「真心会(しんしんかい)」

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)の同窓会は、昭和38(1963)年、当時の札幌大谷短期大学の同窓会として保育科1期生会員38人から発足した。昭和41(1966)年に音楽科同窓会「谷の音会」と美術科同窓会「谷の会」を、昭和52(1977)年に保育科同窓会「華の会」をそれぞれ結成し、平成24(2012)年、大学の開学に伴い、それぞれの会を解散し、現在は卒業生15,000人を超える「真心会」として統合され活動している。「真心会」という呼称には、「真実の心を持って生きる事を促す」という願いが込められている。「真心会」の目的は、「相互の親睦、資質の向上をはかり、母校の発展に寄与すること」とし、その目的を達成するために昨今の活動として令和5(2023)年度に同窓会設立60周年記念懇親会を開催し、令和7(2025)年度には第2回「ホームカミングディ」を予定している。「真心会」は各支部においても活動しており、令和4(2022)年度に釧路支部では「釧路支部設立35周年記念外山啓介ピアノリサイタル」を開催し、地域社会へ貢献している。

以上のことから、「真心会」の活動は、本学の発展及び北海道の地域貢献に大きく寄与している。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明  | 該当<br>基準項目               |
|---------|----------|--|--------------------------|
| 第 88 条  | —        | 編入学制度を設けていないため、該当なし。   | 3-1                      |
| 第 90 条  | ○        | 札幌大谷大学短期大学部 学則第 9 条（入学資格）に定めている。<br>ただし、第 2 項は飛び入学制度を設けていないため、該当なし。              | 2-1                      |
| 第 92 条  | ○        | 学則第 39 条（教職員組織）、第 40 条（学長、副学長及び短期大学<br>部長）及び学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程に定めて<br>いる。     | 3-2<br>4-1<br>4-2        |
| 第 93 条  | ○        | 学則第 41 条（教授会）及び札幌大谷大学短期大学部 教授会規程<br>に定めている。                                      | 4-1                      |
| 第 104 条 | ○        | 学則第 27 条（学位の授与）、札幌大谷大学短期大学部 学位規程に<br>定めている。                                      | 3-1                      |
| 第 105 条 | —        | 本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該<br>当なし。  | 3-1                      |
| 第 108 条 | ○        | 学則第 1 条（目的）、第 3 条（学科及び定員）、第 3 条の 2（教育<br>研究上の目的）、第 4 条（修業年限及び在学年限）に定めている。        | 1-1<br>1-2<br>2-1<br>3-1 |
| 第 109 条 | ○        | 学則第 2 条（自己点検・評価）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学<br>短期大学部 自己点検・評価委員会規程に定め、結果は大学ホーム<br>ページで公表している。 | 6-2                      |
| 第 113 条 | ○        | 教育研究活動の状況は、大学ホームページで公表している。  | 3-2                      |
| 第 114 条 | ○        | 学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程に定めている。   | 4-1<br>4-3               |

## 学校教育法施行規則

|                 | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明   | 該当<br>基準項目 |
|-----------------|----------|---|------------|
| 第 4 条           | ○        | 第 4 条第 1 項の 1 号～8 号は学則に定めている。9 号については<br>寄宿舍を設けていないため、該当なし。<br>第 2 項及び第 3 項は、通信制の課程及び特別支援学校を設置して<br>いないため、該当なし。 | 3-1<br>3-2 |
| 第 24 条          | ○        | 学習及び健康の状況を記録した書類を担当部署で作成・管理して<br>いる。  | 3-2        |
| 第 26 条<br>第 5 項 | ○        | 学則第 59 条（懲戒）、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学<br>生懲戒規程に定めている。   | 4-1        |

札幌大谷大学短期大学部

|            |   |   |                                 |
|------------|---|---|---------------------------------|
| 第 28 条     | ○ | 学校法人札幌大谷学園 文書保存規程により、各担当部署において備えている。  | 3-2                             |
| 第 143 条    | — | 代議員会等を設置していないため、該当なし。   | 4-1                             |
| 第 146 条    | — | 科目等履修生及び特別の課程履修生に対し、修得した単位を札幌大谷大学短期大学部に入学した後に修得したとみなす制度を設けていないため、該当なし。  | 3-1                             |
| 第 150 条    | ○ | 学則第 9 条（入学資格）に定めている。  | 2-1                             |
| 第 162 条    | — | 外国の大学等からの転入学は認めていないため、該当なし。ただし、1 年次に入学する場合、外国の大学等で修得した単位を既修得単位として認定することは有り得る。                                   | 2-1                             |
| 第 163 条    | ○ | 学則第 6 条（学期）に定めている。  | 3-2                             |
| 第 163 条の 2 | ○ | 札幌大谷大学短期大学部 科目等履修生規程第 7 条（単位修得証明書）に定めている。   | 3-1                             |
| 第 164 条    | — | 特別の課程を編成していないため、該当なし。   | 3-1                             |
| 第 165 条の 2 | ○ | ディプロマ・ポリシー（卒業又は修了の認定に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）、アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）を学科ごとに定め、大学ホームページで公表している。 | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>6-3 |
| 第 166 条    | ○ | 学則第 2 条（自己点検・評価）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程に定め、結果は大学ホームページで公表している。  | 6-2                             |
| 第 172 条の 2 | ○ | 大学ホームページで教育研究活動等の状況を公表している。   | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>5-1 |
| 第 173 条    | ○ | 学則第 27 条（学位の授与）に定めている。  | 3-1                             |

短期大学設置基準

|          | 遵守状況 | 遵守状況の説明  | 該当基準項目     |
|----------|------|--|------------|
| 第 1 条    | ○    | 学校教育法その他の法令等を遵守し、教育研究水準の向上に努めている。                              | 6-2<br>6-3 |
| 第 2 条    | ○    | 学則第 3 条の 2（教育研究上の目的）、第 44 条（専攻科の目的）、第 45 条の 2（教育研究上の目的）に定めている。 | 1-1<br>1-2 |
| 第 2 条の 2 | ○    | 札幌大谷大学短期大学部 入学者選抜規程及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入試委員会規程に基づき、適切に実施している。 | 2-1        |

札幌大谷大学短期大学部

|           |   |  |            |
|-----------|---|--|------------|
| 第 3 条     | ○ | 学則第 3 条に学科、第 43 条及び第 45 条に専攻科を定め、教育研究上、適切な教員組織、教員数を有している。  | 1-2        |
| 第 3 条の 2  | — | 学科連係課程実施学科を設置していないため、該当なし。   | 3-2        |
| 第 4 条     | ○ | 学則第 3 条（学科及び定員）、第 45 条（専攻科及び定員）に定めている。   | 2-1        |
| 第 5 条     | ○ | ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則り、体系的な教育課程を編成している。   | 1-2<br>3-2 |
| 第 5 条の 2  | — | 連携開設科目を開設していないため、該当なし。   | 3-2        |
| 第 6 条     | ○ | 学則第 20 条（授業科目）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程別表第 1 に定めている。  | 3-2        |
| 第 7 条     | ○ | 学則第 21 条（単位の計算方法）及び学則別表第 1・別表第 2 に定めている。   | 3-1        |
| 第 8 条     | ○ | 学則第 6 条第 3 項に 1 年間の授業期間を定めている。   | 3-2        |
| 第 9 条     | ○ | 学則第 6 条第 3 項に定める 35 週にわたる授業期間を前期後期で実施しているため、どちらの期も 15 週にわたる期間を確保している。                              | 3-2        |
| 第 10 条    | ○ | 授業を行う学生数について、教育効果を考慮し適正な人数で行っている。  | 2-5        |
| 第 11 条    | ○ | 学則第 20 条の 2（授業の方法）に定めている。  | 2-2<br>3-2 |
| 第 11 条の 2 | ○ | 学生へシラバスにより授業科目ごとに明示している。学則第 24 条（学修の評価）に合格判定基準を定めている。  | 3-1        |
| 第 12 条    | — | 昼夜開講制を設けていないため、該当なし。   | 3-2        |
| 第 13 条    | ○ | 学則第 23 条（単位の授与）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程第 11 条（評価対象・単位認定）に定めている。                                  | 3-1        |
| 第 13 条の 2 | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程第 4 条第 4 項及び第 12 条第 7 項に定め、学生便覧に明示している。                                    | 3-2        |
| 第 13 条の 3 | — | 連携開設科目を設置していないため、該当なし。   | 3-1        |
| 第 14 条    | ○ | 学則第 29 条（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程第 17 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定めている。    | 3-1        |
| 第 15 条    | ○ | 学則第 29 条の 2（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程第 18 条（大学又は短期大学以外の教育施設等における学修）に定めている。 | 3-1        |
| 第 16 条    | ○ | 学則第 30 条（入学前の既修得単位等の認定）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程第 19 条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。                      | 3-1        |

札幌大谷大学短期大学部

|           |   |  |   |
|-----------|---|--|---|
| 第 16 条の 2 | ○ | 学則第 31 条（長期履修学生）及び第 47 条（長期履修学生）、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 長期履修学生規程に定めている。                    | 3-2   |
| 第 17 条    | ○ | 学則第 54 条（科目等履修生）、札幌大谷大学短期大学部 科目等履修生規程に定めている。   | 3-1<br>3-2                                    |
| 第 18 条    | ○ | 学則第 25 条（卒業の要件）及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程第 4 条第 4 項に定めている。                             | 3-1   |
| 第 19 条    | — | 夜間学科等を設置していないため、該当なし。  | 3-1   |
| 第 20 条    | ○ | 学則第 39 条（教職員組織）に基づき、教育研究上の目的を達成するために必要な教員等を置き、適切な教職員組織を編成している。                         | 2-2<br>2-3<br>2-4<br>3-2<br>4-1<br>4-2<br>4-3 |
| 第 20 条の 2 | — | 現時点では教育課程上主要と認める授業科目については専任教員が担当しているため、該当なし。   | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 21 条    | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 7 条の 2（助手の資格）、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 助手規程に定めた助手を置いている。 | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 22 条    | — | 基幹教員の制度に適用できるよう検討中のため、該当なし。  | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 22 条の 2 | ○ | FD・SD 研修会を計画的に実施している。指導補助者については、該当者がいない。   | 3-2<br>3-3<br>4-2<br>4-3                      |
| 第 22 条の 3 | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学長選考規程第 2 条（学長選考基準）に定めている。  | 4-1   |
| 第 23 条    | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 4 条（教授の資格）に定めている。                                  | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 24 条    | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 5 条（准教授の資格）に定めている。                                 | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 25 条    | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 6 条（講師の資格）に定めている。                                  | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 25 条の 2 | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 7 条（助教の資格）に定めている。                                  | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 26 条    | ○ | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 7 条の 2（助手の資格）に定めている。                               | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 27 条    | ○ | 校地について教育にふさわしい環境を備えている。  | 2-5   |

札幌大谷大学短期大学部

|           |   |                                |                   |
|-----------|---|--------------------------------|-------------------|
| 第 27 条の 2 | ○ | 短期大学設置基準を満たしている。               | 2-5               |
| 第 28 条    | ○ | 短期大学設置基準を満たしている。               | 2-5               |
| 第 29 条    | ○ | 教育研究上必要な資料、図書館を備え、人員も配置している。   | 2-5               |
| 第 30 条    | ○ | 短期大学設置基準を満たしている。               | 2-5               |
| 第 31 条    | ○ | 短期大学設置基準を満たしている。               | 2-5               |
| 第 32 条    | — | 附属施設が必要な学科を設置していないため、該当なし。     | 2-5               |
| 第 33 条    | ○ | 学科に必要な機械、器具等を備えている。            | 2-5               |
| 第 33 条の 2 | — | 二以上の校地を有していないため、該当なし。          | 2-5               |
| 第 33 条の 3 | ○ | 必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。 | 2-5<br>4-4        |
| 第 34 条    | ○ | 短期大学及び学科の名称は、教育研究上の目的に合致している。  | 1-1               |
| 第 35 条    | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 1-2               |
| 第 35 条の 2 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 2-1               |
| 第 35 条の 3 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 3-2               |
| 第 35 条の 4 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 4-1               |
| 第 35 条の 5 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 3-2               |
| 第 35 条の 6 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 2-5               |
| 第 35 条の 7 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 3-1               |
| 第 35 条の 8 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 4-2               |
| 第 35 条の 9 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。          | 2-5               |
| 第 36 条    | — | 共同教育課程を編成していないため、該当なし。         | 3-2               |
| 第 37 条    | — | 共同教育課程を編成していないため、該当なし。         | 3-1               |
| 第 38 条    | — | 共同学科を設置していないため、該当なし。           | 3-1               |
| 第 39 条    | — | 共同学科を設置していないため、該当なし。           | 3-2<br>4-2        |
| 第 40 条    | — | 共同学科を設置していないため、該当なし。           | 2-5               |
| 第 41 条    | — | 共同学科を設置していないため、該当なし。           | 2-5               |
| 第 42 条    | — | 共同学科を設置していないため、該当なし。           | 2-5               |
| 第 51 条    | — | 外国に学科を設けていないため、該当なし。           | 1-2               |
| 第 52 条    | — | 新たに短期大学等を設置しないため、該当なし。         | 2-5<br>3-2<br>4-2 |

学位規則

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明  | 該当<br>基準項目 |
|----------|----------|--|------------|
| 第 5 条の 4 | ○        | 学則第 25 条に卒業の要件を規定し、第 27 条に学位の授与を定めている。札幌大谷大学短期大学部 学位規程第 2 条に学位授与の要件を規定し、第 3 条に学位の授与を定めている。 | 3-1        |

札幌大谷大学短期大学部

|           |   |   |     |
|-----------|---|---|-----|
| 第 10 条    | ○ | 学則第 27 条（学位の授与）に定めている。  | 3-1 |
| 第 10 条の 2 | — | 共同教育課程を編成していないため、該当なし。  | 3-1 |
| 第 13 条    | ○ | 学則第 27 条（学位の授与）、札幌大谷大学短期大学部 学位規程及び札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程に定め、適正に運用している。学則を改正した場合は、文部科学大臣に報告している。 | 3-1 |

私立学校法

|           | 遵守状況 | 遵守状況の説明  | 該当基準項目     |
|-----------|------|--|------------|
| 第 24 条    | ○    | 学校法人の責務は、私立学校法に則る。   | 5-1        |
| 第 26 条の 2 | ○    | 特別の利益供与の禁止は、私立学校法に則る。  | 5-1        |
| 第 33 条の 2 | ○    | 寄附行為第 34 条（財産目録などの備付け及び閲覧）に定めている。<br>なお、寄附行為は大学ホームページにおいて公開している。             | 5-1        |
| 第 35 条    | ○    | 寄附行為第 5 条（役員）に定めている。   | 5-2<br>5-3 |
| 第 35 条の 2 | ○    | 寄附行為第 16 条（業務の決定の委任）及び寄附行為実施規則第 3 条（業務決定の権限）に定めている。                          | 5-2<br>5-3 |
| 第 36 条    | ○    | 寄附行為第 15 条（理事会）に定めている。   | 5-2        |
| 第 37 条    | ○    | 寄附行為第 11 条（理事長の職務）、第 11 条の 2（常務理事の職務）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）に定めている。 | 5-2<br>5-3 |
| 第 38 条    | ○    | 寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）、第 10 条（役員<br>の解任及び退任）に定めている。                   | 5-2        |
| 第 39 条    | ○    | 寄附行為第 7 条（監事の選任）に定めている。  | 5-2        |
| 第 40 条    | ○    | 寄附行為第 9 条（役員<br>の補充）に定めている。  | 5-2        |
| 第 41 条    | ○    | 寄附行為第 18 条（評議員会）に定めている。  | 5-3        |
| 第 42 条    | ○    | 寄附行為第 20 条（諮問事項）に定めている。  | 5-3        |
| 第 43 条    | ○    | 寄附行為第 21 条（評議員会の意見具申等）に定めている。  | 5-3        |
| 第 44 条    | ○    | 寄附行為第 22 条（評議員の選任）に定めている。  | 5-3        |
| 第 44 条の 2 | ○    | 役員<br>の学校法人に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。   | 5-2<br>5-3 |
| 第 44 条の 3 | ○    | 役員<br>の第三者に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。  | 5-2<br>5-3 |
| 第 44 条の 4 | ○    | 役員<br>の連帯責任は、私立学校法に則る。   | 5-2<br>5-3 |
| 第 44 条の 5 | ○    | 一般社団・財団法人法の規定の準用は、私立学校法に則る。  | 5-2<br>5-3 |
| 第 45 条    | ○    | 寄附行為第 42 条（寄附行為の変更）に定めている。   | 5-1        |

札幌大谷大学短期大学部

|           |   |  |                   |
|-----------|---|--|-------------------|
| 第 45 条の 2 | ○ | 寄附行為第 31 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定めている。               | 1-2<br>5-4<br>6-3 |
| 第 46 条    | ○ | 寄附行為第 33 条（決算及び実績の報告）に定めている。                           | 5-3               |
| 第 47 条    | ○ | 寄附行為第 34 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に定めている。                       | 5-1               |
| 第 48 条    | ○ | 寄附行為第 36 条（役員の報酬）に基づき、「学校法人札幌大谷学園 役員の報酬等に関する規則」に定めている。 | 5-2<br>5-3        |
| 第 49 条    | ○ | 寄附行為第 38 条（会計年度）に定めている。                                | 5-1               |
| 第 63 条の 2 | ○ | 寄附行為第 35 条（情報の公表）に定めている。                               | 5-1               |

短期大学通信教育設置基準 「該当なし」

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第 1 条  |          |         | 6-2<br>6-3 |
| 第 2 条  |          |         | 3-2        |
| 第 3 条  |          |         | 2-2<br>3-2 |
| 第 4 条  |          |         | 3-2        |
| 第 5 条  |          |         | 3-1        |
| 第 6 条  |          |         | 3-1        |
| 第 7 条  |          |         | 3-1        |
| 第 8 条  |          |         | 3-2<br>4-2 |
| 第 9 条  |          |         | 2-5        |
| 第 10 条 |          |         | 2-5        |
| 第 11 条 |          |         | 2-2<br>3-2 |
| 第 13 条 |          |         | 6-2<br>6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

| コード      | タイトル                              | 備考   |
|----------|-----------------------------------|------|
| 【共通基礎】   | 認証評価共通基礎データ                       |      |
| 【表 F-1】  | 理事長名、学長名等                         |      |
| 【表 F-2】  | 附属校及び併設校、附属機関の概要                  |      |
| 【表 F-3】  | 外部評価の実施概要                         |      |
| 【表 2-1】  | 学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）               |      |
| 【表 2-2】  | 専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）              |      |
| 【表 2-3】  | 学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）      |      |
| 【表 2-4】  | 就職相談室等の状況                         |      |
| 【表 2-5】  | 就職の状況（過去 3 年間）                    |      |
| 【表 2-6】  | 卒業後の進路先の状況（前年度実績）                 |      |
| 【表 2-7】  | 短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） |      |
| 【表 2-8】  | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）              |      |
| 【表 2-9】  | 学生相談室、保健室等の状況                     |      |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要（図書館除く）                    | 該当なし |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況                          |      |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況                        |      |
| 【表 3-1】  | 授業科目の概要                           |      |
| 【表 3-2】  | 成績評価基準                            |      |
| 【表 3-3】  | 修得単位状況（前年度実績）                     |      |
| 【表 3-4】  | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）     |      |
| 【表 4-1】  | 学科、専攻の開設授業科目における専兼比率              |      |
| 【表 4-2】  | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）  |      |
| 【表 5-1】  | 財務情報の公表（前年度実績）                    |      |
| 【表 5-2】  | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）            |      |
| 【表 5-3】  | 事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）             |      |
| 【表 5-4】  | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）                |      |
| 【表 5-5】  | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） |      |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

| タイトル      |  |      |
|-----------|--|------|
| コード       | 該当する資料名及び該当ページ   | 備考   |
| 【資料 F-1】  | 寄附行為（紙媒体）  |      |
|           | （001）法人 寄附行為   |      |
| 【資料 F-2】  | 短期大学案内   |      |
|           | 2024 年度大学案内<br>2025 年度大学案内   |      |
| 【資料 F-3】  | 短期大学学則（紙媒体）  |      |
|           | （077）短大 学則   |      |
| 【資料 F-4】  | 学生募集要項、入学者選抜要綱   |      |
|           | 2024 年度学生募集要項  |      |
| 【資料 F-5】  | 学生便覧   |      |
|           | 2024 年度学生便覧  |      |
| 【資料 F-6】  | 事業計画書  |      |
|           | 大短 2024 年度事業計画   |      |
| 【資料 F-7】  | 事業報告書  |      |
|           | 大短 2023 年度事業報告   |      |
| 【資料 F-8】  | アクセスマップ、キャンパスマップなど   |      |
|           | アクセスマップ  |      |
|           | キャンパスマップ   |      |
| 【資料 F-9】  | 法人及び短期大学の規定一覧及び規定集（電子データ）  |      |
|           | 札幌大谷学園規程集（目次）  |      |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 |      |
|           | 1. 法人 役員等名簿  |      |
|           | 2. 法人 令和 5(2023)年度 理事会開催状況   |      |
|           | 3. 法人 令和 5(2023)年度 評議員会開催状況  |      |
| 【資料 F-11】 | 決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）                                |      |
|           | 1. 計算書類（2019 年度から 2023 年度まで）                                       |      |
|           | 2. 監査報告書（2019 年度から 2023 年度まで）                                      |      |
|           | 3. 独立監査人の監査報告書（2019 年度から 2023 年度まで）                                |      |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス（電子データ）   |      |
|           | 2024 年度シラバス  |      |
| 【資料 F-13】 | 三つのポリシー一覧（策定単位ごと）  |      |
|           | 三つのポリシー一覧  |      |
| 【資料 F-14】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）   |      |
|           | —  | 該当なし |
| 【資料 F-15】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）  |      |
|           | —  | 該当なし |

## 基準 1. 使命・目的等

| 基準項目                |                                   |             |
|---------------------|-----------------------------------|-------------|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                    | 備考          |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 |                                   |             |
| 【資料 1-1-1】          | (077) 短大 学則                       | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 1-1-2】          | 大短 ガバナンス・コード                      |             |
| 【資料 1-1-3】          | 2025 年度大学案内 (P.6 学長メッセージから引用)     | 【資料 F-2】と同じ |
| 【資料 1-1-4】          | 子育て支援センター「んぐまーま」リーフレット            |             |
| 【資料 1-1-5】          | 合同教授会議事録 (2023 年 12 月 20 日審議事項 3) |             |
| 【資料 1-1-6】          | 教育の内部質保証ワーキンググループ議事録              |             |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 |                                   |             |
| 【資料 1-2-1】          | 2024 年度第 1 回 FD・SD 研修会実施要領        |             |
| 【資料 1-2-2】          | 合同教授会議事録 (2023 年 4 月 3 日報告事項 2・3) |             |
| 【資料 1-2-3】          | 2024 年度入学式式次第                     |             |
| 【資料 1-2-4】          | 「初年次教育・情報リテラシー」資料                 |             |
| 【資料 1-2-5】          | 2023 年度札幌大谷学園花まつり法要実施要領           |             |
| 【資料 1-2-6】          | 2023 年度御正忌同朋の会実施要領                |             |
| 【資料 1-2-7】          | (119) 大短 各種センター及び委員会内規            |             |
| 【資料 1-2-8】          | (117) 大短 大学協議会規程                  |             |
| 【資料 1-2-9】          | (115) 大短 合同教授会内規                  |             |

## 基準 2. 学生

| 基準項目        |                                     |               |
|-------------|-------------------------------------|---------------|
| コード         | 該当する資料名及び該当ページ                      | 備考            |
| 2-1. 学生の受入れ |                                     |               |
| 【資料 2-1-1】  | 2024 年度学生募集要項                       | 【資料 F-4】と同じ   |
| 【資料 2-1-2】  | 2024 年度大学案内<br>2025 年度大学案内          | 【資料 F-2】と同じ   |
| 【資料 2-1-3】  | 三つのポリシー (保育科・専攻科保育専攻)               | 大学ホームページ      |
| 【資料 2-1-4】  | (142) 短大 入学者選抜規程                    |               |
| 【資料 2-1-5】  | (144) 大短 再入学規程                      |               |
| 【資料 2-1-6】  | (145) 大短 特別指定校措置内規                  |               |
| 【資料 2-1-7】  | (123) 大短 入試委員会規程                    |               |
| 【資料 2-1-8】  | (062) 法人 高大連携進学準備金支給に関する内規          |               |
| 【資料 2-1-9】  | 2024 年度高大連携進学準備金制度案内                |               |
| 【資料 2-1-10】 | (120) 大短 入学支援センター規程                 |               |
| 【資料 2-1-11】 | 2023 年度オープンキャンパス案内                  |               |
| 【資料 2-1-12】 | 保育セミナー                              | 大学ホームページ      |
| 【資料 2-1-13】 | 2023 年度出張講義一覧                       |               |
| 2-2. 学修支援   |                                     |               |
| 【資料 2-2-1】  | (121) 大短 学修支援センター規程                 |               |
| 【資料 2-2-2】  | 「初年次教育・情報リテラシー」資料                   | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 2-2-3】  | 学修支援センター会議事録 (2024 年 3 月 6 日協議事項 2) |               |
| 【資料 2-2-4】  | 学生相談室による新入学生面談について (報告)             |               |
| 【資料 2-2-5】  | GPA による履修指導後の成績の推移について              |               |
| 【資料 2-2-6】  | 2023 年度後期・2024 年度前期オフィスアワー実施時間帯     |               |
| 【資料 2-2-7】  | (126) 大短 障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針      |               |
| 【資料 2-2-8】  | (127) 大短 アクセシビリティ推進委員会規程            |               |
| 【資料 2-2-9】  | (158) 大短 長期履修学生規程                   |               |

札幌大谷大学短期大学部

|                   |  |                |
|-------------------|--|----------------|
| 【資料 2-2-10】       | 2024 年度 1 年生、2 年生科目 ディプロマ・ポリシー確認表              |                |
| 【資料 2-2-11】       | DP チャートの集計とまとめについて                             |                |
| 【資料 2-2-12】       | 2024 年度学生便覧 IX. 大短 副専攻 (マイナープログラム)             |                |
| 2-3. キャリア支援       |  |                |
| 【資料 2-3-1】        | (122) 大短 キャリア支援センター規程                          |                |
| 【資料 2-3-2】        | 2023 年度キャリア系科目シラバス (短期大学部)                     |                |
| 【資料 2-3-3】        | 2023 年度札幌大谷キャリア支援プログラム一覧                       |                |
| 【資料 2-3-4】        | 2023 年度・2024 年度札幌大谷キャリア支援プログラムシラバス             |                |
| 【資料 2-3-5】        | 令和 5(2023)年度キャリア支援センター面談件数                     |                |
| 【資料 2-3-6】        | 学生ポータルサイト「キャリア支援 (短大生就活情報)」画面                  |                |
| 【資料 2-3-7】        | SAPPORO 保育園ミーティング案内                            |                |
| 【資料 2-3-8】        | 卒業生への就職支援                                      | 大学ホームページ       |
| 2-4. 学生サービス       |  |                |
| 【資料 2-4-1】        | (124) 大短 学生支援委員会規程                             |                |
| 【資料 2-4-2】        | 学生サポート   | 大学ホームページ       |
| 【資料 2-4-3】        | 2023 年度学生との面談について (6 月・12 月)                   |                |
| 【資料 2-4-4】        | 学科別学費・奨学金情報                                    | 大学ホームページ       |
| 【資料 2-4-5】        | (189) 大短 教育後援会 奨学金規程                           |                |
| 【資料 2-4-6】        | 学生生活支援 (経済的支援) に関する相談窓口について                    | 大学ホームページ       |
| 【資料 2-4-7】        | (184) 大短 学生自治会 会則                              |                |
| 【資料 2-4-8】        | (185) 大短 学生自治会 クラブ・同好会細則                       |                |
| 【資料 2-4-9】        | (186) 大短 学生自治会 課外活動を行う団体の部 (クラブ) への活動費助成に関する内規 |                |
| 【資料 2-4-10】       | (187) 大短 教育後援会 会則                              |                |
| 【資料 2-4-11】       | (188) 大短 教育後援会 課外活動褒賞規程                        |                |
| 【資料 2-4-12】       | (015) 法人 ハラスメントの防止等に関する規程                      |                |
| 【資料 2-4-13】       | 学生ポータルサイト (ホーム画面)                              |                |
| 【資料 2-4-14】       | 2023 年度 FD・SD 研修会資料「大学における多様な性の理解と対応」          |                |
| 2-5. 学修環境の整備      |  |                |
| 【資料 2-5-1】        | 図書館案内動画  | 図書館ホームページ      |
| 【資料 2-5-2】        | 施設紹介   | 大学ホームページ       |
| 【資料 2-5-3】        | (135) 大短 情報環境委員会規程                             |                |
| 【資料 2-5-4】        | (021) 法人 情報センター規程                              |                |
| 【資料 2-5-5】        | 学内情報サービスサイト                                    |                |
| 【資料 2-5-6】        | (136) 大短 情報セキュリティポリシー                          |                |
| 【資料 2-5-7】        | (137) 大短 情報セキュリティ規程                            |                |
| 【資料 2-5-8】        | (138) 大短 クラウドストレージ利用ガイドライン                     |                |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 |  |                |
| 【資料 2-6-1】        | 「2023 年度ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」集計結果              |                |
| 【資料 2-6-2】        | アセスメントテストの分析 (保育科)                             |                |
| 【資料 2-6-3】        | 学生サポート   | 【資料 2-4-2】 と同じ |
| 【資料 2-6-4】        | 「学生相談総合窓口」(2023 年度結果報告)                        |                |
| 【資料 2-6-5】        | 学科別学費・奨学金情報                                    | 【資料 2-4-4】 と同じ |
| 【資料 2-6-6】        | 2023 年度 大短 保護者懇談会報告                            |                |
| 【資料 2-6-7】        | 「2023 年度学生生活実態調査」集計結果                          |                |
| 【資料 2-6-8】        | 「2023 年度学生生活実態調査」自由記述への回答                      |                |

## 基準 3. 教育課程

| 基準項目                |   |                |
|---------------------|---|----------------|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                                    | 備考             |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 |   |                |
| 【資料 3-1-1】          | 「初年次教育・情報リテラシー」資料                                 | 【資料 1-2-4】と同じ  |
| 【資料 3-1-2】          | 三つのポリシー（保育科・専攻科保育専攻）                              | 【資料 2-1-3】と同じ  |
| 【資料 3-1-3】          | 2024 年度大学案内<br>2025 年度大学案内                        | 【資料 F-2】と同じ    |
| 【資料 3-1-4】          | (077) 短大 学則                                       | 【資料 F-3】と同じ    |
| 【資料 3-1-5】          | (146) 大短 履修等規程                                    |                |
| 【資料 3-1-6】          | 2024 年度学生便覧 III-1. 学修に関する留意事項                     | 【資料 F-5】と同じ    |
| 3-2. 教育課程及び教授方法     |   |                |
| 【資料 3-2-1】          | 三つのポリシー（保育科・専攻科保育専攻）                              | 【資料 2-1-3】と同じ  |
| 【資料 3-2-2】          | 2024 年度大学案内<br>2025 年度大学案内                        | 【資料 F-2】と同じ    |
| 【資料 3-2-3】          | カリキュラム・ツリー（保育科）                                   |                |
| 【資料 3-2-4】          | 履修モデル（学生便覧より抜粋）                                   |                |
| 【資料 3-2-5】          | 主要授業科目の概要   |                |
| 【資料 3-2-6】          | シラバス作成の留意事項                                       |                |
| 【資料 3-2-7】          | 2024 年度シラバスの記載内容の確認について（依頼）                       |                |
| 【資料 3-2-8】          | 2024 年度学生便覧 III-1. 学修に関する留意事項                     | 【資料 F-5】と同じ    |
| 【資料 3-2-9】          | (121) 大短 学修支援センター規程                               | 【資料 2-2-1】と同じ  |
| 【資料 3-2-10】         | (133) 大短 FD・SD 委員会規程                              |                |
| 【資料 3-2-11】         | 大短 FD・SD 研修会資料「2022 年度後期授業アンケートの結果から」             |                |
| 【資料 3-2-12】         | Campus-Xs「ポータル利用 簡易操作マニュアル（学生編）」                  |                |
| 3-3. 学修成果の点検・評価     |   |                |
| 【資料 3-3-1】          | アセスメント・プラン  | 大学ホームページ       |
| 【資料 3-3-2】          | アセスメント・プラン評価の具体的な運用                               |                |
| 【資料 3-3-3】          | 「2023 年度ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」集計結果                 | 【資料 2-6-1】と同じ  |
| 【資料 3-3-4】          | DP チャートの集計とまとめについて                                | 【資料 2-2-11】と同じ |
| 【資料 3-3-5】          | GPA による履修指導後の成績の推移について                            | 【資料 2-2-5】と同じ  |
| 【資料 3-3-6】          | 2024 年度シラバス作成のガイドライン                              |                |
| 【資料 3-3-7】          | 大短 FD・SD 研修会資料「2022 年度後期授業アンケートの結果から」             | 【資料 3-2-11】と同じ |
| 【資料 3-3-8】          | 2023 年度 短大 卒業生のキャリア・就職等に関するアンケート（保育科・専攻科保育専攻）結果報告 |                |
| 【資料 3-3-9】          | 2023 年度 大短 卒業生の就職先アンケート（保育科・専攻科保育専攻）結果報告          |                |
| 【資料 3-3-10】         | 2023 年度 GPS-Academic 報告（抜粋）                       |                |
| 【資料 3-3-11】         | アセスメントテストの分析（保育科）                                 | 【資料 2-6-2】と同じ  |
| 【資料 3-3-12】         | 2023 年度アセスメントテストの分析結果を受けて                         |                |

## 基準 4. 教員・職員

| 基準項目              |                   |             |
|-------------------|-------------------|-------------|
| コード               | 該当する資料名及び該当ページ    | 備考          |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 |                   |             |
| 【資料 4-1-1】        | (077) 短大 学則       | 【資料 F-3】と同じ |
| 【資料 4-1-2】        | (002) 法人 寄附行為実施規則 |             |
| 【資料 4-1-3】        | (114) 短大 教授会規程    |             |

札幌大谷大学短期大学部

|                  |                                      |                |
|------------------|--------------------------------------|----------------|
| 【資料 4-1-4】       | (115) 大短 合同教授会内規                     | 【資料 1-2-9】と同じ  |
| 【資料 4-1-5】       | (117) 大短 大学協議会規程                     | 【資料 1-2-8】と同じ  |
| 【資料 4-1-6】       | (118) 大短 内部質保証会議規程                   |                |
| 【資料 4-1-7】       | (132) 大短 自己点検・評価委員会規程                |                |
| 【資料 4-1-8】       | (123) 大短 入試委員会規程                     | 【資料 2-1-7】と同じ  |
| 【資料 4-1-9】       | (010) 法人 事務組織及び職制規程                  |                |
| 【資料 4-1-10】      | FACTBOOK (2019～2023)                 |                |
| 【資料 4-1-11】      | (119) 大短 各種センター及び委員会内規               | 【資料 1-2-7】と同じ  |
| 【資料 4-1-12】      | (079) 大短 副学長規程                       |                |
| 【資料 4-1-13】      | (116) 大短 学長が定める教授会及び学部教授会の審議事項に関する内規 |                |
| 【資料 4-1-14】      | (168) 大短 学生懲戒規程                      |                |
| 【資料 4-1-15】      | (022) 法人 就業規則                        |                |
| 【資料 4-1-16】      | (120) 大短 入学支援センター規程                  | 【資料 2-1-10】と同じ |
| 【資料 4-1-17】      | (121) 大短 学修支援センター規程                  | 【資料 2-2-1】と同じ  |
| 【資料 4-1-18】      | (122) 大短 キャリア支援センター規程                | 【資料 2-3-1】と同じ  |
| 【資料 4-1-19】      | 大短 令和 6 (2024) 年度 各種センター及び委員会等の名簿    |                |
| 【資料 4-1-20】      | (138) 大短 クラウドストレージ利用ガイドライン           | 【資料 2-5-8】と同じ  |
| 4-2. 教員の配置・職能開発等 |                                      |                |
| 【資料 4-2-1】       | (031) 大短 教員の採用及び昇格に関する規程             |                |
| 【資料 4-2-2】       | (133) 大短 FD・SD 委員会規程                 | 【資料 3-2-10】と同じ |
| 4-3. 職員の研修       |                                      |                |
| 【資料 4-3-1】       | (133) 大短 FD・SD 委員会規程                 | 【資料 3-2-10】と同じ |
| 【資料 4-3-2】       | (134) 大短 スタッフ・ディベロップメント (SD) 規程      |                |
| 【資料 4-3-3】       | (138) 大短 クラウドストレージ利用ガイドライン           | 【資料 2-5-8】と同じ  |
| 4-4. 研究支援        |                                      |                |
| 【資料 4-4-1】       | 本学刊行物一覧                              | 図書館ホームページ      |
| 【資料 4-4-2】       | 機関リポジトリ                              | 図書館ホームページ      |
| 【資料 4-4-3】       | (128) 大短 図書委員会規程                     |                |
| 【資料 4-4-4】       | (097) 大短 紀要編集規程                      |                |
| 【資料 4-4-5】       | (104) 大短 学術研究活動に関する行動規範              |                |
| 【資料 4-4-6】       | (105) 大短 競争的研究費等に関する行動規範             |                |
| 【資料 4-4-7】       | (109) 大短 競争的研究費等に関する不正防止対策の基本方針      |                |
| 【資料 4-4-8】       | (106) 大短 競争的研究費等に関する取扱規程             |                |
| 【資料 4-4-9】       | (107) 大短 競争的研究費等に関する取扱要領             |                |
| 【資料 4-4-10】      | (108) 大短 競争的研究費等に関する監査要領             |                |
| 【資料 4-4-11】      | (110) 大短 競争的研究費等に関する不正防止対策実施要領       |                |
| 【資料 4-4-12】      | (111) 大短 競争的研究費等に関する不正防止計画           |                |
| 【資料 4-4-13】      | (102) 大短 研究倫理委員会規程                   |                |
| 【資料 4-4-14】      | (101) 大短 研究費取扱内規                     |                |
| 【資料 4-4-15】      | (129) 大短 社会連携センター規程                  |                |

基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目           |                   |                |
|----------------|-------------------|----------------|
| コード            | 該当する資料名及び該当ページ    | 備考             |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 |                   |                |
| 【資料 5-1-1】     | (001) 法人 寄附行為     | 【資料 F-1】と同じ    |
| 【資料 5-1-2】     | (002) 法人 寄附行為実施規則 | 【資料 4-1-2】と同じ  |
| 【資料 5-1-3】     | (022) 法人 就業規則     | 【資料 4-1-15】と同じ |

札幌大谷大学短期大学部

|                      |  |                 |
|----------------------|--|-----------------|
| 【資料 5-1-4】           | (052) 法人 経理規程  |                 |
| 【資料 5-1-5】           | (014) 法人 公益通報者の保護に関する規則                                  |                 |
| 【資料 5-1-6】           | 情報公開   | 大学ホームページ        |
| 【資料 5-1-7】           | 大短 ガバナンス・コード及びガバナンス・コードの適合（遵守）状況点検表                      |                 |
| 【資料 5-1-8】           | 法人 中長期計画 グランドデザイン  |                 |
| 【資料 5-1-9】           | 法人 中長期計画 経営改善計画等   |                 |
| 【資料 5-1-10】          | (015) 法人 ハラスメントの防止等に関する規程                                | 【資料 2-4-12】 と同じ |
| 【資料 5-1-11】          | (016) 大短 ハラスメントに関するガイドライン                                |                 |
| 【資料 5-1-12】          | (012) 法人 危機管理規程  |                 |
| 【資料 5-1-13】          | (051) 法人 消防計画  |                 |
| 【資料 5-1-14】          | (017) 法人 衛生委員会規程   |                 |
| 【資料 5-1-15】          | 法人 安全衛生・危機管理マニュアル  |                 |
| 【資料 5-1-16】          | (018) 法人 ストレスチェック実施規程                                    |                 |
| 5-2. 理事会の機能          |  |                 |
| 【資料 5-2-1】           | (001) 法人 寄附行為  | 【資料 F-1】 と同じ    |
| 【資料 5-2-2】           | (034) 法人 管理職員の定年・任期に関する規程                                |                 |
| 【資料 5-2-3】           | 法人 役員名簿（2024年4月1日現在）                                     | 【資料 F-10】 と同じ   |
| 【資料 5-2-4】           | 法人 理事会における業務決定の権限  |                 |
| 【資料 5-2-5】           | 法人 令和 5(2023)年度 理事会出席状況                                  |                 |
| 【資料 5-2-6】           | 法人 理事の意思表示を行う書面（委任状）様式                                   |                 |
| 【資料 5-2-7】           | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課長発信文書<br>（3高私行第3号、令和 3(2021)年 6月 25日付） |                 |
| 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック |  |                 |
| 【資料 5-3-1】           | (002) 法人 寄附行為実施規則  | 【資料 4-1-2】 と同じ  |
| 【資料 5-3-2】           | (006) 法人 常務会設置規則   |                 |
| 【資料 5-3-3】           | (007) 法人 学園連携協議会設置規則                                     |                 |
| 【資料 5-3-4】           | 法人 令和 5(2023)年度 各会議体の構成員及び開催頻度                           |                 |
| 【資料 5-3-5】           | 法人 令和 5(2023)年度 評議員会出席状況                                 |                 |
| 【資料 5-3-6】           | (004) 法人 監事監査規則  |                 |
| 【資料 5-3-7】           | 法人 令和 5(2023)年度 監査計画                                     |                 |
| 【資料 5-3-8】           | 法人 令和 5(2023)年度 監査報告書                                    | 【資料 F-11】 と同じ   |
| 【資料 5-3-9】           | 法人 令和 5(2023)年度 監査中間報告                                   |                 |
| 【資料 5-3-10】          | (013) 法人 内部監査規程  |                 |
| 5-4. 財務基盤と収支         |  |                 |
| 【資料 5-4-1】           | 法人 中長期計画 グランドデザイン  | 【資料 5-1-8】 と同じ  |
| 【資料 5-4-2】           | 法人 中長期計画 経営改善計画等   | 【資料 5-1-9】 と同じ  |
| 【資料 5-4-3】           | 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）                              |                 |
| 【資料 5-4-4】           | (019) 法人 外部資金獲得委員会規程                                     |                 |
| 5-5. 会計              |  |                 |
| 【資料 5-5-1】           | (001) 法人 寄附行為  | 【資料 F-1】 と同じ    |
| 【資料 5-5-2】           | (002) 法人 寄附行為実施規則  | 【資料 4-1-2】 と同じ  |
| 【資料 5-5-3】           | (052) 法人 経理規程  | 【資料 5-1-4】 と同じ  |
| 【資料 5-5-4】           | (053) 法人 経理規程施行細則  |                 |
| 【資料 5-5-5】           | (054) 法人 物件調達・管理規程                                       |                 |
| 【資料 5-5-6】           | (055) 法人 資産運用規程  |                 |
| 【資料 5-5-7】           | (056) 法人 会計伝票に関する内規                                      |                 |
| 【資料 5-5-8】           | (057) 法人 予算執行に関する内規                                      |                 |

札幌大谷大学短期大学部

|             |                                      |               |
|-------------|--------------------------------------|---------------|
| 【資料 5-5-9】  | (058) 法人 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 |               |
| 【資料 5-5-10】 | (004) 法人 監事監査規則                      | 【資料 5-3-6】と同じ |
| 【資料 5-5-11】 | 独立監査人の監査報告書                          | 【資料 F-11】と同じ  |

基準 6. 内部質保証

| 基準項目                  |                                       |                |
|-----------------------|---------------------------------------|----------------|
| コード                   | 該当する資料名及び該当ページ                        | 備考             |
| 6-1. 内部質保証の組織体制       |                                       |                |
| 【資料 6-1-1】            | (118) 大短 内部質保証会議規程                    | 【資料 4-1-6】と同じ  |
| 【資料 6-1-2】            | (132) 大短 自己点検・評価委員会規程                 | 【資料 4-1-7】と同じ  |
| 【資料 6-1-3】            | 大短 内部質保証方針                            |                |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 |                                       |                |
| 【資料 6-2-1】            | 法人 中長期計画 グランドデザイン                     | 【資料 5-1-8】と同じ  |
| 【資料 6-2-2】            | 大短 2024 年度事業計画                        | 【資料 F-6】と同じ    |
| 【資料 6-2-3】            | 自己点検・評価委員会議事録 (2024 年 1 月 24 日報告事項 2) |                |
| 【資料 6-2-4】            | 自己点検・評価委員会資料 2023 年度事業計画進捗状況          |                |
| 【資料 6-2-5】            | 大短 2023 年度事業報告                        | 【資料 F-7】と同じ    |
| 【資料 6-2-6】            | 自己点検・評価シート                            |                |
| 【資料 6-2-7】            | 「個人研究費執行計画書」「個人研究成果報告書」様式             |                |
| 【資料 6-2-8】            | 教職課程 自己点検・評価報告書                       | 大学ホームページ       |
| 【資料 6-2-9】            | FACTBOOK (2019～2023)                  | 【資料 4-1-10】と同じ |
| 6-3. 内部質保証の機能性        |                                       |                |
| 【資料 6-3-1】            | 入試委員会議事録 (2024 年 4 月 10 日その他 1)       |                |
| 【資料 6-3-2】            | 2023 年度アセスメントテストの分析結果を受けて             | 【資料 3-3-12】と同じ |
| 【資料 6-3-3】            | 「2023 年度ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」集計結果     | 【資料 2-6-1】と同じ  |
| 【資料 6-3-4】            | アセスメント・プラン                            | 【資料 3-3-1】と同じ  |

基準 A. 地域連携

| 基準項目                          |                                   |               |
|-------------------------------|-----------------------------------|---------------|
| コード                           | 該当する資料名及び該当ページ                    | 備考            |
| A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供 |                                   |               |
| 【資料 A-1-1】                    | 子育て支援センター「んぐまーま」リーフレット            | 【資料 1-1-4】と同じ |
| 【資料 A-1-2】                    | 2024 年度「多胎児親子の会 んぐんぐまーま」案内        |               |
| 【資料 A-1-3】                    | 「令和 5 年度札幌市子育て支援講演会」案内            |               |
| 【資料 A-1-4】                    | 子育て支援センター「んぐまーま」なつまつり・ふゆまつり案内     |               |
| 【資料 A-1-5】                    | 2023 年度「んぐまーま」年間利用者集計表            |               |
| 【資料 A-1-6】                    | いわない地域子育て支援センター「あすばら」開所イベント       |               |
| 【資料 A-1-7】                    | 「ひがしく健康・スポーツまつり 2023」案内           |               |
| 【資料 A-1-8】                    | 「北海道双子祭」案内                        |               |
| A-2. 短期大学が持つ教育力による地域貢献        |                                   |               |
| 【資料 A-2-1】                    | 2023 年度公開講座案内                     |               |
| 【資料 A-2-2】                    | 根室市と札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部との連携に関する協定書 |               |
| 【資料 A-2-3】                    | 根室市との連携事業                         |               |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。